

関自監旅第 220号の2
関自旅二第1117号の2
関自保第 231号の2
平成21年 9月30日

全国個人タクシー協会 関東支部長 殿

関東運輸局長

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の
基準について

標記について、別添のとおり定めたので了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準

適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反
道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項	無許可経営	通達本文4.(1)④イ及び6.(1)⑥による	
運送法第9条の3第1項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反	20日車	40日車
運送法第9条の3第5項	料金事前届出、料金変更事前届出違反	20日車	40日車
運送法第9条の3第6項(第9条第7項準用)	料金の変更命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦イによる
運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	20日車	40日車
運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	40日車
運送法第13条	運送引受義務違反(※☆)	30日車 (40日車)	60日車 (80日車)
運送法第14条	運送の順序違反	10日車	20日車
運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反	20日車	40日車
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数等	10日車	20日車
運送法第15条第4項	事業計画の事後変更届出違反 ①主たる事務所の名称・位置又は営業所の名称 ②営業所の位置(営業区域内新設、変更、営業区域内に他の営業所が有する場合の廃止)	警告 10日車	10日車 20日車
運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3項又は第4項の基準日車等を適用する。	
運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦ロによる
運送法第20条	営業区域外旅客運送 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	10日車 20日車×違反件数	20日車 40日車×違反件数
運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車
運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反(規定の内容不適切)	10日車	20日車
運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦ハによる
運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	10日車	20日車
運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦ニによる
運送法第23条第1項 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の9第1項	運行管理者の選任違反 1 運行管理者数の不足 2 運行管理者選任なし	20日車 通達本文4.(1)④ロ及び6.(1)⑥による	40日車
運送法第23条第2項 運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任義務違反	20日車	40日車
運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	20日車
運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重、指導への不服従	警告	10日車
運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	160日車
運送法第27条第3項 運輸規則第2条第2項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反 一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	10日車
運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	10日車
運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	10日車
運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 警告 60日車 警告 10日車	10日車 10日車 120日車 10日車 20日車
運輸規則第4条	運賃・料金、運送約款の公示義務違反	警告	10日車

第1項、第2項			
運輸規則第4条第3項	運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反	警告	10日車
運輸規則第4条第4項	運賃・料金の額の事業用自動車内への表示義務違反	警告	10日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の公示義務違反	警告	10日車
運輸規則第10条第2項	領収書の発行義務違反	勧告	警告
運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反	10日車	20日車
運輸規則第15条の2第1項	特定自動運行保安員の選任数に関する義務違反	警告	10日車
運輸規則第15条の2第2項	特定自動運行保安員の乗務等義務違反	警告	10日車
運輸規則第15条の2第3項	特定自動運行旅客運送のための体制の整備違反	10日車	20日車
運輸規則第15条の2第4項	特定自動運行旅客運送の事故の場合の旅客及び死傷者に対する措置義務違反 1 旅客に対する措置義務違反 2 死傷者の措置義務違反	警告 60日車	10日車 120日車
運輸規則第15条の2第10項、第11項	特定自動運行旅客運送の回送板掲出義務違反	警告	10日車
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	120日車
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①一部の車両が未締結又は不適合 ②全ての車両が未締結又は不適合	10日車 20日車	20日車 40日車
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切(※) ②未設定(※) 2 勤務時間等基準告示の遵守違反(注1) ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上(※)(注2)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 10日車 (15日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 20日車 (30日車) 40日車 (60日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 40日車 (60日車)
	(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 10日車 20日車 ② 各事項の未遵守計2件以上 20日車 40日車 (注2) 通達本文4.(1)④ハに該当するものを除く。		
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切	30日車 警告	60日車 10日車
運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保5件以下 ②未整備・未確保6件以上 2 管理、保守不適切(注)	10日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車
	(注) 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを利用するなど睡眠に適した施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。		
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び運行の業務	100日車	200日車
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病、疲労等による運行の業務 4 薬物等使用運行の業務	警告 20日車 15日車×未受診者数 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 30日車×未受診者数 80日車 160日車 200日車
	(注1) 疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発生し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診せずに運行の業務に従事させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診せずに運行の業務に従事させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。		

運輸規則第21条第7項	乗務員等の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条の2	運行に関する状況把握等のための体制の整備違反	10日車	20日車
運輸規則第22条第1項	乗務距離の最高限度違反(30乗務に対して) ①未遵守5件以下(◎) ②未遵守6件以上15件以下(◎) ③未遵守16件以上(◎)	警告 10日車 20日車	10日車 20日車 40日車
運輸規則第23条	運賃等総額が一定基準以上になるような乗務の強制(◎)	30日車	60日車
運輸規則第24条第1項、第2項	点呼の実施義務違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施(注2) ①未実施19件以下(※) ②未実施20件以上49件以下(※) ③未実施50件以上(※)(注3) 2 不適切(注4) ①一部実施不適切(※) ②全て実施不適切(※) 3 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(注5)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車) 100日車	10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 40日車 (60日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 200日車
	(注1) 未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 以下の場合は未実施とする。なお、点呼の実施については、点呼の記録によって確認するものとする。ただし、運転者等に係る点呼について明らかに実施したことを事業者が書面等により証明した場合はこの限りではない。 ・省令に規定される点呼事項が全く実施されていない点呼 ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼 ・運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼 ・運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼 (注3) 通達本文4.(1)④ニ該当するものを除く。 (注4) 以下の場合は不適切とする。なお、点呼実施の確認方法は(注2)と同様とする。 ・省令に規定される点呼事項のうち一部が実施されていない点呼 ・実施不適切(未実施を含む)である点呼が、点呼が必要な回数100回に対して一部である場合は「一部実施不適切」、全部である場合は「全て実施不適切」とする。 ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 (注5) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る点呼について、明らかに実施されていることを点呼記録により事業者が証明した場合を除く。		
運輸規則第24条第4項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。		
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車
	(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。		
運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし(※) ②全て記録なし(※) 2 記載事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 60日車 (90日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車)	10日車 (15日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 120日車 (180日車) 10日車 (15日車) 60日車 (90日車)
運輸規則第25条第3項、第4項	業務の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下(※) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※) ③全て記録なし(※) 2 記録事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 60日車 (90日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 120日車 (180日車) 10日車 (15日車) 60日車 (90日車)
運輸規則第26条第2項	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ①記録なし5件以下(◎) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(◎) ③全て記録なし(◎) 2 記録の改ざん・不実記載(◎) 3 記録の保存 ①一部保存なし(◎) ②全て保存なし(◎)	警告 10日車 30日車 60日車 警告 30日車	10日車 20日車 60日車 120日車 10日車 60日車
運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反 1 記録 ①記録なし2件以下 ②記録なし3件以上 2 記録事項の不備 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 警告 警告	10日車 20日車 10日車 10日車
運輸規則第29条	地図の備え付け義務違反	警告	10日車
運輸規則第35条	運転者の選任数に関する義務違反	警告	10日車
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反 ①選任5名以下(※)	10日車 (15日車)	20日車 (30日車)

	②選任6名以上(※)	20日車 (30日車)	40日車 (60日車)
運輸規則第36条第2項	新任運転者に対する指導、監督義務違反 ①不適切5名以下 ②不適切6名以上	警告 10日車	10日車 20日車
運輸規則第37条第1項	乗務員等台帳の作成、備付け義務違反 1 作成 ①5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ②6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車
運輸規則第37条第2項、第5項	乗務員等台帳の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第37条第3項	乗務員証の記載、携行義務違反	警告	10日車
運輸規則第37条第4項	乗務員証の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「3」「4」以外の違反(注1) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注2) 3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3) 4 駐車違反(駐車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過労運転を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3)	警告 10日車 100日車	10日車 20日車 200日車
	(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 (注2) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る飲酒運転防止に関する指導について、明らかに実施されていることを指導記録により事業者が証明した場合を除く。 (注3) 通達本文3.(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。		別紙1 別紙2
運輸規則第38条第2項	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反 1 記録 ①一部記録なし又は記録の一部保存なし ②全て記録なし又は記録の全部保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 適性診断の受診状況 ①受診なし1名 ②受診なし2名以上	警告 40日車 警告 60日車 警告 10日車 警告 10日車	10日車 80日車 10日車 120日車 10日車 20日車 10日車 20日車
運輸規則第38条第3項	特定自動運行保安員に対する指導監督義務違反 特定自動運行保安員に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ①一部記録なし又は記録の一部保存なし ②全て記録なし又は記録の全部保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 警告 40日車 警告 60日車	10日車 10日車 80日車 10日車 120日車
運輸規則第38条第5項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勧告	警告
運輸規則第38条第6項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第6項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第39条	運転者等に対する地理、応接の指導監督義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車 (15日車)
運輸規則第40条第1項	指導要領制定義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車 (15日車)
運輸規則第40条第2項	指導主任者選任義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車 (15日車)
運輸規則第40条第3項	地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反 1 記録 ①一部記録なし ②全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記載 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 10日車 60日車 警告	10日車 20日車 120日車 10日車

運輸規則第41条	乗務員等服務規律制定義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の事業者名等表示義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第3項	禁煙表示義務違反	勧告	警告
運輸規則第43条第1項	応急用器具等の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反	勧告	警告
運輸規則第45条 (道路運送車両法(以下「車両法」という。))第40条から第43条まで、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両 1 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし	通達本文4.(1)④へ及び6.(1)⑥による	
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	警告 40日車	10日車 80日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
(車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数
(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。			
(注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。			
(注3) 3に該当する場合を除く。			
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①未記載3枚以下 ②未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 警告 60日車	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車
運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。	
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	10日車
運輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反 ①不適切 ②未制定	警告 20日車	10日車 40日車
運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切)	10日車	20日車
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 運行管理者の講習受講義務違反	20日車 10日車	40日車 20日車
運輸規則第68条第1項 第3号 第4号	届出義務違反 指導主任者の選任届 指導主任者の転任、退任届	勧告 勧告	警告 警告
運輸規則第69条	書類の適切管理義務違反 ①一種類の管理不適切 ②複数種類の管理不適切	警告 20日車	10日車 40日車

運送法第27条第4項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	通達本文6. (1)⑦ホによる
運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車
運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反	警告	10日車
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上 3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い 4 運賃料金の適正收受違反等その他	40日車×違反車両数 警告 20日車 40日車 10日車 20日車 警告	80日車×違反車両数 10日車 40日車 80日車 20日車 40日車 10日車
(注1) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。			
運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	10日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	通達本文6. (1)⑦へによる
運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	通達本文6. (1)⑦トによる
運送法第33条第1項	名義貸し	通達本文4. (1)④ト及び6. (1)⑥による	
運送法第33条第2項	事業の貸渡し等	通達本文4. (1)④チ及び6. (1)⑥による	
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	120日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車
運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	20日車
運送法第38条第1項	事業の休廃止届出 1 未届出 2 虚偽届	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の公示義務違反	警告	10日車
運送法第40条	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	通達本文6. (1)⑤による	
運送法第41条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	通達本文6. (1)⑤による	
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	20日車
運送法第43条第1項	無許可経営	通達本文4. (1)④イ及び6. (1)⑥による	
運送法第43条の4第3項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車
運送法第43条の5第2項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車
運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	通達本文6. (1)⑦チによる
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上 2 輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反 3 その他の条件又は期限違反	警告 20日車 40日車 80日車 通達本文4. (1)④リ及び6. (1)⑥による 20日車	10日車 40日車 80日車 40日車
(注) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。			
運送法第94条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車
運送法第94条第4項	検査拒否、虚偽の陳述等	通達本文4. (1)④ヌ及び6. (1)⑥による	
運送法第95条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車
道路運送法施行規則 第66条第1項	届出義務違反		
第1号	運輸開始の届出	勧告	警告
第2号	事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出	勧告	警告
第3号	死亡届出	勧告	—

第4号	休止事業の再開の届出	勸告	警告
第5号	命令を実施した届出	勸告	警告
第6号	休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出	勸告	警告
第7号	氏名若しくは名称又は住所の変更届出	勸告	警告
第8号	法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	勸告	警告
タクシー業務適正化特別措置法第3条	無登録運転者の乗務	60日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法第13条	運転者証の表示義務違反	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法第15条	運転者証の記載事項の訂正義務違反	警告	10日車
タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項、第2項	運転者証の返納等義務違反 ①一部未実施 ②全て未実施	警告 10日車	10日車 20日車
タクシー業務適正化特別措置法第18条	運転者証の譲渡等禁止違反	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法第18条の2	講習の受講命令違反	60日車	通達本文6.(1)㉗リによる
タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項	負担金納付命令違反	60日車	通達本文6.(1)㉗又による
タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項	タクシー乗車禁止地区における乗車	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法第44条	タクシー等に関する事前届出、変更の事前届出違反	警告	10日車
タクシー業務適正化特別措置法第45条第1項、第2項	タクシーである旨の表示等義務違反	警告	10日車
タクシー業務適正化特別措置法第46条第1項	個人タクシー事業者乗務証表示義務違反	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法第47条	運転者証等類似不正表示禁止違反	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法第51条第1項	報告義務違反等 1 未報告 2 虚偽の報告 3 検査拒否、虚偽陳述	警告 60日車	10日車 120日車
タクシー業務適正化特別措置法施行規則第31条	個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正義務違反	20日車	40日車
タクシー業務適正化特別措置法施行規則第34条	個人タクシー事業者乗務証の譲渡等の禁止	40日車	80日車
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー適正化・活性化法」という。) 第8条の7第1項	事業者計画の認可、事業者計画の変更認可違反	20日車	40日車
タクシー適正化・活性化法第8条の9第1項	事業者計画の認可命令違反	60日車	通達本文6.(1)㉗ルによる
タクシー適正化・活性化法第8条の9第2項	認可事業者計画の変更命令違反	60日車	通達本文6.(1)㉗ヲによる
タクシー適正化・活性化法第8条の9第3項	供給輸送力の削減命令違反	60日車	通達本文6.(1)㉗フによる
タクシー適正化・活性化法第8条の9第5項	認可事業者計画の変更命令違反	60日車	通達本文6.(1)㉗カによる
タクシー適正化・活性化法第8条の11第1項	営業方法の制限に関する命令違反	60日車	通達本文6.(1)㉗ヨによる
タクシー適正化・活性化法第16条の2	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車
タクシー適正化・活性化法第16条の4第1項	運賃届出、運賃変更届出違反 1 未届出、不当運賃収受 2 虚偽の届出	20日車 40日車	40日車 80日車
タクシー適正化・活性化法第16条の4第2項	運賃の設定違反(指定範囲外の運賃設定)	20日車	40日車
タクシー適正化・活性化法第16条の4第3項	運賃の変更命令違反	60日車	通達本文6.(1)㉗タによる
タクシー適正化・活性化法第16条の4第7項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反		運送法第9条の3第1項の基準日車等を適用する。
タクシー適正化・活性化法第17条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車
タクシー適正化・活性化法	検査拒否、虚偽の陳述等	通達本文4.(1)㉔又及び6.(1)㉖による	

第17条第2項			
タクシー適正化・活性化法 第17条の2	輸送の安全確保命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦による
特定地域及び準特定地域に おける一般乗用旅客自動車 運送事業の適正化及び活性化 に関する特別措置法施行 規則第11条の9第1項	届出義務違反	勧告	警告

1. 表中(※)が付されている違反事項について、運輸規則第22条第1項により最高乗務距離の限度を定める旨指定された地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かっこ書の基準を適用するものとする。
2. 表中(☆)が付されている違反事項について、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かっこ書の基準を適用するものとする。
3. この表中(※)、(☆)、(◎)が付されている違反事項は、通達本文1.(7)の「一定の違反」とする。

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者(当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。)を対象とする。

- (a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- (b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- (c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	再違反		
	2回目	3回目	4回目以上
警告	10日車	20日車	40日車

4. 行政処分等の基準の適用

- ① 2. (a)の協議又は2. (b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所において、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の協議及び2. (b)の意見聴取がなく、2. (c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2. (a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあっては、3. の再違反の基準を適用するものとする。

- ② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、2. により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3. の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数次の回数の量定を適用して処分するものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間に於いて5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

- ③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について(平成21年9月29日付け国自安第66号、国自旅第134号、国自整第60号) I 1. (3)の規定を準用する。

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為
に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は最高速度違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

- (a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取
(b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	10日車

4. 行政処分等の基準の適用

- ① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。

- ② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。
- ③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。
- ④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。
- ⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月29日付け国自安第66号、国自旅第134号、国自整第60号) I 1. (3)の規定を準用する。

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について(平成21年10月1日付け関自監旅第219号、関自旅二第1116号、関自保第230号)別表第1(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準)

新				旧			
適用条項	違反行為	基準日車等		適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病、疲労等による運行の業務 4 薬物等使用運行の業務	警告 20日車 15日車×未受診者数	10日車 40日車 30日車×未受診者数	運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病、疲労等による運行の業務 4 薬物等使用運行の業務	警告 20日車 40日車 40日車	10日車 40日車 80日車 160日車 200日車
	(注1) 疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに運行の業務に従事させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに運行の業務に従事させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。				(注1) 疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに運行の業務に従事させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに運行の業務に従事させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。		

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について(平成21年10月1日付け関自監旅第219号、関自旅二第1116号、関自保第230号)別表第1(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準)

新				旧			
適用条項	違反行為	基準日車等		適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運輸規則第21条第1項	<p>1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反</p> <p>①設定不適切(※) ②未設定(※)</p> <p>2 勤務時間等基準告示の遵守違反(注1)</p> <p>①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上(※)(注2)</p>	<p>警告 (警告) 10日車 (15日車)</p>	<p>10日車 (15日車) 20日車 (30日車)</p>	運輸規則第21条第1項	<p>1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反</p> <p>①設定不適切(※) ②未設定(※)</p> <p>2 乗務時間等告示の遵守違反(注1)</p> <p>①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上(※)(注2)</p>	<p>警告 (警告) 10日車 (15日車)</p>	<p>10日車 (15日車) 20日車 (30日車)</p>
	<p>(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。</p> <p>① 各事項の未遵守計1件 10日車 20日車 ② 各事項の未遵守計2件以上 20日車 40日車</p> <p>(注2) 通達本文4.(1)④ハに該当するものを除く。</p>				<p>(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。</p> <p>① 各事項の未遵守計1件 10日車 20日車 ② 各事項の未遵守計2件以上 20日車 40日車</p> <p>(注2) 通達本文4.(1)④ハに該当するものを除く。</p>		
運輸規則第24条第1項、第2項	<p>点呼の実施義務違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して)</p> <p>1 未実施(注2)</p> <p>①未実施19件以下(※) ②未実施20件以上49件以下(※) ③未実施50件以上(※)(注3)</p> <p>2 不適切(注4)</p> <p>①一部実施不適切(※) ②全て実施不適切(※)</p> <p>3 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(注5)</p>	<p>警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)</p>	<p>10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 40日車 (60日車)</p>	運輸規則第24条第1項、第2項	<p>点呼の実施義務違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して)</p> <p>1 未実施(新設)</p> <p>①未実施19件以下(※) ②未実施20件以上49件以下(※) ③未実施50件以上(※)(注2)</p> <p>2 不適切(新設)</p> <p>①一部実施不適切(※) ②全て実施不適切(※)</p> <p>(新設)</p>	<p>警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)</p>	<p>10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 40日車 (60日車)</p>
	<p>(注1) 未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。</p> <p>(注2) 以下の場合は未実施とする。なお、点呼の実施については、点呼の記録によって確認するものとする。ただし、運転者等に係る点呼について明らかに実施したことを事業者が書面等により証明した場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省令に規定される点呼事項が全く実施されていない点呼 ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼 ・運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼 ・運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼 <p>(注3) 通達本文4.(1)④ニに該当するものを除く。</p> <p>(注4) 以下の場合は不適切とする。なお、点呼実施の確認方法は(注2)と同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省令に規定される点呼事項のうち一部が実施されていない点呼 ・実施不適切(未実施を含む)である点呼が、点呼が必要な回数100回に対して一部である場合は「一部実施不適切」、全部である場合は「全て実施不適切」とする。 ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 <p>(注5) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合、ただし、当該運転者に係る点呼について、明らかに実施されていることを点呼記録により事業者が証明した場合を除く。</p>				<p>(注1) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した場合は点呼未実施とする。 ・「実施不適切」は実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(注2) 通達本文4.(1)④ニに該当するものを除く。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>		
運輸規則第38条第1項	<p>「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反</p> <p>1 「3」「4」以外の違反(注1)</p> <p>①一部不適切 ②大部分不適切</p> <p>2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注2)</p> <p>3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3)</p>	<p>警告 10日車</p>	<p>10日車 20日車 200日車</p>	運輸規則第38条第1項	<p>「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反</p> <p>1 「2」「3」以外の違反(注1)</p> <p>①一部不適切 ②大部分不適切</p> <p>(新設)</p> <p>2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)</p>	<p>警告 10日車</p>	<p>10日車 20日車</p>
			別紙1				別紙1

<p>4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過労運転を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3)</p>	<p>別紙2</p>	<p>3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過労運転を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)</p>	<p>別紙2</p>
<p>(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 (注2) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る飲酒運転防止に関する指導について、明らかに実施されていることを指導記録により事業者が証明した場合を除く。 (注3) 通達本文3.(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。</p>		<p>(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 (新設) (注2) 通達本文3.(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。</p>	

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年10月1日付け関自監旅客第219号、関自旅二第1116号、関自保第230号)別表第1(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準)

新				旧			
適用条項	違反行為事項	基準日車等		適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運送法第9条の3第5項	料金事前届出、料金変更事前届出違反	20日車	40日車	運送法第9条の3第3項	料金事前届出、料金変更事前届出違反	20日車	40日車
運送法第9条の3第6項(第9条第7項準用)	料金の変更命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦イによる	運送法第9条の3第4項(第9条第6項準用)	料金の変更命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦イによる
運輸規則第36条第2項	新任運転者に対する指導、監督義務違反 ①不適切5名以下 ②不適切6名以上	警告 10日車	10日車 20日車	運輸規則第36条第2項	新任運転者に対する指導、監督義務違反(10日間の指導、監督の未実施) ①不適切5名以下 ②不適切6名以上	警告 10日車	10日車 20日車

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	初違反	基準日車等 再違反	適用条項	違反行為	初違反	基準日車等 再違反
運輸規則第4条第1項、第2項	運賃・料金、運送約款の公示義務違反	警告	10日車	運輸規則第4条第1項	運賃・料金、運送約款の公示義務違反	警告	10日車
運輸規則第4条第3項	運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反	警告	10日車	運輸規則第4条第2項	運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反	警告	10日車
運輸規則第4条第4項	運賃・料金の額の事業用自動車内への表示義務違反	警告	10日車	運輸規則第4条第3項	運賃・料金の額の事業用自動車内への表示義務違反	警告	10日車
運輸規則第15条の2第1項	特定自動運行保安員の選任数に関する義務違反	警告	10日車	(新設)			
運輸規則第15条の2第2項	特定自動運行保安員の乗務等義務違反	警告	10日車	(新設)			
運輸規則第15条の2第3項	特定自動運行旅客運送のための体制の整備違反	10日車	20日車	(新設)			
運輸規則第15条の2第4項	特定自動運行旅客運送の事故の場合の旅客及び死傷者に対する措置義務違反 1 旅客に対する措置義務違反 2 死傷者の措置義務違反	警告 60日車	10日車 120日車	(新設)			
運輸規則第15条の2第10項、第11項	特定自動運行旅客運送の回送板掲出義務違反	警告	10日車	(新設)			
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。))に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切(※) ②未設定(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。))に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切(※) ②未設定(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)
	2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上(※)(注2)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 40日車 (60日車)		2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上(※)(注2)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 40日車 (60日車)
	(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 10日車 ② 各事項の未遵守計2件以上 20日車				(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 10日車 ② 各事項の未遵守計2件以上 20日車		
	(注2) 通達本文4.(1)④ハに該当するものを除く。				(注2) 通達本文4.(1)④ハに該当するものを除く。		
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び 運行の業務	100日車	200日車	運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び 乗務	100日車	200日車
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある 運行の業務 (注1) ①未受診者1名 警告 ②未受診者2名 20日車 ③未受診者3名以上 40日車 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 40日車 3 疾病、疲労等による 運行の業務 80日車 4 薬物等使用 運行の業務 100日車	警告 20日車 40日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 80日車 160日車 200日車	運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある 乗務 (注1) ①未受診者1名 警告 ②未受診者2名 20日車 ③未受診者3名以上 40日車 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 40日車 3 疾病、疲労等による 乗務 80日車 4 薬物等使用 乗務 100日車	警告 20日車 40日車 40日車 80日車 160日車 200日車	10日車 40日車 80日車 80日車 160日車 200日車
	(注1) 疾病のおそれのある 運行の業務 とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で 運行の業務 に従事させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに 運行の業務 に従事させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに 運行の業務 に従事させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。				(注1) 疾病のおそれのある 乗務 とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で 乗務 させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに 乗務 させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに 乗務 させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。		
運輸規則第21条第7項	乗務員等の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車	運輸規則第21条第7項	乗務員の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第22条第1項	乗務距離の最高限度違反(30乗務に対して) ①未遵守5件以下(◎) ②未遵守6件以上15件以下(◎) ③未遵守16件以上(◎)	警告 10日車 20日車	10日車 20日車 40日車	運輸規則第22条第1項	乗務距離の最高限度違反(30乗務に対して) ①未遵守5件以下(◎) ②未遵守6件以上15件以下(◎) ③未遵守16件以上(◎)	警告 10日車 20日車	10日車 20日車 40日車

運輸規則第25条第3項、第4項	乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下(※) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※) ③全て記録なし(※) 2 記録事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 60日車 (90日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 120日車 (180日車)	運輸規則第25条第3項、第4項	乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下(※) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※) ③全て記録なし(※) 2 記録事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 60日車 (90日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 120日車 (180日車)
運輸規則第26条第2項	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ①記録なし5件以下(◎) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(◎) ③全て記録なし(◎) 2 記録の改ざん・不実記載(◎) 3 記録の保存 ①一部保存なし(◎) ②全て保存なし(◎)	警告 10日車 30日車 60日車	10日車 20日車 60日車 120日車	運輸規則第26条第2項	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ①記録なし5件以下(◎) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(◎) ③全て記録なし(◎) 2 記録の改ざん・不実記載(◎) 3 記録の保存 ①一部保存なし(◎) ②全て保存なし(◎)	警告 10日車 30日車 60日車	10日車 20日車 60日車 120日車
運輸規則第37条第1項	乗務員等台帳の作成、備付け義務違反 1 作成 ①5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ②6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車	運輸規則第37条第1項	乗務員等台帳の作成、備付け義務違反 1 作成 ①5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ②6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車
運輸規則第37条第2項、第5項	乗務員等台帳の保存義務違反	警告	10日車	運輸規則第37条第2項	乗務員等台帳の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第3項	特定自動運行保安員に対する指導監督義務違反 特定自動運行保安員に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ①一部記録なし又は記録の一部保存なし ②全て記録なし又は記録の全部保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 40日車 警告 60日車	10日車 80日車 10日車 120日車	(新設) (新設)			
運輸規則第38条第5項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勧告	警告	運輸規則第38条第4項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勧告	警告
運輸規則第38条第6項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第6項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車	運輸規則第38条第5項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第39条	運転者等に対する地理、応接の指導監督義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車 (15日車)	運輸規則第39条	運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車 (15日車)
運輸規則第41条	乗務員等服務規律制定義務違反	警告	10日車	運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の事業者名等表示義務違反	警告	10日車	運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の運転者氏名等揭示義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第3項	禁煙表示義務違反	勧告	警告	(新設)			
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 運行管理者の講習受講義務違反	20日車 10日車	40日車 20日車	運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反	20日車 10日車	40日車 20日車

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年10月1日付け関自監旅客第219号、関自旅二第1116号、関自保第230号)別表第1(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準)

新				旧			
適用条項	違反行為事項	基準日車等		適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病、疲労等による乗務 4 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 80日車 160日車 200日車	運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 (新設) 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 160日車 200日車
	(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診せずに乗車させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾患を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。				(注) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (新設) (新設)		

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為 事項	基準日車等		適用条項	違反行為 事項	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の 公示義務違反	警告	10日車	運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の 掲示義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」以外の違反(注1) ①一部不適切 ②大部分不適切	警告 10日車	10日車 20日車	運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」以外の違反(注1) ①一部不適切 ②大部分不適切	警告 10日車	10日車 20日車
	2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)		別紙1		2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)		別紙1
	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに 救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転 を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)		別紙2		3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに 過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反 を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)		別紙2
	(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 (注2) 通達本文3.(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。				(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 (注2) 通達本文3.(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。		
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の 公示義務違反	警告	10日車	運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の 掲示義務違反	警告	10日車

別紙2	別紙2
<p>駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係る行政処分等の取扱いについて</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 行政処分等の対象 駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は最高速度違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。</p> <p>(a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取 (b) 道路交通法第108条の34の規定による通知</p> <p>3. ~4. (略)</p>	<p>駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係る行政処分等の取扱いについて</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 行政処分等の対象 駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。</p> <p>(a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取 (b) 道路交通法第108条の34の規定による通知</p> <p>3. ~4. (略)</p>

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	基準日車等		適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運送法第27条第3項 運輸規則第3条第2項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項 苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし	警告	10日車	運送法第27条第3項 運輸規則第3条第2項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項 苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし	警告	10日車
	2 記載事項の不備	警告	10日車		2 記載事項の不備	警告	10日車
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車		3 記録の改ざん・不実記載	30日車	60日車
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。))に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切(※) ②未設定(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。))に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切(※) ②未設定(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)
	2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上(※)(注2)	警告 10日車 20日車	10日車 20日車 40日車		2 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上(※)(注)	警告 10日車 20日車	10日車 20日車 40日車
	(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し、処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 10日車 ② 各事項の未遵守計2件以上 20日車 (注2) 通達本文4.(1)④ハに該当するものを除く。				(注) 通達本文4.(1)④ハに該当するものを除く。		
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務 (注) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。	警告 20日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 160日車 200日車	運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ①未受診者50%未満 ②未受診者50%以上 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務 (注) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。	警告 10日車 80日車 100日車	10日車 20日車 160日車 200日車
運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし(※) ②全て記録なし(※) 2 記載事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 30日車 (45日車)	10日車 (15日車) 60日車 (90日車)	運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし(※) ②全て記録なし(※) 2 記載事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 30日車 (45日車)	10日車(15日車) 60日車(90日車)
運輸規則第25条第3項、 第4項	乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下(※) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※) ③全て記録なし(※) 2 記録事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 60日車 (90日車)	運輸規則第25条第3項、 第4項	乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下(※) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※) ③全て記録なし(※) 2 記録事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車)	10日車(15日車) 20日車(30日車) 60日車(90日車)

運輸規則第26条第2項	<p>運行記録計による記録義務違反</p> <p>1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して)</p> <p>①記録なし5件以下(◎)</p> <p>②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(◎)</p> <p>③全て記録なし(◎)</p> <p>2 記録の改ざん・不実記載(◎)</p> <p>3 記録の保存</p> <p>①一部保存なし(◎)</p> <p>②全て保存なし(◎)</p>	<p>警告</p> <p>10日車</p> <p>10日車</p> <p>30日車</p> <p>60日車</p> <p>60日車</p> <p>120日車</p> <p>警告</p> <p>30日車</p> <p>10日車</p> <p>60日車</p>	運輸規則第26条第2項	<p>運行記録計による記録義務違反</p> <p>1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して)</p> <p>①記録なし5件以下(◎)</p> <p>②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(◎)</p> <p>③全て記録なし(◎)</p> <p>2 記録の改ざん・不実記載(◎)</p> <p>3 記録の保存</p> <p>①一部保存なし(◎)</p> <p>②全て保存なし(◎)</p>	<p>警告</p> <p>10日車</p> <p>10日車</p> <p>30日車</p> <p>60日車</p> <p>60日車</p> <p>120日車</p> <p>警告</p> <p>30日車</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p>
運輸規則第38条第1項	<p>運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存</p> <p>1 記録</p> <p>①一部記録なし又は記録の一部保存なし</p> <p>②全て記録なし又は記録の全部保存なし</p> <p>2 記載事項等の不備</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p> <p>(削除)</p>	<p>警告</p> <p>40日車</p> <p>警告</p> <p>60日車</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p>	運輸規則第38条第1項	<p>運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存</p> <p>1 記録</p> <p>①一部記録なし</p> <p>②全て記録なし</p> <p>2 記載事項等の不備</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p> <p>4 記録の保存義務違反</p>	<p>警告</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>警告</p> <p>10日車</p> <p>30日車</p> <p>警告</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p>
運輸規則第40条第3項	<p>地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反</p> <p>1 記録</p> <p>①一部記録なし</p> <p>②全て記録なし</p> <p>2 記録の改ざん・不実記載</p>	<p>警告</p> <p>10日車</p> <p>60日車</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p>	運輸規則第40条第3項	<p>地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反</p> <p>1 記録</p> <p>①一部記録なし</p> <p>②全て記録なし</p> <p>2 記録の改ざん・不実記載</p>	<p>警告</p> <p>10日車</p> <p>30日車</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>60日車</p>
運輸規則第45条 (車両法第49条)	<p>点検整備関係義務違反</p> <p>点検整備記録簿等の記載義務違反等</p> <p>1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿)</p> <p>①未記載3枚以下</p> <p>②未記載4枚</p> <p>2 記載不適切</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p>	<p>警告</p> <p>3日車×違反車両数</p> <p>3日車×違反車両数</p> <p>6日車×違反車両数</p> <p>警告</p> <p>10日車</p> <p>60日車</p> <p>120日車</p>	運輸規則第45条 (車両法第49条)	<p>点検整備関係義務違反</p> <p>点検整備記録簿等の記載義務違反等</p> <p>1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿)</p> <p>①未記載3枚以下</p> <p>②未記載4枚</p> <p>2 記載不適切</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p>	<p>警告</p> <p>3日車×違反車両数</p> <p>3日車×違反車両数</p> <p>6日車×違反車両数</p> <p>警告</p> <p>10日車</p> <p>30日車</p> <p>60日車</p>
運送法第29条	<p>自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反</p> <p>1 未届出</p> <p>2 虚偽届出</p>	<p>10日車</p> <p>60日車</p> <p>20日車</p> <p>120日車</p>	運送法第29条	<p>自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反</p> <p>1 未届出</p> <p>2 虚偽届出</p>	<p>10日車</p> <p>40日車</p> <p>20日車</p> <p>80日車</p>
運送法第30条第2項	<p>事業の健全な発達を阻害する競争</p> <p>1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用</p> <p>2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1)</p> <p>①未加入者1名</p> <p>②未加入者2名</p> <p>③未加入者3名以上</p>	<p>40日車×違反車両数</p> <p>80日車×違反車両数</p> <p>警告</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p> <p>40日車</p> <p>10日車</p> <p>40日車</p> <p>80日車</p>	運送法第30条第2項	<p>事業の健全な発達を阻害する競争</p> <p>1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用</p> <p>2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1)</p> <p>①一部未加入のもの</p> <p>②全て未加入のもの</p>	<p>40日車×違反車両数</p> <p>80日車×違反車両数</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>20日車</p> <p>20日車</p> <p>20日車</p>
運送法第86条第1項	<p>許可等の条件又は期限違反</p> <p>1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注)</p> <p>①未加入者1名</p> <p>②未加入者2名</p> <p>③未加入者3名以上</p>	<p>警告</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p> <p>40日車</p> <p>10日車</p> <p>40日車</p> <p>80日車</p>	運送法第86条第1項	<p>許可等の条件又は期限違反</p> <p>1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注)</p> <p>①一部未加入のもの</p> <p>②全て未加入のもの</p>	<p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>20日車</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p>
運送法第94条第1項	<p>報告義務違反</p> <p>1 未報告</p> <p>2 虚偽の報告</p>	<p>警告</p> <p>60日車</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p>	運送法第94条第1項	<p>報告義務違反</p> <p>1 未報告</p> <p>2 虚偽の報告</p>	<p>警告</p> <p>40日車</p> <p>10日車</p> <p>80日車</p>
タクシー業務適正化特別措置法第51条第1項	<p>報告義務違反等</p> <p>1 未報告</p> <p>2 虚偽の報告</p> <p>3 検査拒否、虚偽陳述</p> <p>通達本文4.(1)④及び6.(1)⑥による</p>	<p>警告</p> <p>60日車</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p>	タクシー業務適正化特別措置法第51条第1項	<p>報告義務違反等</p> <p>1 未報告</p> <p>2 虚偽の報告</p> <p>3 検査拒否、虚偽陳述</p> <p>通達本文4.(1)④及び6.(1)⑥による</p>	<p>警告</p> <p>40日車</p> <p>10日車</p> <p>80日車</p>
タクシー適正化・活性化法	<p>報告義務違反</p>		タクシー適正化・活性化法	<p>報告義務違反</p>	

第16条の2	1 未報告 2 虚偽の報告	警告 <u>60日車</u>	10日車 <u>120日車</u>	第16条の2	1 未報告 2 虚偽の報告	警告 <u>40日車</u>	10日車 <u>80日車</u>
効シ-適正化・活性化法 第17条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 <u>60日車</u>	10日車 <u>120日車</u>	効シ-適正化・活性化法 第17条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 <u>40日車</u>	10日車 <u>80日車</u>

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為事項	基準日車等		適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運送法第23条第2項 (略)				運送法第23条第2項 (略)			
運送法第27条第3項 (略)	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反			運送法第27条第3項 (略)	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反		
運輸規則第21条第5項	<u>1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注)</u> ①未受診者50%未満 ②未受診者50%以上 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務	警告 10日車 80日車 100日車	10日車 20日車 160日車 200日車	運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	10日車
	[注] 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。						
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	10日車				
運輸規則第69条	書類の適切管理義務違反 ①一種類の管理不適切 ②複数種類の管理不適切	警告 20日車	10日車 40日車				
				運輸規則第21条第5項	<u>1 健康状態の把握義務違反</u> ①把握不適切50%未満 ②把握不適切50%以上 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務	警告 10日車 80日車 100日車	10日車 20日車 160日車 200日車

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	基準日数等		適用条項	違反行為	基準日数等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運送法第27条第 項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反			運送法第27条第 項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反		
運送法第27条第 項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	通達本文6.(1)のホによる	運送法第27条第 項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	通達本文6.(1)のホによる
運輸規則第24条第 項	アルコール検知器備え義務違反			運輸規則第24条第 項	アルコール検知器備え義務違反		
運輸規則第24条第 項	点呼の記録義務違反			運輸規則第24条第 項	点呼の記録義務違反		

別表第1

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

別表第1

適用条項	違反行為事項	新		旧	
		初違反	再違反	初違反	再違反
道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項	無許可経営	「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(公示)」(以下「平成21年公示」という。) ⁴ 。(1)④イ及び6.(1)⑧による		「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(公示)」(以下「平成21年公示」という。) ⁴ 。(1)④イ及び6.(1)⑧による	
運送法第9条の3第1項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反	20日車	40日車	運送法第9条の3第1項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反
運送法第9条の3第3項	料金事前届出、料金変更事前届出違反	20日車	40日車	運送法第9条の3第3項	料金事前届出、料金変更事前届出違反
運送法第9条の3第4項(第9条第6項準用)	料金の変更命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦イによる	運送法第9条の3第4項(第9条第6項準用)	料金の変更命令違反
運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	20日車	40日車	運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反
運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	40日車	運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反
運送法第13条	運送引受義務違反(※☆)	30日車 (40日車)	60日車(80日車)	運送法第13条	運送引受義務違反(※☆)
運送法第14条	運送の順序違反	10日車	20日車	運送法第14条	運送の順序違反
運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反	20日車	40日車	運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数等	10日車	20日車	運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数等
運送法第15条第4項	事業計画の事後変更届出違反 ①主たる事務所の名称・位置又は営業所の名称 ②営業所の位置(営業区域内新設、変更、営業区域内に他の営業所が有する場合の廃止)	警告 10日車	10日車 20日車	運送法第15条第4項	事業計画の事後変更届出違反 ①主たる事務所の名称・位置又は営業所の名称 ②営業所の位置(営業区域内新設、変更、営業区域内に他の営業所が有する場合の廃止)
運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3項又は第4項の基準 日車等を適用する。		運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反
運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦ロによる	運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反
運送法第20条	営業区域外旅客運送 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	10日車 20日車×違反件数	20日車 40日車×違反件数	運送法第20条	営業区域外旅客運送 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの
運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	40日車	運送法第21条	乗合旅客運送違反
運送法第22条の2第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告 10日車	40日車 10日車	運送法第22条の2第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの
運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反(規定の内容不適切)	10日車	20日車	運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反(規定の内容不適切)
運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦ハによる	運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反
運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車	運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反
運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの
運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	10日車	20日車	運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反
運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦ニによる	運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反
運送法第23条第1項 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の9第1項	運行管理者の選任違反 1 運行管理者数の不足 2 運行管理者選任なし	20日車 平成21年公示4.(1)④ロ及び6.(1)⑥による	40日車	運送法第23条第1項 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の9第1項	運行管理者の選任違反 1 運行管理者数の不足 2 運行管理者選任なし
運送法第23条第2項 運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任義務違反	20日車	40日車	運送法第23条第2項 運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任義務違反
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	10日車	運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反
運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの
運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	20日車	運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反
運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重、指導への不服従	警告	10日車	運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重、指導への不服従
運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	160日車	運送法第25条	運転者の制限違反

運送法第27条第2項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反			
運輸規則第2条第2項	一般準則(公平かつ適切な取扱い)違反	警告	10日車	
運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	10日車	
運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	10日車	
運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし	警告	10日車	
	2 記載事項の不備	警告	10日車	
	3 記録の改ざん・不実記載	30日車	60日車	
	4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 10日車	10日車 20日車	
運輸規則第4条第1項	運賃・料金、運送約款の公示義務違反	警告	10日車	
運輸規則第4条第2項	運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反	警告	10日車	
運輸規則第4条第3項	運賃・料金の額の事業用自動車内への表示義務違反	警告	10日車	
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の揭示義務違反	警告	10日車	
運輸規則第10条第2項	領収書の発行義務違反	勧告	警告	
運輸規則第14条第2項	危険物の輸制限違反	10日車	20日車	
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	10日車	
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	120日車	
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①一部の車両が未締結又は不適合 ②全ての車両が未締結又は不適合	10日車 20日車	20日車 40日車	
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	10日車	
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切(※) ②未設定(※) 2 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上(※)注	警告 (警告) 10日車 (15日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	
	(注) 平成21年公示4。(1)④ハに該当するものを除く。			
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切	30日車 警告	60日車 10日車	
運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保5件以下 ②未整備・未確保6件以上 2 管理、保守不適切(注)	10日車 20日車	20日車 40日車	
	(注) 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを利用するなど睡眠に適した施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。			
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車	
運輸規則第21条第5項	1 健康状態の把握義務違反 ①把握不適切50%未満 ②把握不適切50%以上	警告 10日車	10日車 20日車	

運送法第27条第2項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反			
運輸規則第2条第2項	一般準則(公平かつ適切な取扱い)違反	警告	10日車	
運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	10日車	
運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	10日車	
運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし	警告	10日車	
	2 記載事項の不備	警告	10日車	
	3 記録の改ざん・不実記載	30日車	60日車	
	4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 10日車	10日車 20日車	
運輸規則第4条第1項	運賃・料金、運送約款の公示義務違反	警告	10日車	
運輸規則第4条第2項	運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反	警告	10日車	
運輸規則第4条第3項	運賃・料金の額の事業用自動車内への表示義務違反	警告	10日車	
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の揭示義務違反	警告	10日車	
運輸規則第10条第2項	領収書の発行義務違反	勧告	警告	
運輸規則第14条第2項	危険物の輸制限違反	10日車	20日車	
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	10日車	
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	120日車	
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①一部の車両が未締結又は不適合 ②全ての車両が未締結又は不適合	10日車 20日車	20日車 40日車	
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	10日車	
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切(※) ②未設定(※) 2 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上(※)注	警告 (警告) 10日車 (15日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	
	(注) 平成21年公示4。(1)④ハに該当するものを除く。			
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切	30日車 警告	60日車 10日車	
運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保5件以下 ②未整備・未確保6件以上 2 管理、保守不適切(注)	10日車 20日車	20日車 40日車	
	(注) 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを利用するなど睡眠に適した施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。			
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車	
運輸規則第21条第5項	1 健康状態の把握義務違反 ①把握不適切50%未満 ②把握不適切50%以上	警告 10日車	10日車 20日車	

	2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務	80日車 100日車	160日車 200日車
運輸規則第21条第7項	乗務員の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条の2	運行に関する状況把握等のための体制の整備違反	10日車	20日車
運輸規則第22条第1項	乗務距離の最高限度違反(30乗務に対して) ①未遵守5件以下(◎) ②未遵守6件以上15件以下(◎) ③未遵守16件以上(◎)	警告 10日車 20日車	10日車 20日車 40日車
運輸規則第23条	運賃等総額が一定基準以上になるような乗務の強制(◎)	30日車	60日車
運輸規則第24条第1項、第2項	点呼の実施義務違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施 ①未実施19件以下(※) ②未実施20件以上49件以下(※) ③未実施50件以上(※)(注2) 2 不適切 ①一部実施不適切(※) ②全て実施不適切(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車)	10日車(15日車) 20日車(30日車) 40日車(60日車) 10日車(15日車) 20日車(30日車)
	(注1) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した場合は点呼未実施とする。 ・「実施不適切」は実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 平成21年公示4。(1)④二に該当するものを除く。		
運輸規則第24条第3項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。		
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車
	(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。		
運輸規則第24条第4項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし(※) ②全て記録なし(※) 2 記載事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車) 10日車 (15日車)	10日車(15日車) 60日車(90日車) 10日車(15日車) 60日車(90日車) 10日車(15日車) 20日車(30日車)
運輸規則第25条第3項、第4項	乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下(※) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※) ③全て記録なし(※) 2 記録事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車) 10日車 (15日車)	10日車(15日車) 20日車(30日車) 60日車(90日車) 10日車(15日車) 60日車(90日車) 10日車(15日車) 20日車(30日車)
運輸規則第26条第2項	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ①記録なし5件以下(◎) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(◎) ③全て記録なし(◎) 2 記録の改ざん・不実記載(◎)	警告 10日車 30日車 30日車	10日車 20日車 60日車 60日車

	2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務	80日車 100日車	160日車 200日車
	新設		
	新設		
運輸規則第22条第1項	乗務距離の最高限度違反(30乗務に対して) ①未遵守5件以下(◎) ②未遵守6件以上15件以下(◎) ③未遵守16件以上(◎)	警告 10日車 20日車	10日車 20日車 40日車
運輸規則第23条	運賃等総額が一定基準以上になるような乗務の強制(◎)	30日車	60日車
運輸規則第24条第1項、第2項	点呼の実施義務違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施 ①未実施19件以下(※) ②未実施20件以上49件以下(※) ③未実施50件以上(※)(注2) 2 不適切 ①一部実施不適切(※) ②全て実施不適切(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車)	10日車(15日車) 20日車(30日車) 40日車(60日車) 10日車(15日車) 20日車(30日車)
	(注1) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した場合は点呼未実施とする。 ・「実施不適切」は実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 平成21年公示4。(1)④二に該当するものを除く。		
運輸規則第24条第3項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。		
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車
	(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。		
運輸規則第24条第4項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし(※) ②全て記録なし(※) 2 記載事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車) 10日車 (15日車)	10日車(15日車) 60日車(90日車) 10日車(15日車) 60日車(90日車) 10日車(15日車) 20日車(30日車)
運輸規則第25条第3項、第4項	乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下(※) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※) ③全て記録なし(※) 2 記録事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車) 10日車 (15日車)	10日車(15日車) 20日車(30日車) 60日車(90日車) 10日車(15日車) 60日車(90日車) 10日車(15日車) 20日車(30日車)
運輸規則第26条第2項	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ①記録なし5件以下(◎) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(◎) ③全て記録なし(◎) 2 記録の改ざん・不実記載(◎)	警告 10日車 30日車 30日車	10日車 20日車 60日車 60日車

	3 記録の保存 ①一部保存なし(◎) ②全て保存なし(◎)	警告 10日車	10日車 20日車
運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反 1 記録 ①記録なし2件以下 ②記録なし3件以上 2 記録事項の不備 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 警告 警告	10日車 20日車 10日車 10日車
運輸規則第29条	地図の備え付け義務違反	警告	10日車
運輸規則第35条	運転者の選任数に関する義務違反	警告	10日車
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反 ①選任5名以下(※) ②選任6名以上(※)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	20日車(30日車) 40日車(60日車)
運輸規則第36条第2項	新任運転者に対する指導、監督義務違反(10日間の指導、監督の実施) ①不適切5名以下 ②不適切6名以上	警告 10日車	10日車 20日車
運輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反 1 作成 ①5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ②6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車
運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第37条第3項	乗務員証の記載、携行義務違反	警告	10日車
運輸規則第37条第4項	乗務員証の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対し行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」以外の違反(注1) ①一部不適切 ②大部分不適切	警告 10日車	10日車 20日車
	2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)		別紙1
	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)		別紙2
	(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 (注2) 平成21年公示3。(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。		
運輸規則第38条第2項	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ①一部記録なし ②全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存義務違反	警告 10日車 警告 30日車 警告	10日車 20日車 10日車 60日車 10日車
	運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 適性診断の受診状況 ①受診なし1名 ②受診なし2名以上	警告 10日車 警告 10日車	10日車 20日車 10日車 20日車

	3 記録の保存 ①一部保存なし(◎) ②全て保存なし(◎)	警告 10日車	10日車 20日車
運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反 1 記録 ①記録なし2件以下 ②記録なし3件以上 2 記録事項の不備 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 警告 警告	10日車 20日車 10日車 10日車
運輸規則第29条	地図の備え付け義務違反	警告	10日車
運輸規則第35条	運転者の選任数に関する義務違反	警告	10日車
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反 ①選任5名以下(※) ②選任6名以上(※)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	20日車(30日車) 40日車(60日車)
運輸規則第36条第2項	新任運転者に対する指導、監督義務違反(10日間の指導、監督の実施) ①不適切5名以下 ②不適切6名以上	警告 10日車	10日車 20日車
運輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反 1 作成 ①5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ②6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車
運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第37条第3項	乗務員証の記載、携行義務違反	警告	10日車
運輸規則第37条第4項	乗務員証の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対し行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」以外の違反(注1) ①一部不適切 ②大部分不適切	警告 10日車	10日車 20日車
	2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)		別紙1
	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)		別紙2
	(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 (注2) 平成21年公示3。(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。		
運輸規則第38条第2項	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ①一部記録なし ②全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存義務違反	警告 10日車 警告 30日車 警告	10日車 20日車 10日車 60日車 10日車
	運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 適性診断の受診状況 ①受診なし1名 ②受診なし2名以上	警告 10日車 警告 10日車	10日車 20日車 10日車 20日車

〔注〕 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。			
運輸規則第38条第4項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勧告	警告
運輸規則第38条第5項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第39条	運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車(15日車)
運輸規則第40条第1項	指導要領制定義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車(15日車)
運輸規則第40条第2項	指導主任者選任義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車(15日車)
運輸規則第40条第3項	地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記載 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 30日車	10日車 20日車 60日車
運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の運転者氏名等掲示義務違反	警告	10日車
運輸規則第43条第1項	応急用具等の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反	勧告	警告
運輸規則第45条各号列記以外の部分 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両 1 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし	平成21年公示4.(1)④へ及び6.(1)⑥による	
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	警告 40日車	10日車 80日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
運輸規則第45条第1号 (車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数
〔注1〕 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 〔注2〕 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 〔注3〕			

〔注〕 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。			
運輸規則第38条第4項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勧告	警告
運輸規則第38条第5項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第39条	運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車(15日車)
運輸規則第40条第1項	指導要領制定義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車(15日車)
運輸規則第40条第2項	指導主任者選任義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車(15日車)
運輸規則第40条第3項	地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記載 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 30日車	10日車 20日車 60日車
運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の運転者氏名等掲示義務違反	警告	10日車
運輸規則第43条第1項	応急用具等の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反	勧告	警告
運輸規則第45条各号列記以外の部分 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両 1 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし	平成21年公示4.(1)④へ及び6.(1)⑥による	
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	警告 40日車	10日車 80日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
運輸規則第45条第1号 (車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数
〔注1〕 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 〔注2〕 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 〔注3〕			

	3に該当する場合を除く。		
運輸規則第45条第2号 (車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①未記載3枚以下 ②未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 警告 10日車 30日車 60日車 警告 3日車×違反車両数 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 60日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車
運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。	
運輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反 ①不適切 ②未制定	警告 20日車	10日車 40日車
運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切)	10日車	20日車
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反	20日車 10日車	40日車 20日車
運輸規則第68条第1項 第3号 第4号	届出義務違反 指導主任者の選任届 指導主任者の転任、退任届	勧告 警告	警告 警告
運送法第27条第3項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	平成21年公示6。(1)㉗による
運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 40日車	20日車 80日車
運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反	警告	10日車
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う家用自動車の利用 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの 3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い 4 運賃料金の適正收受違反等その他	40日車×違反車両数 10日車 20日車 10日車 20日車 警告	80日車×違反車両数 20日車 40日車 20日車 40日車 10日車
	(注1) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。		
運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	10日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	平成21年公示6。(1)㉗へによる
運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	平成21年公示6。(1)㉗トによる
運送法第33条第1項	名義貸し	平成21年公示4。(1)㉔ト及び6。(1)㉖による	
運送法第33条第2項	事業の貸渡し等	平成21年公示4。(1)㉔チ及び6。(1)㉖による	
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	120日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車

	3に該当する場合を除く。		
運輸規則第45条第2号 (車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①未記載3枚以下 ②未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 警告 10日車 30日車 60日車 警告 3日車×違反車両数 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 60日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車
運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。	
運輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反 ①不適切 ②未制定	警告 20日車	10日車 40日車
運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切)	10日車	20日車
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反	20日車 10日車	40日車 20日車
運輸規則第68条第1項 第3号 第4号	届出義務違反 指導主任者の選任届 指導主任者の転任、退任届	勧告 警告	警告 警告
運送法第27条第3項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	平成21年公示6。(1)㉗による
運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 40日車	20日車 80日車
運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反	警告	10日車
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う家用自動車の利用 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの 3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い 4 運賃料金の適正收受違反等その他	40日車×違反車両数 10日車 20日車 10日車 20日車 警告	80日車×違反車両数 20日車 40日車 20日車 40日車 10日車
	(注1) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。		
運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	10日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	平成21年公示6。(1)㉗へによる
運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	平成21年公示6。(1)㉗トによる
運送法第33条第1項	名義貸し	平成21年公示4。(1)㉔ト及び6。(1)㉖による	
運送法第33条第2項	事業の貸渡し等	平成21年公示4。(1)㉔チ及び6。(1)㉖による	
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	120日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車

運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	20日車	運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	20日車
運送法第38条第1項	事業の休廃止届出 1 未届出 2 虚偽届	警告 40日車	10日車 80日車	運送法第38条第1項	事業の休廃止届出 1 未届出 2 虚偽届	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の揭示義務違反	警告	10日車	運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の揭示義務違反	警告	10日車
運送法第40条	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	平成21年公示6.(1)⑤による		運送法第40条	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	平成21年公示6.(1)⑤による	
運送法第41条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	平成21年公示6.(1)⑤による		運送法第41条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	平成21年公示6.(1)⑤による	
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	20日車	運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	20日車
運送法第43条第1項	無許可経営	平成21年公示4.(1)④イ及び6.(1)⑥による		運送法第43条第1項	無許可経営	平成21年公示4.(1)④イ及び6.(1)⑥による	
運送法第43条の4第3項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車	運送法第43条の4第3項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車
運送法第43条の5第2項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車	運送法第43条の5第2項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車
運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦子による	運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦子による
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が ^イ 社会保険等に未加入(注) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの 2 輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反 3 その他の条件又は期限違反	10日車 20日車 平成21年公示4.(1)④リ及び6.(1)⑥による	20日車 40日車	運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が ^イ 社会保険等に未加入(注) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの 2 輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反 3 その他の条件又は期限違反	10日車 20日車 平成21年公示4.(1)④リ及び6.(1)⑥による	20日車 40日車
	(注) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。				(注) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。		
運送法第94条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車	運送法第94条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第94条第4項	検査拒否、虚偽の陳述等	平成21年公示4.(1)④又及び6.(1)⑥による		運送法第94条第4項	検査拒否、虚偽の陳述等	平成21年公示4.(1)④又及び6.(1)⑥による	
運送法第95条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車	運送法第95条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車
道路運送法施行規則第66条第1項	届出義務違反			道路運送法施行規則第66条第1項	届出義務違反		
	第1号 運輸開始の届出 第2号 事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出 第3号 死亡届出 第4号 休止事業の再開の届出 第5号 命令を実施した届出 第6号 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出 第7号 氏名若しくは名称又は住所の変更届出 第8号 法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	勧告 警告 警告 警告 警告 警告 警告 警告	警告 警告 一 警告 警告 警告 警告 警告		第1号 運輸開始の届出 第2号 事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出 第3号 死亡届出 第4号 休止事業の再開の届出 第5号 命令を実施した届出 第6号 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出 第7号 氏名若しくは名称又は住所の変更届出 第8号 法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	勧告 警告 警告 一 警告 警告 警告 警告 警告	警告 警告 一 警告 警告 警告 警告 警告
タクシー業務適正化特別措置法第3条	無登録運転者の乗務	60日車	120日車	タクシー業務適正化特別措置法第3条	無登録運転者の乗務	60日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法第13条	運転者証の表示義務違反	40日車	80日車	タクシー業務適正化特別措置法第13条	運転者証の表示義務違反	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法第15条	運転者証の記載事項の訂正義務違反	警告	10日車	タクシー業務適正化特別措置法第15条	運転者証の記載事項の訂正義務違反	警告	10日車
タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項、第2項	運転者証の返納等義務違反 ①一部未実施 ②全て未実施	警告 10日車	10日車 20日車	タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項、第2項	運転者証の返納等義務違反 ①一部未実施 ②全て未実施	警告 10日車	10日車 20日車
タクシー業務適正化特別措置法第18条	運転者証の譲渡等禁止違反	40日車	80日車	タクシー業務適正化特別措置法第18条	運転者証の譲渡等禁止違反	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法第18条の2	講習の受講命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦リによる	タクシー業務適正化特別措置法第18条の2	講習の受講命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦リによる

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項	負担金納付命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗による	タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項	負担金納付命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗による
タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項	タクシー乗車禁止地区における乗車	40日車	80日車	タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項	タクシー乗車禁止地区における乗車	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法第44条	タクシー等に関する事前届出、変更の事前届出違反	警告	10日車	タクシー業務適正化特別措置法第44条	タクシー等に関する事前届出、変更の事前届出違反	警告	10日車
タクシー業務適正化特別措置法第45条第1項、第2項	タクシーである旨の表示等義務違反	警告	10日車	タクシー業務適正化特別措置法第45条第1項、第2項	タクシーである旨の表示等義務違反	警告	10日車
タクシー業務適正化特別措置法第46条第1項	個人タクシー事業者乗務証表示義務違反	40日車	80日車	タクシー業務適正化特別措置法第46条第1項	個人タクシー事業者乗務証表示義務違反	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法第47条	運転者証等類似不正表示禁止違反	40日車	80日車	タクシー業務適正化特別措置法第47条	運転者証等類似不正表示禁止違反	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法第51条第1項	報告義務違反等 1 未報告 2 虚偽の報告 3 検査拒否、虚偽陳述	警告 40日車	10日車 80日車 平成21年公示4.(1)㉔又及び6.(1)㉖による	タクシー業務適正化特別措置法第51条第1項	報告義務違反等 1 未報告 2 虚偽の報告 3 検査拒否、虚偽陳述	警告 40日車	10日車 80日車 平成21年公示4.(1)㉔又及び6.(1)㉖による
タクシー業務適正化特別措置法施行規則第31条	個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正義務違反	20日車	40日車	タクシー業務適正化特別措置法施行規則第31条	個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正義務違反	20日車	40日車
タクシー業務適正化特別措置法施行規則第34条	個人タクシー事業者乗務証の譲渡等の禁止	40日車	80日車	タクシー業務適正化特別措置法施行規則第34条	個人タクシー事業者乗務証の譲渡等の禁止	40日車	80日車
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー適正化・活性化法」という。) 第8条の7第1項	事業者計画の認可、事業者計画の変更認可違反	20日車	40日車	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー適正化・活性化法」という。) 第8条の7第1項	事業者計画の認可、事業者計画の変更認可違反	20日車	40日車
タクシー適正化・活性化法第8条の9第1項	事業者計画の認可命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗ルによる	タクシー適正化・活性化法第8条の9第1項	事業者計画の認可命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗ルによる
タクシー適正化・活性化法第8条の9第2項	認可事業者計画の変更命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗ヲによる	タクシー適正化・活性化法第8条の9第2項	認可事業者計画の変更命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗ヲによる
タクシー適正化・活性化法第8条の9第3項	供給輸送力の削減命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗フによる	タクシー適正化・活性化法第8条の9第3項	供給輸送力の削減命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗フによる
タクシー適正化・活性化法第8条の9第5項	認可事業者計画の変更命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗カによる	タクシー適正化・活性化法第8条の9第5項	認可事業者計画の変更命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗カによる
タクシー適正化・活性化法第8条の11第1項	営業方法の制限に関する命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗ヨによる	タクシー適正化・活性化法第8条の11第1項	営業方法の制限に関する命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗ヨによる
タクシー適正化・活性化法第16条の2	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車	タクシー適正化・活性化法第16条の2	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車
タクシー適正化・活性化法第16条の4第1項	運賃届出、運賃変更届出違反 1 未届出、不当運賃收受 2 虚偽の届出	20日車 40日車	40日車 80日車	タクシー適正化・活性化法第16条の4第1項	運賃届出、運賃変更届出違反 1 未届出、不当運賃收受 2 虚偽の届出	20日車 40日車	40日車 80日車
タクシー適正化・活性化法第16条の4第2項	運賃の設定違反(指定範囲外の運賃設定)	20日車	40日車	タクシー適正化・活性化法第16条の4第2項	運賃の設定違反(指定範囲外の運賃設定)	20日車	40日車
タクシー適正化・活性化法第16条の4第3項	運賃の変更命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗タによる	タクシー適正化・活性化法第16条の4第3項	運賃の変更命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗タによる
タクシー適正化・活性化法第16条の4第7項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反		運送法第9条の3第1項の基準日車等を適用する。	タクシー適正化・活性化法第16条の4第7項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反		運送法第9条の3第1項の基準日車等を適用する。
タクシー適正化・活性化法第17条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車	タクシー適正化・活性化法第17条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車
タクシー適正化・活性化法第17条第2項	検査拒否、虚偽の陳述等	平成21年公示4.(1)㉔又及び6.(1)㉖による		タクシー適正化・活性化法第17条第2項	検査拒否、虚偽の陳述等	平成21年公示4.(1)㉔又及び6.(1)㉖による	
タクシー適正化・活性化法第17条の2	確保命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗レによる	タクシー適正化・活性化法第17条の2	輸送の安全確保命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗レによる
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性	届出義務違反	勸告	警告	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性	届出義務違反	勸告	警告

化に関する特別措置法施行規則第11条の9第1項			化に関する特別措置法施行規則第11条の9第1項		
-------------------------	--	--	-------------------------	--	--

1. 表中(※)が付されている違反事項について、運輸規則第22条第1項により最高乗務距離の限度を定める旨指定された地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かつこ書の基準を適用するものとする。
2. 表中(☆)が付されている違反事項について、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かつこ書の基準を適用するものとする。
3. この表中(※)、(☆)、(◎)が付されている違反事項は、平成21年公示1.(7)の「一定の違反」とする。

1. 表中(※)が付されている違反事項について、運輸規則第22条第1項により最高乗務距離の限度を定める旨指定された地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かつこ書の基準を適用するものとする。
2. 表中(☆)が付されている違反事項について、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かつこ書の基準を適用するものとする。
3. この表中(※)、(☆)、(◎)が付されている違反事項は、平成21年公示1.(7)の「一定の違反」とする。

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者(当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。)を対象とする。

- (a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- (b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- (c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	再違反		
	2回目	3回目	4回目以上
警告	10日車	20日車	40日車

4. 行政処分等の基準の適用

- ① 2.(a)の協議又は2.(b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所においては、文書による警告を行うものとする。
また、2.(a)の協議及び2.(b)の意見聴取がなく、2.(c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。
ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2.(a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合においては、3.の再違反の基準を適用するものとする。
- ② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内、2.により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3.の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数(次の回数の量定を適用して処分するものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間に於いて5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数とその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

- ③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)1.(3)の規定を準用する。

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者(当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。)を対象とする。

- (a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- (b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- (c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	再違反		
	2回目	3回目	4回目以上
警告	10日車	20日車	40日車

4. 行政処分等の基準の適用

- ① 2.(a)の協議又は2.(b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所においては、文書による警告を行うものとする。
また、2.(a)の協議及び2.(b)の意見聴取がなく、2.(c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。
ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2.(a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合においては、3.の再違反の基準を適用するものとする。
- ② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内、2.により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3.の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数(次の回数の量定を適用して処分するものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間に於いて5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数とその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

- ③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)1.(3)の規定を準用する。

別紙2

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

- (a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取
- (b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	10日車

4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。

② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。

③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。

④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。

⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)1.(3)の規定を準用する。

別紙2

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

- (a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取
- (b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	10日車

4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。

② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。

③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。

④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。

⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)1.(3)の規定を準用する。

別表第1

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

別表第1

新			旧				
適用条項	違反行為事項	基準日車等		適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項	無許可経営	「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(公示)」(以下「平成21年公示」という。) ⁴ 。(1)④イ及び6.(1)⑥による		道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項	無許可経営	「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(公示)」(以下「平成21年公示」という。) ⁴ 。(1)④イ及び6.(1)⑥による	
運送法第9条の3第1項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反	20日車	40日車	運送法第9条の3第1項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反	20日車	40日車
運送法第9条の3第3項	料金事前届出、料金変更事前届出違反	20日車	40日車	運送法第9条の3第3項	料金事前届出、料金変更事前届出違反	20日車	40日車
運送法第9条の3第4項(第9条第6項準用)	料金の変更命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦イによる	運送法第9条の3第4項(第9条第6項準用)	料金の変更命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦イによる
運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	20日車	40日車	運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	20日車	40日車
運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	40日車	運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	40日車
運送法第13条	運送引受義務違反(※☆)	30日車 (40日車)	60日車(80日車)	運送法第13条	運送引受義務違反(※☆)	30日車 (40日車)	60日車(80日車)
運送法第14条	運送の順序違反	10日車	20日車	運送法第14条	運送の順序違反	10日車	20日車
運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反	20日車	40日車	運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反	20日車	40日車
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数等	10日車	20日車	運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数等	10日車	20日車
運送法第15条第4項	事業計画の事後変更届出違反 ①主たる事務所の名称・位置又は営業所の名称 ②営業所の位置(営業区域内新設、変更、営業区域内に他の営業所が有する場合の廃止)	警告 10日車	10日車 20日車	運送法第15条第4項	事業計画の事後変更届出違反 ①主たる事務所の名称・位置又は営業所の名称 ②営業所の位置(営業区域内新設、変更、営業区域内に他の営業所が有する場合の廃止)	警告 10日車	10日車 20日車
運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3項又は第4項の基準日車等を適用する。		運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3項又は第4項の基準日車等を適用する。	
運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦ロによる	運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦ロによる
運送法第20条	営業区域外旅客運送 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	10日車 20日車×違反件数	20日車 40日車×違反件数	運送法第20条	営業区域外旅客運送 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	10日車 20日車×違反件数	20日車 40日車×違反件数
運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	40日車	運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告 10日車	40日車 10日車	運送法第22条の2第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告 10日車	40日車 10日車
運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反(規定の内容不適切)	10日車	20日車	運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反(規定の内容不適切)	10日車	20日車
運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦ハによる	運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦ハによる
運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車	運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	10日車	20日車	運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	10日車	20日車
運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦ニによる	運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦ニによる
運送法第23条第1項 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の9第1項	運行管理者の選任違反 1 運行管理者数の不足 2 運行管理者選任なし	20日車 平成21年公示4.(1)④ロ及び6.(1)⑥による	40日車	運送法第23条第1項 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の9第1項	運行管理者の選任違反 1 運行管理者数の不足 2 運行管理者選任なし	20日車 平成21年公示4.(1)④ロ及び6.(1)⑥による	40日車
運送法第23条第2項 運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任義務違反	20日車	40日車	運送法第23条第2項 運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任義務違反	20日車	40日車
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	10日車	運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	10日車
運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	20日車	運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	20日車
運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重、指導への不服従	警告	10日車	運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重、指導への不服従	警告	10日車
運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	160日車	運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	160日車

運送法第27条第2項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反			運送法第27条第1項			
運輸規則第2条第2項	一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	10日車	運輸規則第2条第2項	一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	10日車
運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	10日車	運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	10日車
運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	10日車	運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	10日車
運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし	警告	10日車	運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし	警告	10日車
	2 記載事項の不備	警告	10日車		2 記載事項の不備	警告	10日車
	3 記録の改ざん・不実記載	30日車	60日車		3 記録の改ざん・不実記載	30日車	60日車
	4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 10日車	10日車 20日車		4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 10日車	10日車 20日車
運輸規則第4条第1項	運賃・料金、運送約款の公示義務違反	警告	10日車	運輸規則第4条第1項	運賃・料金、運送約款の公示義務違反	警告	10日車
運輸規則第4条第2項	運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反	警告	10日車	運輸規則第4条第2項	運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反	警告	10日車
運輸規則第4条第3項	運賃・料金の額の事業用自動車内への表示義務違反	警告	10日車	運輸規則第4条第3項	運賃・料金の額の事業用自動車内への表示義務違反	警告	10日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の揭示義務違反	警告	10日車	運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の揭示義務違反	警告	10日車
運輸規則第10条第2項	領収書の発行義務違反	勧告	警告	運輸規則第10条第2項	領収書の発行義務違反	勧告	警告
運輸規則第14条第2項	危険物の輸制限違反	10日車	20日車	運輸規則第14条第2項	危険物の輸制限違反	10日車	20日車
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	10日車	運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	120日車	運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	120日車
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①一部の車両が未締結又は不適合 ②全ての車両が未締結又は不適合	10日車 20日車	20日車 40日車	運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①一部の車両が未締結又は不適合 ②全ての車両が未締結又は不適合	10日車 20日車	20日車 40日車
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	10日車	運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切(※) ②未設定(※) 2 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上(※)注	警告 (警告) 10日車 (15日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切(※) ②未設定(※) 2 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上(※)注	警告 (警告) 10日車 (15日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)
	(注) 平成21年公示4。(1)④ハに該当するものを除く。				(注) 平成21年公示4。(1)④ハに該当するものを除く。		
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切	30日車 警告	60日車 10日車	運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切	30日車 警告	60日車 10日車
運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保5件以下 ②未整備・未確保6件以上 2 管理、保守不適切(注)	10日車 20日車	20日車 40日車	運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保5件以下 ②未整備・未確保6件以上 2 管理、保守不適切(注)	10日車 20日車	20日車 40日車
	(注) 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを利用するなど睡眠に適した施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。				(注) 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを利用するなど睡眠に適した施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。		
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車	運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車
運輸規則第21条第5項	1 健康状態の把握義務違反 ①把握不適切50%未満 ②把握不適切50%以上	警告 10日車	10日車 20日車	運輸規則第21条第5項	1 健康状態の把握義務違反 ①把握不適切50%未満 ②把握不適切50%以上	警告 10日車	10日車 20日車

運輸規則第22条第1項	2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務	80日車 100日車	160日車 200日車
	乗務距離の最高限度違反(30乗務に対して) ①未遵守5件以下(◎) ②未遵守6件以上15件以下(◎) ③未遵守16件以上(◎)	警告 10日車 20日車	10日車 20日車 40日車
運輸規則第23条	運賃等総額が一定基準以上になるような乗務の強制(◎)	30日車	60日車
運輸規則第24条第1項、第2項	点呼の実施義務違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施 ①未実施19件以下(※) ②未実施20件以上49件以下(※) ③未実施50件以上(※)(注2) 2 不適切 ①一部実施不適切(※) ②全て実施不適切(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	10日車(15日車) 20日車(30日車) 40日車(60日車)
	(注1) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した場合は点呼未実施とする。 ・「実施不適切」は実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切が混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 平成21年公示4.(1)④ニに該当するものを除く。		
運輸規則第24条第3項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。		
運輸規則第24条第4項	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車
	(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。		
運輸規則第25条第3項、第4項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし(※) ②全て記録なし(※) 2 記載事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 30日車 (45日車)	10日車(15日車) 60日車(90日車)
	乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下(※) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※) ③全て記録なし(※) 2 記録事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車)	10日車(15日車) 20日車(30日車) 60日車(90日車)
運輸規則第26条第2項	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ①記録なし5件以下(◎) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(◎) ③全て記録なし(◎) 2 記録の改ざん・不実記載(◎) 3 記録の保存 ①一部保存なし(◎) ②全て保存なし(◎)	警告 10日車 30日車	10日車 20日車 60日車

運輸規則第22条第1項	2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務	80日車 100日車	160日車 200日車
	乗務距離の最高限度違反(30乗務に対して) ①未遵守5件以下(◎) ②未遵守6件以上15件以下(◎) ③未遵守16件以上(◎)	警告 10日車 20日車	10日車 20日車 40日車
運輸規則第23条	運賃等総額が一定基準以上になるような乗務の強制(◎)	30日車	60日車
運輸規則第24条第1項、第2項	点呼の実施義務違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施 ①未実施19件以下(※) ②未実施20件以上49件以下(※) ③未実施50件以上(※)(注2) 2 不適切 ①一部実施不適切(※) ②全て実施不適切(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	10日車(15日車) 20日車(30日車) 40日車(60日車)
	(注1) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した場合は点呼未実施とする。 ・「実施不適切」は実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切が混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 平成21年公示4.(1)④ニに該当するものを除く。		
運輸規則第24条第3項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。		
運輸規則第24条第4項	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車
	(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。		
運輸規則第25条第3項、第4項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし(※) ②全て記録なし(※) 2 記載事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 30日車 (45日車)	10日車(15日車) 60日車(90日車)
	乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下(※) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※) ③全て記録なし(※) 2 記録事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車)	10日車(15日車) 20日車(30日車) 60日車(90日車)
運輸規則第26条第2項	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ①記録なし5件以下(◎) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(◎) ③全て記録なし(◎) 2 記録の改ざん・不実記載(◎) 3 記録の保存 ①一部保存なし(◎) ②全て保存なし(◎)	警告 10日車 30日車	10日車 20日車 60日車

運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反 1 記録 ①記録なし2件以下 ②記録なし3件以上 2 記録事項の不備 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 警告 警告	10日車 20日車 10日車 10日車	
運輸規則第29条	地図の備え付け義務違反	警告	10日車	
運輸規則第35条	運転者の選任数に関する義務違反	警告	10日車	
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反 ①選任5名以下(※) ②選任6名以上(※)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	20日車(30日車) 40日車(60日車)	
運輸規則第36条第2項	新任運転者に対する指導、監督義務違反(10日間の指導、監督の実施) ①不適切5名以下 ②不適切6名以上	警告 10日車	10日車 20日車	
運輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反 1 作成 ①5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ②6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車	
運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反	警告	10日車	
運輸規則第37条第3項	乗務員証の記載、携行義務違反	警告	10日車	
運輸規則第37条第4項	乗務員証の保存義務違反	警告	10日車	
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」以外の違反(注1) ①一部不適切 ②大部分不適切	警告 10日車	10日車 20日車	
	2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)		別紙1	
	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)		別紙2	
	(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 (注2) 平成21年公示3。(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。			
運輸規則第38条第2項	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存義務違反	警告 10日車 警告 30日車 警告	10日車 20日車 10日車 60日車 10日車	
	運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 適性診断の受診状況 ①受診なし1名 ②受診なし2名以上	警告 10日車 警告 10日車	10日車 20日車 10日車 20日車	
	(注) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。			

運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反 1 記録 ①記録なし2件以下 ②記録なし3件以上 2 記録事項の不備 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 警告 警告	10日車 20日車 10日車 10日車	
運輸規則第29条	地図の備え付け義務違反	警告	10日車	
運輸規則第35条	運転者の選任数に関する義務違反	警告	10日車	
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反 ①選任5名以下(※) ②選任6名以上(※)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	20日車(30日車) 40日車(60日車)	
運輸規則第36条第2項	新任運転者に対する指導、監督義務違反(10日間の指導、監督の実施) ①不適切5名以下 ②不適切6名以上	警告 10日車	10日車 20日車	
運輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反 1 作成 ①5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ②6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車	
運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反	警告	10日車	
運輸規則第37条第3項	乗務員証の記載、携行義務違反	警告	10日車	
運輸規則第37条第4項	乗務員証の保存義務違反	警告	10日車	
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」以外の違反(注1) ①一部不適切 ②大部分不適切	警告 10日車	10日車 20日車	
	2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)		別紙1	
	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)		別紙2	
	(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 (注2) 平成21年公示3。(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。			
運輸規則第38条第2項	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存義務違反	警告 10日車 警告 30日車 警告	10日車 20日車 10日車 60日車 10日車	
	運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 適性診断の受診状況 ①受診なし1名 ②受診なし2名以上	警告 10日車 警告 10日車	10日車 20日車 10日車 20日車	
	(注) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。			

運輸規則第38条第4項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	警告	警告	運輸規則第38条第4項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	警告	警告
運輸規則第38条第5項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車	運輸規則第38条第5項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第39条	運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車(15日車)	運輸規則第39条	運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車(15日車)
運輸規則第40条第1項	指導要領制定義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車(15日車)	運輸規則第40条第1項	指導要領制定義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車(15日車)
運輸規則第40条第2項	指導主任者選任義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車(15日車)	運輸規則第40条第2項	指導主任者選任義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車(15日車)
運輸規則第40条第3項	地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記載 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 30日車 警告	10日車 20日車 60日車 10日車	運輸規則第40条第3項	地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記載 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 30日車 警告	10日車 20日車 60日車 10日車
運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反	警告	10日車	運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の運転者氏名等掲示義務違反	警告	10日車	運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の運転者氏名等掲示義務違反	警告	10日車
運輸規則第43条第1項	応急器具等の備付義務違反	警告	警告	運輸規則第43条第1項	応急器具等の備付義務違反	警告	警告
運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反	警告	警告	運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反	警告	警告
運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反	警告	警告	運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反	警告	警告
運輸規則第45条各号列記以外の部分 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両 1 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数	運輸規則第45条各号列記以外の部分 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両 1 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数	(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし	平成21年公示4.(1)④へ及び6.(1)⑥による		(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし	平成21年公示4.(1)④へ及び6.(1)⑥による	
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	警告 40日車	10日車 80日車	(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	警告 40日車	10日車 80日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車	(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数	(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車	(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
運輸規則第45条第1号 (車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 平成21年公示4.(1)④ホ及び6.(1)⑥による	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	運輸規則第45条第1号 (車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 平成21年公示4.(1)④ホ及び6.(1)⑥による	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。				(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。		
運輸規則第45条第2号 (車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につ			運輸規則第45条第2号 (車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につ		

	1枚の記録簿) ①未記載3枚以下 ②未記載4枚	警告 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数		1枚の記録簿) ①未記載3枚以下 ②未記載4枚	警告 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
	2 記載不適切	警告	10日車		2 記載不適切	警告	10日車
	3 記録の改ざん・不実記載	30日車	60日車		3 記録の改ざん・不実記載	30日車	60日車
	4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数		4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車	運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車	運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車
運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条第26条、第26条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。	運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条第26条、第26条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。	運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条第26条、第26条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。	運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条第26条、第26条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。
運輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反 ①不適切 ②未制定	警告 20日車	10日車 40日車	運輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反 ①不適切 ②未制定	警告 20日車	10日車 40日車
運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切)	10日車	20日車	運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切)	10日車	20日車
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反	20日車	40日車	運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反	20日車	40日車
	運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反	10日車	20日車		運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第68条第1項第3号第4号	届出義務違反 指導主任者の選任届 指導主任者の転任、退任届	勧告 警告	警告 警告	運輸規則第68条第1項第3号第4号	届出義務違反 指導主任者の選任届 指導主任者の転任、退任届	勧告 警告	警告 警告
運送法第27条第3項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	平成21年公示6。(1)㉗による	運送法第27条第2項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	平成21年公示6。(1)㉗による
運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 40日車	20日車 80日車	運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 40日車	20日車 80日車
運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反	警告	10日車	運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反	警告	10日車
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車	運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用	40日車×違反車両数	80日車×違反車両数	運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用	40日車×違反車両数	80日車×違反車両数
	2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの	10日車 20日車	20日車 40日車		2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの	10日車 20日車	20日車 40日車
	3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い	10日車 20日車	20日車 40日車		3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い	10日車 20日車	20日車 40日車
	4 運賃料金の適正收受違反等その他	警告	10日車		4 運賃料金の適正收受違反等その他	警告	10日車
	(注1) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。				(注1) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。		
運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	10日車	運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	10日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	平成21年公示6。(1)㉗へによる	運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	平成21年公示6。(1)㉗へによる
運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	平成21年公示6。(1)㉗トによる	運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	平成21年公示6。(1)㉗トによる
運送法第33条第1項	名義貸し	平成21年公示4。(1)㉔ト及び6。(1)㉖による		運送法第33条第1項	名義貸し	平成21年公示4。(1)㉔ト及び6。(1)㉖による	
運送法第33条第2項	事業の貸渡し等	平成21年公示4。(1)㉔チ及び6。(1)㉖による		運送法第33条第2項	事業の貸渡し等	平成21年公示4。(1)㉔チ及び6。(1)㉖による	
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	120日車	運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	120日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車	運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車
運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	20日車	運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	20日車
運送法第38条第1項	事業の休廃止届出			運送法第38条第1項	事業の休廃止届出		

	1 未届出 2 虚偽届	警告 40日車	10日車 80日車		1 未届出 2 虚偽届	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の揭示義務違反	警告	10日車	運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の揭示義務違反	警告	10日車
運送法第40条	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	平成21年公示6.(1)⑤による		運送法第40条	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	平成21年公示6.(1)⑤による	
運送法第41条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	平成21年公示6.(1)⑤による		運送法第41条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	平成21年公示6.(1)⑤による	
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	20日車	運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	20日車
運送法第43条第1項	無許可経営	平成21年公示4.(1)④イ及び6.(1)⑥による		運送法第43条第1項	無許可経営	平成21年公示4.(1)④イ及び6.(1)⑥による	
運送法第43条の4第3項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車				
運送法第43条の5第2項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車				
運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦チによる	運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦チによる
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの 2 輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反 3 その他の条件又は期限違反 (注) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。	10日車 20日車	20日車 40日車	運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの 2 輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反 3 その他の条件又は期限違反 (注) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。	10日車 20日車	20日車 40日車
運送法第94条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車	運送法第94条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第94条第4項	検査拒否、虚偽の陳述等	平成21年公示4.(1)④又及び6.(1)⑥による		運送法第94条第3項	検査拒否、虚偽の陳述等	平成21年公示4.(1)④又及び6.(1)⑥による	
運送法第95条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車	運送法第95条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車
道路運送法施行規則 第66条第1項	届出義務違反 第1号 運輸開始の届出 第2号 事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出 第3号 死亡届出 第4号 休止事業の再開の届出 第5号 命令を実施した届出 第6号 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出 第7号 氏名若しくは名称又は住所の変更届出 第8号 法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	勧告 警告	警告 -	道路運送法施行規則 第66条第1項	届出義務違反 第1号 運輸開始の届出 第2号 事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出 第3号 死亡届出 第4号 休止事業の再開の届出 第5号 命令を実施した届出 第6号 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出 第7号 氏名若しくは名称又は住所の変更届出 第8号 法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	勧告 警告 -	警告 警告 警告 警告 警告 警告 警告
タクシー業務適正化特別措置法 第3条	無登録運転者の乗務	60日車	120日車	タクシー業務適正化特別措置法 第3条	無登録運転者の乗務	60日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法 第13条	運転者証の表示義務違反	40日車	80日車	タクシー業務適正化特別措置法 第13条	運転者証の表示義務違反	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法 第15条	運転者証の記載事項の訂正義務違反	警告	10日車	タクシー業務適正化特別措置法 第15条	運転者証の記載事項の訂正義務違反	警告	10日車
タクシー業務適正化特別措置法 第16条第1項、第2項	運転者証の返納等義務違反 ①一部未実施 ②全て未実施	警告 10日車	10日車 20日車	タクシー業務適正化特別措置法 第16条第1項、第2項	運転者証の返納等義務違反 ①一部未実施 ②全て未実施	警告 10日車	10日車 20日車
タクシー業務適正化特別措置法 第18条	運転者証の譲渡等禁止違反	40日車	80日車	タクシー業務適正化特別措置法 第18条	運転者証の譲渡等禁止違反	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法 第18条の2	講習の受講命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦リによる	タクシー業務適正化特別措置法 第18条の2	講習の受講命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)⑦リによる

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項	負担金納付命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗による	タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項	負担金納付命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗による
タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項	タクシー乗車禁止地区における乗車	40日車	80日車	タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項	タクシー乗車禁止地区における乗車	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法第44条	タクシー等に関する事前届出、変更の事前届出違反	警告	10日車	タクシー業務適正化特別措置法第44条	タクシー等に関する事前届出、変更の事前届出違反	警告	10日車
タクシー業務適正化特別措置法第45条第1項、第2項	タクシーである旨の表示等義務違反	警告	10日車	タクシー業務適正化特別措置法第45条第1項、第2項	タクシーである旨の表示等義務違反	警告	10日車
タクシー業務適正化特別措置法第46条第1項	個人タクシー事業者乗務証表示義務違反	40日車	80日車	タクシー業務適正化特別措置法第46条第1項	個人タクシー事業者乗務証表示義務違反	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法第47条	運転者証等類似不正表示禁止違反	40日車	80日車	タクシー業務適正化特別措置法第47条	運転者証等類似不正表示禁止違反	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法第51条第1項	報告義務違反等 1 未報告 2 虚偽の報告 3 検査拒否、虚偽陳述	警告 40日車	10日車 80日車 平成21年公示4.(1)㉔又及び6.(1)㉖による	タクシー業務適正化特別措置法第51条第1項	報告義務違反等 1 未報告 2 虚偽の報告 3 検査拒否、虚偽陳述	警告 40日車	10日車 80日車 平成21年公示4.(1)㉔又及び6.(1)㉖による
タクシー業務適正化特別措置法施行規則第31条	個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正義務違反	20日車	40日車	タクシー業務適正化特別措置法施行規則第31条	個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正義務違反	20日車	40日車
タクシー業務適正化特別措置法施行規則第34条	個人タクシー事業者乗務証の譲渡等の禁止	40日車	80日車	タクシー業務適正化特別措置法施行規則第34条	個人タクシー事業者乗務証の譲渡等の禁止	40日車	80日車
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー適正化・活性化法」という。) 第8条の7第1項	事業者計画の認可、事業者計画の変更認可違反	20日車	40日車				
タクシー適正化・活性化法第8条の9第1項	事業者計画の認可命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉑による				
タクシー適正化・活性化法第8条の9第2項	認可事業者計画の変更命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉒による				
タクシー適正化・活性化法第8条の9第3項	供給輸送力の削減命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉓による				
タクシー適正化・活性化法第8条の9第5項	認可事業者計画の変更命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉑による				
タクシー適正化・活性化法第8条の11第1項	営業方法の制限に関する命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉙による				
タクシー適正化・活性化法第16条の2	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車				
タクシー適正化・活性化法第16条の4第1項	運賃届出、運賃変更届出違反 1 未届出、不当運賃收受 2 虚偽の届出	20日車 40日車	40日車 80日車				
タクシー適正化・活性化法第16条の4第2項	運賃の設定違反(指定範囲外の運賃設定)	20日車	40日車				
タクシー適正化・活性化法第16条の4第3項	運賃の変更命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉙による				
タクシー適正化・活性化法第16条の4第7項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反		運送法第9条の3第1項の基準日車等を適用する。				
タクシー適正化・活性化法第17条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車				
タクシー適正化・活性化法第17条第2項	検査拒否、虚偽の陳述等		平成21年公示4.(1)㉔又及び6.(1)㉖による				
タクシー適正化・活性化法第17条の2	輸送の安全確保命令違反	60日車	平成21年公示6.(1)㉗による				
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化	届出義務違反	勧告	警告				

化に関する特別措置法施行
規則第11条の9第1項

1. 表中(※)が付されている違反事項について、運輸規則第22条第1項により最高乗務距離の限度を定める旨指定された地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かつこ書の基準を適用するものとする。
2. 表中(☆)が付されている違反事項について、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かつこ書の基準を適用するものとする。
3. この表中(※)、(☆)、(◎)が付されている違反事項は、平成21年公示1.(7)の「一定の違反」とする。

1. 表中(※)が付されている違反事項について、運輸規則第22条第1項により最高乗務距離の限度を定める旨指定された地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かつこ書の基準を適用するものとする。
2. 表中(☆)が付されている違反事項について、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かつこ書の基準を適用するものとする。
3. この表中(※)、(☆)、(◎)が付されている違反事項は、平成21年公示1.(7)の「一定の違反」とする。

別紙1

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者(当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。)を対象とする。

- (a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- (b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- (c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	再違反		
	2回目	3回目	4回目以上
警告	10日車	20日車	40日車

4. 行政処分等の基準の適用

- ① 2.(a)の協議又は2.(b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所においては、文書による警告を行うものとする。
また、2.(a)の協議及び2.(b)の意見聴取がなく、2.(c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。
ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2.(a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合においては、3.の再違反の基準を適用するものとする。
- ② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内、2.により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3.の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の量定を適用して処分するものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間に於いて5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数とその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

- ③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)1.(3)の規定を準用する。

別紙1

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者(当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。)を対象とする。

- (a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- (b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- (c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	再違反		
	2回目	3回目	4回目以上
警告	10日車	20日車	40日車

4. 行政処分等の基準の適用

- ① 2.(a)の協議又は2.(b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所においては、文書による警告を行うものとする。
また、2.(a)の協議及び2.(b)の意見聴取がなく、2.(c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。
ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2.(a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合においては、3.の再違反の基準を適用するものとする。
- ② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内、2.により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3.の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の量定を適用して処分するものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間に於いて5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数とその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

- ③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)1.(3)の規定を準用する。

別紙2

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

- (a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取
- (b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	10日車

4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。

② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。

③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。

④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。

⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)1.(3)の規定を準用する。

別紙2

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

- (a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取
- (b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	10日車

4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。

② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。

③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。

④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。

⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)1.(3)の規定を準用する。

〇一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新			旧			
適用条項	違反行為事項	基準日車等	適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反		初違反	再違反
道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項	無許可経営	「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(公示)」(以下「平成21年公示」という。) 4. (1)②イ及び6. (1)⑥による	道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項	無許可経営	30日の事業の停止 許可の取消し	
運送法第9条の3第1項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反	20日車	40日車	運送法第9条の3第1項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反	20日車 60日車
運送法第9条の3第3項	料金事前届出、料金変更事前届出違反	20日車	40日車	運送法第9条の3第3項	料金事前届出、料金変更事前届出違反	20日車 60日車
運送法第9条の3第4項(第9条第6項準用)	料金の変更命令違反	60日車	平成21年公示6. (1)⑦イによる	運送法第9条の3第4項(第9条第5項準用)	料金の変更命令違反	60日車 許可の取消し
運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	20日車	40日車	運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	20日車 60日車
運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	40日車	運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車 60日車
運送法第13条	運送引受義務違反(※☆)	30日車 (40日車)	60日車(80日車)	運送法第13条	運送引受義務違反(※☆)	30日車 (40日車) 90日車(120日車)
運送法第14条	運送の順序違反	10日車	20日車	運送法第14条	運送の順序違反	10日車 30日車
運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反	20日車	40日車	運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反	20日車 60日車
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数等	10日車	20日車	運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数等 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものとして認められるもの	10日車 20日車 30日車 60日車
運送法第15条第4項	事業計画の事後変更届出違反 ①主たる事務所の名称・位置又は営業所の名称 ②営業所の位置(営業区域内新設、変更、営業区域内に他の営業所が有する場合は廃止)	警告 10日車	10日車 20日車	運送法第15条第4項	経微事項に係る事業計画の事後変更届出違反 ①主たる事務所の名称及び位置、営業所の名称 ②営業所の位置(営業区域内新設、変更、営業区域内に他の営業所が有する場合は廃止)	警告 10日車 20日車 30日車
運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3項又は第4項の基準日車等を適用する。		運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3項又は第4項の処分基準を適用する。
運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	60日車	平成21年公示6. (1)⑦ロによる	運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	60日車 許可の取消し
運送法第20条	営業区域外旅客運送 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものとして認められるもの	10日車 20日車×違反件数	20日車 40日車×違反件数	運送法第20条	営業区域外旅客運送 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものとして認められるもの	10日車 20日車×違反件数 30日車 60日車×違反件数
運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	40日車	運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車 60日車
運送法第22条の2第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車	運送法第22条の2第1項	安全管理規程の届出義務違反 ①未設定 ②届出に係るもの	40日車 20日車 120日車 60日車
運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反(規定の内容不適切)	10日車	20日車	運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	20日車 30日車 60日車 90日車
運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	平成21年公示6. (1)⑦ハによる	運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車 許可の取消し
運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車	運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	40日車 120日車
運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 ①解任届に係るもの ②選任届に係るもの ③虚偽の届出に係るもの	20日車 20日車 40日車 60日車 60日車 120日車
運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	10日車	20日車	運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	20日車 60日車
運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	平成21年公示6. (1)⑦ニによる	運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車 許可の取消し
運送法第23条第1項 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の9第1項	運行管理者の選任違反 1 運行管理者数の不足 2 運行管理者選任なし	20日車 平成21年公示4. (1)④ロ及び6. (1)⑥による	40日車	運送法第23条第1項	運行管理者の選任、要件違反(注) ① 運行管理者数の不足 ② 運行管理者選任なし (注) 選任している運行管理者が、1月の間、不在となっている場合を含む。	20日車 40日車 60日車 120日車
運送法第23条第2項 運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任義務違反	20日車	40日車			
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	10日車			
運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 ①解任届に係るもの ②選任届に係るもの ③虚偽の届出に係るもの	10日車 10日車 30日車 30日車 40日車 120日車
運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	20日車	運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車 30日車
運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重、指導への不服従	警告	10日車	運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重、指導への不服従	警告 20日車

運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	160日車	運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	240日車
運送法第27条第1項 運輸規則第2条第2項	一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	10日車	旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第2条第2項	一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	20日車
運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	10日車	運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	20日車
運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	10日車	運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	20日車
運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 警告 30日車	10日車 10日車 60日車	運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 記録 ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上15件以下 ③記録なし16件以上 記録の改ざん ①記録改ざん5件以内 ②記録改ざん6件以上 記録の保存 ①保存なし5件以下 ②保存なし8件以上15件以下 ③保存なし16件以上	警告 10日車 20日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車
運輸規則第4条第1項	運賃・料金、運送約款の公示義務違反	警告	10日車	運輸規則第4条第1項	運賃・料金、運送約款の公示義務違反	警告	20日車
運輸規則第4条第2項	運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反	警告	10日車	運輸規則第4条第2項	運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反	10日車	30日車
運輸規則第4条第3項	運賃・料金の額の事業用自動車内への表示義務違反	警告	10日車	運輸規則第4条第3項	運賃・料金の額の事業用自動車内への表示義務違反	10日車	30日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の揭示義務違反	警告	10日車	運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の揭示義務違反	警告	20日車
運輸規則第10条第2項	領収書の発行義務違反	勧告	警告	運輸規則第10条	領収書の発行義務違反 ①未発行5件以下 ②未発行6件以上15件以下 ③未発行16件以上	口頭注意 勧告 警告	警告 10日車 20日車
運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反	10日車	20日車	運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反	10日車	30日車
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	10日車	運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	20日車
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	120日車	運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	180日車
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①一部の車両が未締結又は不適合 ②全ての車両が未締結又は不適合	10日車 20日車	20日車 40日車	運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①未締結及び不適合車両数5両以下 ②未締結及び不適合車両数6両以上15両以下 ③未締結及び不適合車両数16両以上	10日車 20日車 30日車	30日車 60日車 90日車
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	10日車	運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	20日車
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号、以下「乗務時間等告示」という。))に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切(※) ②未設定(※) 2 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上(※)(注)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	10日車(15日車) 20日車(30日車) 10日車(15日車) 20日車(30日車) 40日車(60日車)	運輸規則第21条第1項	「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号、以下「乗務時間等告示」という。))に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切20%未満(※) ②設定不適切20%以上50%未満(※) ③設定不適切50%以上(※) 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上30件以下(※) ④各事項の未遵守計31件以上(※)(注1)(注2)	警告 (10日車) 20日車 (30日車) 30日車 (40日車) 警告 (10日車) 20日車 (30日車) 30日車 (40日車)	20日車(30日車) 60日車(90日車) 90日車(120日車)
	(注) 平成21年公示4。(1)④/ハに該当するものを除く。				(注1) 平成21年公示1。(6)の適用による。 (注2) 【】書は、運行管理者資格者証の返納命令としての基準である。		
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切	30日車 警告	60日車 10日車	運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切	60日車 警告	180日車 20日車
運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保5件以下 ②未整備・未確保6件以上 2 管理、保守不適切(注)	10日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車	運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保率20%未満 ②未整備・未確保率20%以上50%未満 ③未整備・未確保率50%以上 2 管理、保守不適切(注)	20日車 40日車 60日車 警告	60日車 120日車 180日車 20日車
	(注)				(注)		

	睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを利用するなど睡眠に適した施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。		
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車
運輸規則第21条第5項	1 健康状態の把握義務違反 ①把握不適切50%未満 ②把握不適切50%以上 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務	警告 10日車 80日車 100日車	10日車 20日車 160日車 200日車
運輸規則第22条第1項	乗務距離の最高限度違反(30乗務に対して) ①未遵守5件以下(◎) ②未遵守6件以上15件以下(◎) ③未遵守16件以上(◎)	警告 10日車 20日車	10日車 20日車 40日車
運輸規則第23条	運賃等総額が一定基準以上になるような乗務の強制(◎)	30日車	60日車
運輸規則第24条第1項、第2項	点呼の実施義務違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施 ①未実施19件以下(※) ②未実施20件以上4件以下(※) ③未実施50件以上(※)(注2) 2 不適切 ①一部実施不適切(※) ②全て実施不適切(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車)	10日車(15日車) 20日車(30日車) 40日車(60日車) 10日車(15日車) 20日車(30日車)
	(注1) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した場合は点呼未実施とする。 ・「実施不適切」は実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 平成21年公示4.(1)(4)ニに該当するものを除く。		
運輸規則第24条第3項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。		
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車
	(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。		
運輸規則第24条第4項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし(※) ②全て記録なし(※) 2 記載事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車)	10日車(15日車) 60日車(90日車) 10日車(15日車) 60日車(90日車) 10日車(15日車) 20日車(30日車)
運輸規則第25条第3項、第4項	乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下(※) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※) ③全て記録なし(※) 2 記録事項の不備(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 10日車(15日車)	10日車(15日車) 20日車(30日車) 60日車(90日車) 10日車(15日車)

	睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを予約するなど別に存在する施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。		
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	300日車
運輸規則第21条第5項	健康状態の把握義務違反 ①把握不適切20%未満 ②把握不適切20%以上50%未満 ③把握不適切50%以上 疾病、疲労等による乗務 薬物等使用乗務	警告 10日車 20日車 80日車 100日車	20日車 30日車 60日車 240日車 300日車
運輸規則第22条第1項	乗務距離の最高限度違反 ①未遵守率5%未満(◎) ②未遵守率5%以上20%未満(◎) ③未遵守率20%以上50%未満(◎) ④未遵守率50%以上(◎)	警告 10日車 20日車 30日車	20日車 30日車 60日車 90日車
運輸規則第23条	運賃等総額が一定基準以上になるような乗務の強制(◎)	30日車	90日車
運輸規則第24条第1項、第2項	点呼の実施義務違反(注1) ①未実施率20%未満(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ②未実施率20%以上50%未満(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ③未実施率50%以上(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ④未実施率20%未満(※)(注2) (運行管理者による点呼1/3未満) ⑤未実施率20%以上50%未満(※) (運行管理者による点呼1/3未満) ⑥未実施率50%以上(※) (運行管理者による点呼1/3未満)	警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 30日車 (40日車)	20日車(30日車) 30日車(45日車) 60日車(90日車) 30日車(45日車) 60日車(90日車) 90日車(120日車)
	(注1) 補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼は、実施していないものとみなす。 (注2) 点呼の未実施率0%(点呼実施率100%)の場合であって、運行管理者による点呼が1/3未満の場合については、初違反を「警告」、再違反を「20日車」とする。		
運輸規則第24条第3項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	180日車
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。		
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	60日車
	(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。		
運輸規則第24条第4項	点呼の記録義務違反 記録(注1) ①記録なし率20%未満(※) ②記録なし率20%以上50%未満(※) ③記録なし率50%以上(※) 記録事項の不備 ①不備率50%未満(※) ②不備率50%以上(※) 記録の改ざん・不実記載 ①5件以下(※) ②6件以上(※) 記録の保存(注2) ①記録保存なし率20%未満(※) ②記録保存なし率20%以上50%未満(※) ③記録保存なし率50%以上(※)	警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車) 10日車 (15日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 20日車 (30日車) 警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	20日車(30日車) 30日車(45日車) 60日車(90日車) 10日車(15日車) 30日車(45日車) 30日車(45日車) 60日車(90日車) 60日車(90日車) 20日車(30日車) 30日車(45日車) 60日車(90日車)
	(注1) 「記録なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。 (注2) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合及び点呼記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。		
運輸規則第25条第3項、第4項	乗務等の記録義務違反 記録 ①記録なし率20%未満(※) ②記録なし率20%以上50%未満(※) ③記録なし率50%以上(※) 記録事項の不備	警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	20日車(30日車) 30日車(45日車) 60日車(90日車)

	3 記録の改ざん・不実記載(※)	30日車 (45日車)	60日車(90日車)		①不備率50%未満(※) ②不備率50%以上(※) 記録の改ざん・不実記載 ①5件以下(※) ②6件以上(※) 記録の保存(注) ①記録保存なし率20%未満(※) ②記録保存なし率20%以上50%未満(※) ③記録保存なし率50%以上(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車)	10日車(15日車) 30日車(45日車)
	4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車)	10日車(15日車) 20日車(30日車)			警告 (10日車) 20日車(30日車) 10日車 (15日車) 30日車(45日車) 20日車 (30日車) 60日車(90日車)	
運輸規則第26条第2項	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ①記録なし5件以下(◎) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(◎) ③全て記録なし(◎) 2 記録の改ざん・不実記載(◎) 3 記録の保存 ①一部保存なし(◎) ②全て保存なし(◎)	警告 10日車 10日車 30日車	10日車 20日車 60日車	運輸規則第26条第2項	運行記録計による記録義務違反 記録 ①記録なし率20%未満(◎) ②記録なし率20%以上50%未満(◎) ③記録なし率50%以上(◎) 記録の改ざん・不実記載 ①5件以下(◎) ②6件以上(◎) 記録の保存(注) ①記録保存なし率20%未満(◎) ②記録保存なし率20%以上50%未満(◎) ③記録保存なし率50%以上(◎)	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反 1 記録 ①記録なし2件以下 ②記録なし3件以上 2 記録事項の不備 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 警告	10日車 20日車 10日車	運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反 記録(注) ①記録なし2件以下 ②記録なし3件以上 記録事項の不備 ①2件以下 ②3件以上 記録の保存(注) ①記録保存なし2件以下 ②記録保存なし3件以上	警告 20日車	20日車 60日車
運輸規則第29条	地図の備え付け義務違反	警告	10日車	運輸規則第29条	地図の備え付け義務違反	警告	20日車
運輸規則第35条	運転者の選任数に関する義務違反	警告	10日車	運輸規則第35条	運転者の選任に関する義務違反 ①常時選任運転者の不足が少数の場合(車両数の20%未満) ②それ以上の場合(車両数の20%以上)	警告 10日車	20日車 30日車
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反 ①選任5名以下(※) ②選任6名以上(※)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	20日車(30日車) 40日車(60日車)	運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反 ①選任5名以下(※) ②選任6名以上15名以下(※) ③選任16名以上(※)	警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	20日車(30日車) 30日車(45日車) 60日車(90日車)
運輸規則第36条第2項	新任運転者に対する指導、監督義務違反(10日間の指導、監督の実施) ①不適切5名以下 ②不適切6名以上	警告 10日車	10日車 20日車	運輸規則第36条第2項	新任運転者に対する指導、監督義務違反(10日間の指導、監督の実施) ①不適切5名以下 ②不適切6名以上15名以下 ③不適切16名以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反 1 作成 ①5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ②6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車	運輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反 作成 ①作成なし率20%未満 ②作成なし率20%以上50%未満 ③作成なし率50%以上 記載事項等の不備 ①不備率50%未満 ②不備率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反	警告	10日車	運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反 ①記録保存なし率20%未満 ②記録保存なし率20%以上50%未満 ③記録保存なし率50%以上	警告 10日車	10日車 20日車 30日車
運輸規則第37条第3項	乗務員証の記載、携行義務違反	警告	10日車	運輸規則第37条第3項	乗務員証の記載、携行義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第37条第4項	乗務員証の保存義務違反	警告	10日車	運輸規則第37条第4項	乗務員証の保存義務違反 ①保存なし率20%未満 ②保存なし率20%以上50%未満 ③保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」以外の違反(注1) ①一部不適切	警告	10日車	運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」「4」以外の違反(注1) ①一部不適切	警告	20日車

②大部分不適切	10日車	20日車
2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)		別紙1
3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車から直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)		別紙2
<p>(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 (注2) 平成21年公示3。(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。</p>		
運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存		
1 記録	警告 10日車	10日車 20日車
① 一部記録なし ② 全て記録なし		
2 記載事項等の不備	警告	10日車
3 記録の改ざん・不実記載	30日車	60日車
4 記録の保存義務違反	警告	10日車
① 記録保存なし率20%未満 ② 記録保存なし率20%以上50%未満 ③ 記録保存なし率50%以上		
運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反		
1 特別な指導の実施状況(注)	警告 10日車	10日車 20日車
① 一部不適切 ② 大部分不適切		
2 適性診断の受診状況	警告 10日車	10日車 20日車
① 受診なし1名 ② 受診なし2名以上		
<p>(注) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。</p>		

運輸規則第38条第2項

運輸規則第38条第2項

②大部分不適切	20日車	60日車
2 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合の違反(注1)(注2)		
(1) 事業用自動車の運転者が重大事故等(平成21年1.(6)①の重大事故等をいう。)を引き起こした場合		
(2) 事業用自動車の運転者が最高速度違反を引き起こした場合であって、事業者が当該違反を下命し、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等(平成21年公示1.(3)に規定する道路交通法通知等をいう。以下同じ。)があった場合		
(3) 事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は救護義務違反を引き起こしたとして、都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合		
(4) 事業用自動車の運転者について、乗務時間等告示の各事項の未遵守が計31件以上あった場合		
① 一部不適切	初回 20日車(注3)	2回目以上 60日車
② 大部分不適切	初回 60日車	2回目以上 180日車
3 最高速度違反行為に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(2(2)に係るものを除く。)に係るもの(注4)		別紙1
4 駐停車違反、自動車から直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2(2)及び(3)並びに3の違反を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注4)		別紙2
<p>(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 (注2) 平成21年公示1。(6)の適用による。 (注3) 運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が3分の2以上である場合は警告とする。ただし、事業者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転若しくは最高速度違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして、都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合を除く。 (注4) 平成21年公示3。(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。</p>		
運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存		
1 記録(注1)	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
① 記録なし率実施回数に対して20%未満 ② 記録なし率実施回数に対して20%以上50%未満 ③ 記録なし率実施回数に対して50%以上		
2 記載事項等の不備	警告 10日車	10日車 30日車
① 記載事項等不備率50%未満 ② 記載事項等不備率50%以上		
3 記録の改ざん・不実記載	10日車 20日車	30日車 60日車
① 5件以下 ② 6件以上		
4 記録の保存(注2)	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
① 記録保存なし率20%未満 ② 記録保存なし率20%以上50%未満 ③ 記録保存なし率50%以上		
<p>(注1) 「記録なし率」の算出に当たっては、指導及び監督未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。 (注2) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、指導及び監督未実施の場合並びに指導及び監督記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。</p>		
運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反		
1 特別な指導の実施状況(注)	警告 20日車	20日車 60日車
① 一部不適切 ② 大部分不適切		
2 運転適性診断の受診状況	20日車	60日車
I 死亡事故等惹起運転者 運転適性診断の未受診		
II 初任運転者	警告 10日車	20日車 30日車
① 未受診率50%未満 ② 未受診率50%以上		
III 高齢運転者	警告 10日車	20日車 30日車
① 未受診率50%未満 ② 未受診率50%以上		
<p>(注) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合を</p>		

運輸規則第38条第4項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勧告	警告	運輸規則第38条第4項	非常用信号用具等取扱指導義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 勧告	警告 10日車
運輸規則第38条第5項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車	運輸規則第38条第5項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。以下「 従業員に対する指導監督告示 という。)」による全従業員に対する指導監督義務違反(注) ①一部不適切 ②大部分不適切 (注) 「一部不適切」は、従業員に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。	警告 20日車 20日車	20日車 60日車
運輸規則第39条	運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車 (15日車)	運輸規則第39条	運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反 ①一部不適切(☆) ②大部分不適切(☆)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	30日車 (45日車) 60日車 (90日車)
運輸規則第40条第1項	指導要領制定義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車 (15日車)	運輸規則第40条第1項	指導要領制定義務違反 ①不適切項目数5件以下(☆) ②不適切項目数6件以上15件以下(☆) ③不適切項目数16件以上(☆) ④未制定(☆)	口頭注意(勧告) 勧告 (警告) 警告 (10日車) 警告 (10日車)	警告 (10日車) 10日車 (20日車) 20日車 (30日車) 20日車 (30日車)
運輸規則第40条第2項	指導主任者選任義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車 (15日車)	運輸規則第40条第2項	指導主任者選任義務違反(☆)	警告 (10日車)	20日車 (30日車)
運輸規則第40条第3項	地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記載 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 30日車	10日車 20日車 60日車	運輸規則第40条第3項	地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反 記録 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上 記録の改ざん ①改ざん5件以下 ②改ざん6件以上 記録の保存 ①保存なし率20%未満 ②保存なし率20%以上50%未満 ③保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反	警告	10日車	運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切 ③未制定	口頭注意 勧告 警告	警告 10日車 20日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の運転者氏名等揭示義務違反	警告	10日車	運輸規則第42条第1項	事業用自動車内運転者氏名等揭示義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	勧告 警告 10日車	警告 10日車 20日車
運輸規則第43条第1項	応急用具等の備付義務違反	勧告	警告	運輸規則第43条第1項	応急用具等の備付義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 勧告	警告 10日車
運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反	勧告	警告	運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 勧告	警告 10日車
運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反	勧告	警告	運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 勧告	警告 10日車
運輸規則第45条各号列記以外の部分 (道路運送車両法(以下「車両法」という。))第40条から第43条まで、第47条	点検整備関係義務違反 整備不良車両 1 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数	運輸規則第45条各号列記以外の部分 (道路運送車両法(以下「車両法」という。))第40条から第43条まで、第47条	整備不良車両 ① 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) ② 不正改造のもの ③ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	10日×違反車両数 20日×違反車両数	30日×違反車両数 60日×違反車両数 30日×違反車両数 60日×違反車両数 30日×違反車両数 60日×違反車両数
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数	(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	警告 3日×違反車両数 5日×違反車両数	5日×違反車両数 9日×違反車両数 15日×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし	平成21年公示4。(1)④へ及び6。(1)⑥による		(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任違反 ①無資格選任 ②選任なし	40日車 40日車	120日車 120日車
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	30日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	警告 40日車	10日車 80日車	(車両法第52条)	整備管理者選任(解任)の未届出、虚偽届出 ①未届出 ②虚偽届出	10日車 40日車	30日車 120日車

(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車	(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	120日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数	(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日×違反車両数	180日×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車				
運輸規則第45条第1号 (車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	運輸規則第45条各号列記 以外の部分、第1号 (車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)	警告 5日×違反車両数 10日×違反車両数 10日×違反車両数	5日×違反車両数 15日×違反車両数 30日×違反車両数 30日×違反車両数
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。				(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。		
運輸規則第45条第2号 (車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①未記載3枚以下 ②未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1につき1枚の記録簿) ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 60日車	運輸規則第45条各号列記 以外の部分、第2号 (車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①未記載・記載不適切3枚以下 ②未記載・記載不適切4枚 記録の改ざん・不実記載 ①改ざん・不実記載2枚以下 ②改ざん・不実記載3枚以上 記録の保存 ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日×違反車両数	5日×違反車両数 9日×違反車両数 15日×違反車両数 30日×違反車両数 5日×違反車両数 10日×違反車両数 30日×違反車両数 5日×違反車両数 9日×違反車両数
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車	運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反 ①1回未受講 ②2回以上未受講	10日車 20日車	30日車 60日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車	運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	20日車
運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条 第26条、第26条の2、第37条、第38条、 第43条第2項の処分基準を適用する。		運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条 第26条、第26条の2、第37条、第38条、 第43条第2項の処分基準を適用する。	
				運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任義務違反	20日車	60日車
				運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	20日車
運輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反 ①不適切 ②未制定	警告 20日車	10日車 40日車	運輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反 ①不適切項目数5件以下 ②不適切項目数6件以上15件以下 ③不適切項目数16件以上 ④未制定	警告 10日車 20日車 30日車	20日車 30日車 60日車 90日車
運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切)	10日車	20日車	運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	10日車 20日車	30日車 60日車
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反	20日車 10日車	40日車 20日車	運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習受講義務違反 ①1回未受講 ②2回以上未受講 運行管理者の講習 ①1回未受講 ②2回以上未受講	20日車 30日車 10日車 20日車	60日車 90日車 30日車 60日車
運輸規則第68条第1項 第3号 第4号	届出義務違反 指導主任者の選任届 指導主任者の転任、退任届	勧告 勧告	警告 警告	運輸規則第68条第1項 第3号 第4号	届出義務違反 指導主任者の選任届 指導主任者の転任、退任届	勧告 勧告	10日車 10日車
運送法第27条第2項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	平成21年公示6。(1)⑦ホによる	運送法第27条第2項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 40日車	20日車 80日車	運送法第29条	事故の未届出、虚偽届出 1.自動車事故報告規則第2条第3号の事故を引き起こしたもの ①1件 ②2件以上 2.自動車事故報告規則第2条第1号、第2号又は第4号から第15号までの事故を引き起こしたもの ①1件 ②2件以上	20日車 40日車 10日車 20日車	60日車 120日車 30日車 60日車

運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反	警告	10日車	運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(注) ①一部不適切 ②大部分不適切 ③未公表	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
					(注) 「一部不適切」は、公表の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。		
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車	運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	30日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用	40日車×違反車両数	80日車×違反車両数	運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	20日×違反車両数 40日×違反車両数	60日×違反車両数 120日×違反車両数
	2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの	10日車 20日車	20日車 40日車		2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの	10日車 30日車	30日車 90日車
	3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い	10日車 20日車	20日車 40日車		3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い	10日車 30日車	30日車 90日車
	4 運賃料金の適正收受違反等その他	警告	10日車		4 運賃料金の適正收受違反等その他	警告	20日車
	(注1) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。				(注1) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。		
運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	10日車	運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	20日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	平成21年公示6。(1)⑦へによる	運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	平成21年公示6。(1)⑦トによる	運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第33条第1項	名義貸し	平成21年公示4。(1)④ト及び6。(1)⑥による		運送法第33条第1項、第2項	名義貸し、事業の貸渡し ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	30日×違反車両数 60日×違反車両数	90日×違反車両数 許可の取消し
運送法第33条第2項	事業の貸渡し等	平成21年公示4。(1)④チ及び6。(1)⑥による					
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	120日車	運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	180日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車	運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	60日車
運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	20日車	運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	30日車
運送法第38条第1項	事業の休廃止届出 1 未届出 2 虚偽届	警告 40日車	10日車 80日車	運送法第38条第1項	事業の休廃止の無届、虚偽届	10日車	30日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の揭示義務違反	警告	10日車	運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の揭示義務違反	警告	20日車
運送法第40条	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	平成21年公示6。(1)⑤による					
運送法第41条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	平成21年公示6。(1)⑤による					
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	20日車	運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	30日車
運送法第43条第1項	無許可経営	平成21年公示4。(1)④イ及び6。(1)⑥による		運送法第43条第1項	無許可経営	30日の事業の停止	許可の取消し
運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	平成21年公示6。(1)⑦チによる	運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの	10日車 20日車	20日車 40日車	運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの	10日車 30日車	30日車 90日車
	2 輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反	平成21年公示4。(1)④リ及び6。(1)⑥による					
	3 その他の条件又は期限違反	20日車	40日車		2 その他の条件又は期限違反	30日車	90日車
	(注) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。				(注) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。		
運送法第94条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車	運送法第94条第1項	報告義務違反、虚偽の報告	10日車	30日車

運送法第94条第3項	検査拒否、虚偽の陳述等	平成21年公示4、(1)④及び6、(1)⑥による	運送法第94条第3項	検査拒否、虚偽の陳述	60日車	許可の取消し
運送法第95条	自動車に関する表示義務違反	警告 10日車	運送法第95条	自動車に関する表示義務違反 ①表示なし20%未満 ②表示なし20%以上50%未満 ③表示なし50%以上	警告 警告 10日車	10日車 20日車 30日車
道路運送法施行規則 第66条第1項	届出義務違反		道路運送法施行規則 第66条第1項	届出義務違反		
第1号	運輸開始の届出	警告	第1号	運輸開始の届出	警告	10日車
第2号	事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出	警告	第2号	事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出	警告	10日車
第3号	死亡届出	警告	第3号	死亡届出	警告	10日車
第4号	休止事業の再開の届出	警告	第4号	休止事業の再開の届出	警告	10日車
第5号	命令を実施した届出	警告	第5号	命令を実施した届出	警告	20日車
第6号	休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出	警告	第6号	休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出	警告	10日車
第7号	氏名若しくは名称又は住所の変更届出	警告	第7号	氏名若しくは名称又は住所の変更届出	警告	10日車
第8号	法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	警告	第8号	法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	警告	10日車
タクシー業務適正化特別措置法 第3条	無登録運転者の乗務	60日車	タクシー業務適正化特別措置法 第3条	無登録運転者の乗務	60日車	180日車
タクシー業務適正化特別措置法 第13条	運転者証の表示義務違反	40日車	タクシー業務適正化特別措置法 第13条	運転者証の表示義務違反	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法 第15条	運転者証の記載事項の訂正義務違反	警告	タクシー業務適正化特別措置法 第15条	運転者証の記載事項の訂正義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
タクシー業務適正化特別措置法 第16条第1項、第2項	運転者証の返納等義務違反 ①一部未実施 ②全て未実施	警告 10日車	タクシー業務適正化特別措置法 第16条第1項、第2項	運転者証の返納等義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
タクシー業務適正化特別措置法 第18条	運転者証の譲渡等禁止違反	40日車	タクシー業務適正化特別措置法 第18条	運転者証の譲渡等禁止違反	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法 第18条の2	講習の受講命令違反	60日車	タクシー業務適正化特別措置法 第18条の2	講習の受講命令違反	60日車	許可の取消し
タクシー業務適正化特別措置法 第37条第8項	負担金納付命令違反	60日車	タクシー業務適正化特別措置法 第37条第8項	負担金納付命令違反	60日車	許可の取消し
タクシー業務適正化特別措置法 第43条第2項	タクシー乗車禁止地区における乗車	40日車	タクシー業務適正化特別措置法 第43条第2項	タクシー乗車禁止地区における乗車	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法 第44条	タクシー等に関する事前届出、変更の事前届出違反	警告	タクシー業務適正化特別措置法 第44条	タクシー等に関する事前届出、変更の事前届出違反 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・継続的なものと認められるもの	警告 10日車	20日車 30日車
タクシー業務適正化特別措置法 第45条第1項、第2項	タクシーである旨の表示等義務違反	警告	タクシー業務適正化特別措置法 第45条第1項、第2項	タクシーである旨の表示等義務違反 ①表示なし率20%未満 ②表示なし率20%以上50%未満 ③表示なし率50%以上	警告 警告 10日車	10日車 20日車 30日車
タクシー業務適正化特別措置法 第46条第1項	個人タクシー事業者乗務証表示義務違反	40日車	タクシー業務適正化特別措置法 第46条第1項	個人タクシー事業者乗務証表示義務違反	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法 第47条	運転者証等類似不正表示禁止違反	40日車	タクシー業務適正化特別措置法 第47条	運転者証等類似不正表示禁止違反	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法 第51条第1項	報告義務違反等 1 未報告 2 虚偽の報告 3 検査拒否、虚偽陳述	警告 40日車 80日車 平成21年公示4、(1)④及び6、(1)⑥による	タクシー業務適正化特別措置法 第51条第1項	報告義務違反、虚偽の報告 検査拒否、虚偽陳述	10日車 60日車	30日車 許可の取消し
タクシー業務適正化特別措置法 施行規則第31条	個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正義務違反	20日車	タクシー業務適正化特別措置法 施行規則第31条	個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正義務違反	20日車	60日車
タクシー業務適正化特別措置法 施行規則第34条	個人タクシー事業者乗務証の譲渡等の禁止	40日車	タクシー業務適正化特別措置法 施行規則第34条	個人タクシー事業者乗務証の譲渡等の禁止	40日車	120日車

1. 表中(※)が付されている違反事項について、運輸規則第22条第1項により最高乗務距離の限度を定める旨指定された地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かつこ書の基準を適用するものとする。

2. 表中(☆)が付されている違反事項について、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かつこ書の基準を適用するものとする。

3. この表中(※)、(☆)、(◎)が付されている違反事項は、平成21年公示1、(7)の「一定の違反」とする。

1. 表中(※)が付されている違反事項について、運輸規則第22条第1項により最高乗務距離の限度を定める旨指定された地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かつこ書の基準を適用するものとする。

2. 表中(☆)が付されている違反事項について、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かつこ書の基準を適用するものとする。

3. この表中(※)、(☆)、(◎)が付されている違反事項は、平成21年公示1、(8)の「一定の違反」とする。

別紙1

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項
運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者（当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。）を対象とする。

- (a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- (b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- (c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	再違反		
	2回目	3回目	4回目以上
警告	10日車	20日車	40日車

4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の協議又は2. (b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所においては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の協議及び2. (b)の意見聴取がなく、2. (c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2. (a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあっては、3. の再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、2. により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3. の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数次の回数の量定を適用して処分するものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間に於いて5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数とその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)1.(3)の規定を準用する。

別紙1

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項
運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者（当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。）を対象とする。

- (a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- (b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- (c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	再違反		
	2回目	3回目	4回目以上
警告	20日車	60日車	180日車

4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の協議又は2. (b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所においては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の協議及び2. (b)の意見聴取がなく、2. (c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2. (a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあっては、3. の再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、2. により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3. の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数次の回数の量定を適用して処分するものとする。

なお、違反件数の算定に当たっては、先の行政処分等の理由となった最高速度違反行為の件数は加算しないものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間に於いて5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数とその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)1.(2)の規定を準用する。

別紙2

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

- (a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取
- (b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	10日車

4. 行政処分等の基準の適用

- ① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。
また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。
- ② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。
- ③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。
- ④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。
- ⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)1. (3)の規定を準用する。

別紙2

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

- (a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取
- (b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	20日車

4. 行政処分等の基準の適用

- ① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。
また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。
- ② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。
なお、違反件数の算定に当たっては、先の行政処分等の理由となった違反行為の最後のものの次の違反行為から起算する。
- ③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。
- ④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。
- ⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)1. (2)の規定を準用する。

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの
行政処分等の基準について」の改正概要について

平成24年3月
安全政策課

●背景

これまで自動車運送事業者は運輸監理部長又は運輸支局長から通知を受けた場合、選任する運行管理者に運輸監理部長又は運輸支局が行う研修又は国土交通大臣の認定する講習の受講が義務付けられていたが、旅客自動車運送事業運輸規則の改正に伴い、運輸監理部長又は運輸支局長の通知及び研修制度を廃止し、自動車運送事業者は告示で定めるところにより国土交通大臣の認定する講習の受講が義務付けられることとなった。

●改正概要

旅客自動車運送事業運輸規則の改正を受け、運輸監理部長又は運輸支局が行う研修の未受講に係る行政処分基準を廃止し、国土交通大臣が認定する講習の受講義務違反のみとする。

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準(処分基準) 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	基準日車等		適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運輸規則第38条第1項	<p>「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反</p> <p>1 「2」「3」「4」以外の違反(注1)</p> <p>①一部不適切 ②大部分不適切</p> <p>2 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合の違反(注1)(注2)</p> <p>(1)事業用自動車の運転者が重大事故等(平成21年公示1.(6)①の重大事故等をいう。)を引き起こした場合</p> <p>(2)事業用自動車の運転者が最高速度違反を引き起こした場合であって、事業者が当該違反を下命し、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等(平成21年公示1.(3)に規定する交通法通知等をいう。以下同じ。)があった場合</p> <p>(3)事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は救護義務違反を引き起こしたとして、都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合</p> <p>(4)事業用自動車の運転者について、乗務時間等告示の各事項の未遵守が計31件以上あった場合</p> <p>①一部不適切 ②大部分不適切</p> <p>3 最高速度違反行為に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(2(2)に係るものを除く。)に係るもの(注4)</p> <p>4 駐停車違反、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2(2)及び(3)並びに3の違反を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注4)</p>	警告 20日車	20日車 60日車		<p>「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反</p> <p>1 「2」「3」「4」以外の違反(注1)</p> <p>①一部不適切 ②大部分不適切</p> <p>2 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合の違反(注1)(注2)</p> <p>(1)事業用自動車の運転者が重大事故等(平成21年公示1.(6)①の重大事故等をいう。)を引き起こした場合</p> <p>(2)事業用自動車の運転者が最高速度違反を引き起こした場合であって、事業者が当該違反を下命し、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等(平成21年公示1.(3)に規定する交通法通知等をいう。以下同じ。)があった場合</p> <p>(3)事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は救護義務違反を引き起こしたとして、都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合</p> <p>(4)事業用自動車の運転者について、乗務時間等告示の各事項の未遵守が計31件以上あった場合</p> <p>①一部不適切 ②大部分不適切</p> <p>3 最高速度違反行為に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(2(2)に係るものを除く。)に係るもの(注4)</p> <p>4 駐停車違反、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2(2)及び(3)並びに3の違反を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注4)</p>	警告 20日車	20日車 60日車
	(注1)				(注1)		
	「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。				「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。		
	(注2)				(注2)		
	平成21年公示1.(6)の適用による。				平成21年公示1.(6)の適用による。		
	(注3)				(注3)		
	運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が3分の2以上である場合は警告とする。ただし、事業者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転若しくは最高速度違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして、都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合を除く。				運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が3分の2以上である場合は警告とする。ただし、事業者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転若しくは最高速度違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして、都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合を除く。		
	(注4)				(注4)		
	平成21年公示3.(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。				平成21年公示3.(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。		
	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存				運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存		
	1 記録(注1)				1 記録(注1)		
	① 記録なし率実施回数に対して20%未満	警告	20日車		① 記録なし率実施回数に対して20%未満	警告	20日車
	② 記録なし率実施回数に対して20%以上50%未満	10日車	30日車		② 記録なし率実施回数に対して20%以上50%未満	10日車	30日車
	③ 記録なし率実施回数に対して50%以上	20日車	60日車		③ 記録なし率実施回数に対して50%以上	20日車	60日車
	2 記載事項等の不備				2 記載事項等の不備		
	① 記載事項等不備率50%未満	勧告	10日車		① 記載事項等不備率50%未満	勧告	10日車
	② 記載事項等不備率50%以上	10日車	30日車		② 記載事項等不備率50%以上	10日車	30日車
	3 記録の改ざん・不実記載				3 記録の改ざん・不実記載		

	① 5件以下 ② 6件以上	10日車 20日車	30日車 60日車
	4 記録の保存(注2) ① 記録保存なし率20%未満 ② 記録保存なし率20%以上50%未満 ③ 記録保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
	(注1) 「記録なし率」の算出に当たっては、指導及び監督未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。 (注2) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、指導及び監督未実施の場合並びに指導及び監督記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。		
運輸規則第38条第4項	非常用信号用具等取扱指導義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 勧告	警告 10日車
運輸規則第38条第5項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。以下「従業員に対する指導監督告示」という。)による全従業員に対する指導監督義務違反(注) ①一部不適切 ②大部分不適切	警告 20日車	20日車 60日車
	(注) 「一部不適切」は、従業員に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合ををいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。		
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習受講義務違反 ①1回未受講 ②2回以上未受講 運行管理者の講習 ①1回未受講 ②2回以上未受講	20日車 30日車 10日車 20日車	60日車 90日車 30日車 60日車

	① 5件以下 ② 6件以上	10日車 20日車	30日車 60日車
	4 記録の保存(注2) ① 記録保存なし率20%未満 ② 記録保存なし率20%以上50%未満 ③ 記録保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
	(注1) 「記録なし率」の算出に当たっては、指導及び監督未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。 (注2) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、指導及び監督未実施の場合並びに指導及び監督記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。		
運輸規則第38条第7項	非常用信号用具等取扱指導義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 勧告	警告 10日車
運輸規則第38条第8項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第8項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。以下「従業員に対する指導監督告示」という。)による全従業員に対する指導監督義務違反(注) ①一部不適切 ②大部分不適切	警告 20日車	20日車 60日車
	(注) 「一部不適切」は、従業員に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合ををいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。		
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の研修受講義務違反 ①1回未受講 ②2回以上未受講 運行管理者の研修 ①1回未受講 ②2回以上未受講	20日車 30日車 10日車 20日車	60日車 90日車 30日車 60日車

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの
行政処分等の基準について」の改正概要について

平成22年12月

安全政策課

旅客課

「事業用自動車総合安全プラン2009」（平成21年3月）及び総務省からの「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」を踏まえ、事故削減、事後チェック機能の強化及び事業用自動車の輸送の安全の向上を図るため、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準を一部改正する。

●改正概要

①点呼時におけるアルコール検知器の備え等に対する処分
基準の創設する。

・アルコール検知器の備え義務違反

初違反60日車 再違反180日車

・アルコール検知器の常時有効保持義務違反

初違反20日車 再違反60日車

②営業区域外旅客運送に対する処分強化、臨時・偶発的なもの
と認められるものは、現行のままとし、反復・計画的なもの
と認められるものを次のとおり強化する。

初違反20日車 →初違反20日車×違反件数

再違反60日車 →再違反60日車×違反件数

③平成22年4月28日の運輸規則第21条改正を受けて所要
の改正を行う。

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準(処分基準) 新旧対照表

新			旧				
適用条項	違反行為事項	基準日車等		適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項	無許可経営	30日の事業の停止	許可の取消し	道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項	無許可経営	30日の事業の停止	許可の取消し
運送法第9条の3第1項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反	20日車	60日車	運送法第9条の3第1項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反	20日車	60日車
運送法第9条の3第3項	料金事前届出、料金変更事前届出違反	20日車	60日車	運送法第9条の3第3項	料金事前届出、料金変更事前届出違反	20日車	60日車
運送法第9条の3第4項(第9条第5項準用)	料金の変更命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第9条の3第4項(第9条第5項準用)	料金の変更命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	20日車	60日車	運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	20日車	60日車
運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	60日車	運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	60日車
運送法第13条	運送引受義務違反(※☆)	30日車 (40日車)	90日車 (120日車)	運送法第13条	運送引受義務違反(※☆)	30日車 (40日車)	90日車 (120日車)
運送法第14条	運送の順序違反	10日車	30日車	運送法第14条	運送の順序違反	10日車	30日車
運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反	20日車	60日車	運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反	20日車	60日車
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数等 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	10日車 20日車	30日車 60日車	運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数等 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	10日車 20日車	30日車 60日車
運送法第15条第4項	軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反 ①主たる事務所の名称及び位置、営業所の名称 ②営業所の位置(営業区域内新設、変更、営業区域内に他の営業所が有する場合の廃止)	警告 10日車	20日車 30日車	運送法第15条第4項	軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反 ①主たる事務所の名称及び位置、営業所の名称 ②営業所の位置(営業区域内新設、変更、営業区域内に他の営業所が有する場合の廃止)	警告 10日車	20日車 30日車
運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3項又は第4項の処分基準を適用する。		運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3項又は第4項の処分基準を適用する。	
運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第20条	営業区域外旅客運送違反 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	10日車 20日車 × 違反件数	30日車 60日車 × 違反件数	運送法第20条	営業区域外旅客運送違反 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	10日車 20日車	30日車 60日車
運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	60日車	運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	60日車
運送法第22条の2第1項	安全管理規程の届出義務違反 ①未設定 ②届出に係るもの	40日車 20日車	120日車 60日車	運送法第22条の2第1項	安全管理規程の届出義務違反 ①未設定 ②届出に係るもの	40日車 20日車	120日車 60日車
運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	20日車 30日車	60日車 90日車	運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	20日車 30日車	60日車 90日車
運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	40日車	120日車	運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	40日車	120日車
運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 ①解任届に係るもの ②選任届に係るもの ③虚偽の届出に係るもの	20日車 20日車 40日車	60日車 60日車 120日車	運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 ①解任届に係るもの ②選任届に係るもの ③虚偽の届出に係るもの	20日車 20日車 40日車	60日車 60日車 120日車
運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	20日車	60日車	運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	20日車	60日車
運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	許可の取消し

運送法第23条第1項	運行管理者の選任、要件違反(注) ①運行管理者数の不足 ②運行管理者選任なし	20日車 40日車	60日車 120日車	運送法第23条第1項	運行管理者の選任、要件違反(注) ①運行管理者数の不足 ②運行管理者選任なし	20日車 40日車	60日車 120日車
	(注) 選任している運行管理者が、1月の間、不在となっている場合を含む。				(注) 選任している運行管理者が、1月の間、不在となっている場合を含む。		
運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 ①解任届に係るもの ②選任届に係るもの ③虚偽の届出に係るもの	10日車 10日車 40日車	30日車 30日車 120日車	運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 ①解任届に係るもの ②選任届に係るもの ③虚偽の届出に係るもの	10日車 10日車 40日車	30日車 30日車 120日車
運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	30日車	運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	30日車
運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重、指導への不服従	警告	20日車	運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重、指導への不服従	警告	20日車
運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	240日車	運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	240日車
運送法第27条第2項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第27条第2項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第29条	事故の未届出、虚偽届出 1.自動車事故報告規則第2条第3号の事故を引き起こしたものの ①1件 ②2件以上 2.自動車事故報告規則第2条第1号、第2号又は第4号から第15号までの事故を引き起こしたものの ①1件 ②2件以上	20日車 40日車	60日車 120日車	運送法第29条	事故の未届出、虚偽届出 1.自動車事故報告規則第2条第3号の事故を引き起こしたものの ①1件 ②2件以上 2.自動車事故報告規則第2条第1号、第2号又は第4号から第15号までの事故を引き起こしたものの ①1件 ②2件以上	20日車 40日車	60日車 120日車
運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(注) ①一部不適切 ②大部分不適切 ③未公表	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車	運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(注) ①一部不適切 ②大部分不適切 ③未公表	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
	(注) 「一部不適切」は、公表の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。				(注) 「一部不適切」は、公表の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。		
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	30日車	運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	30日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの 3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い 4 運賃料金の適正收受違反等その他	20日×違反車両数 40日×違反車両数	60日×違反車両数 120日×違反車両数	運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの 3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い 4 運賃料金の適正收受違反等その他	20日×違反車両数 40日×違反車両数	60日×違反車両数 120日×違反車両数
	(注1) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。				(注1) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。		
運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	20日車	運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	20日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	許可の取消し

運送法第33条第1項、第2項	名義貸し、事業の貸渡し ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	30日×違反車両数 60日×違反車両数	90日×違反車両数 許可の取消し	運送法第33条第1項、第2項	名義貸し、事業の貸渡し ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	30日×違反車両数 60日×違反車両数	90日×違反車両数 許可の取消し
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	180日車	運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	180日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	60日車	運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	60日車
運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	30日車	運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	30日車
運送法第38条第1項	事業の休廃止の無届、虚偽届	10日車	30日車	運送法第38条第1項	事業の休廃止の無届、虚偽届	10日車	30日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の揭示義務違反	警告	20日車	運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の揭示義務違反	警告	20日車
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	30日車	運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	30日車
運送法第43条第1項	無許可経営	30日の事業の停止	許可の取消し	運送法第43条第1項	無許可経営	30日の事業の停止	許可の取消し
運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの 2 その他の条件又は期限違反	10日車 30日車 30日車	30日車 90日車 90日車	運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの 2 その他の条件又は期限違反	10日車 30日車 30日車	30日車 90日車 90日車
(注) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。				(注) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。			
運送法第94条第1項	報告義務違反、虚偽の報告	10日車	30日車	運送法第94条第1項	報告義務違反、虚偽の報告	10日車	30日車
運送法第94条第3項	検査拒否、虚偽の陳述	60日車	許可の取消し	運送法第94条第3項	検査拒否、虚偽の陳述	60日車	許可の取消し
運送法第95条	自動車に関する表示義務違反 ①表示なし20%未満 ②表示なし20%以上50%未満 ③表示なし50%以上	勧告 警告 10日車	10日車 20日車 30日車	運送法第95条	自動車に関する表示義務違反 ①表示なし20%未満 ②表示なし20%以上50%未満 ③表示なし50%以上	勧告 警告 10日車	10日車 20日車 30日車
道路運送法施行規則第66条第1項	届出義務違反			道路運送法施行規則第66条第1項	届出義務違反		
第1号	運輸開始の届出	勧告	10日車	第1号	運輸開始の届出	勧告	10日車
第2号	事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出	勧告	10日車	第2号	事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出	勧告	10日車
第3号	死亡届出	勧告	—	第3号	死亡届出	勧告	—
第4号	休止事業の再開の届出	勧告	10日車	第4号	休止事業の再開の届出	勧告	10日車
第5号	命令を実施した届出	警告	20日車	第5号	命令を実施した届出	警告	20日車
第6号	休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出	勧告	10日車	第6号	休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出	勧告	10日車
第7号	氏名若しくは名称又は住所の変更届出	勧告	10日車	第7号	氏名若しくは名称又は住所の変更届出	勧告	10日車
第8号	法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	勧告	10日車	第8号	法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	勧告	10日車
旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第2条第2項	一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	20日車	旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第2条第2項	一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	20日車
運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	20日車	運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	20日車
運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	20日車	運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	20日車
運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 記録 ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上15件以下 ③記録なし16件以上 記録の改ざん ①記録改ざん5件以内 ②記録改ざん6件以上 記録の保存 ①保存なし5件以下	警告 10日車 20日車 10日車 20日車 警告	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 20日車	運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 記録 ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上15件以下 ③記録なし16件以上 記録の改ざん ①記録改ざん5件以内 ②記録改ざん6件以上 記録の保存 ①保存なし5件以下	警告 10日車 20日車 10日車 20日車 警告	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 20日車

	②保存なし6件以上15件以下 ③保存なし16件以上	10日車 20日車	30日車 60日車	
運輸規則第4条第1項	運賃・料金、運送約款の公示義務違反	警告	20日車	
運輸規則第4条第2項	運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反	10日車	30日車	
運輸規則第4条第3項	運賃・料金の額の事業用自動車内への表示義務違反	10日車	30日車	
運輸規則第7条第1項	事業の休廃止の掲示義務違反	警告	20日車	
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の掲示義務違反	警告	20日車	
運輸規則第10条	領収書の発行義務違反 ①未発行5件以下 ②未発行6件以上15件以下 ③未発行16件以上	口頭注意 勸告 警告	警告 10日車 20日車	
運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反	10日車	30日車	
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	20日車	
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	180日車	
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①未締結及び不適合車両数5両以下 ②未締結及び不適合車両数6両以上15両以下 ③未締結及び不適合車両数16両以上	10日車 20日車 30日車	30日車 60日車 90日車	
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	20日車	
運輸規則第21条第1項	「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。))に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切20%未満(※) ②設定不適切20%以上50%未満(※) ③設定不適切50%以上(※) 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上30件以下(※) ④各事項の未遵守計31件以上(※)(注1)(注2)	警告 (10日車) 20日車 (30日車) 30日車 (40日車)	20日車 (30日車) 60日車 (90日車) 90日車 (120日車)	
			初回【再違反】 2回目以上【累違反】	
		【40日車 (50日車)】	120日車(150日車) 240日車(300日車)	
	(注1) 平成21年公示1。(6)の適用による。 (注2) 【 】は、運行管理者資格者証の返納命令としての基準である。			
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切	60日車 警告	180日車 20日車	
運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保率20%未満 ②未整備・未確保率20%以上50%未満 ③未整備・未確保率50%以上 2 管理、保守不適切(注)	20日車 40日車 60日車 警告	60日車 120日車 180日車 20日車	
	(注) 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを予約するなど別に存在する施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。			

	②保存なし6件以上15件以下 ③保存なし16件以上	10日車 20日車	30日車 60日車	
運輸規則第4条第1項	運賃・料金、運送約款の公示義務違反	警告	20日車	
運輸規則第4条第2項	運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反	10日車	30日車	
運輸規則第4条第3項	運賃・料金の額の事業用自動車内への表示義務違反	10日車	30日車	
運輸規則第7条第1項	事業の休廃止の掲示義務違反	警告	20日車	
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の掲示義務違反	警告	20日車	
運輸規則第10条	領収書の発行義務違反 ①未発行5件以下 ②未発行6件以上15件以下 ③未発行16件以上	口頭注意 勸告 警告	警告 10日車 20日車	
運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反	10日車	30日車	
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	20日車	
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	180日車	
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①未締結及び不適合車両数5両以下 ②未締結及び不適合車両数6両以上15両以下 ③未締結及び不適合車両数16両以上	10日車 20日車 30日車	30日車 60日車 90日車	
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	20日車	
運輸規則第21条第1項	「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。))に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切20%未満(※) ②設定不適切20%以上50%未満(※) ③設定不適切50%以上(※) 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上30件以下(※) ④各事項の未遵守計31件以上(※)(注1)(注2)	警告 (10日車) 20日車 (30日車) 30日車 (40日車)	20日車 (30日車) 60日車 (90日車) 90日車 (120日車)	
			初回【再違反】 2回目以上【累違反】	
		【40日車 (50日車)】	120日車(150日車) 240日車(300日車)	
	(注1) 平成21年公示1。(6)の適用による。 (注2) 【 】は、運行管理者資格者証の返納命令としての基準である。			
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切	60日車 警告	180日車 20日車	
運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保率20%未満 ②未整備・未確保率20%以上50%未満 ③未整備・未確保率50%以上 2 管理、保守不適切(注)	20日車 40日車 60日車 警告	60日車 120日車 180日車 20日車	
	(注) 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを予約するなど別に存在する施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。			

運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	300日車
運輸規則第21条第5項	健康状態の把握義務違反 ①把握不適切20%未満 ②把握不適切20%以上50%未満 ③把握不適切50%以上 疾病、疲労等による乗務 薬物等使用乗務	警告 10日車 20日車 80日車 100日車	20日車 30日車 60日車 240日車 300日車
運輸規則第22条第1項	乗務距離の最高限度違反 ①未遵守率5%未満 (◎) ②未遵守率5%以上20%未満 (◎) ③未遵守率20%以上50%未満 (◎) ④未遵守率50%以上 (◎)	警告 10日車 20日車 30日車	20日車 30日車 60日車 90日車
運輸規則第23条	運賃等総額が一定基準以上になるような乗務の強制(◎)	30日車	90日車
運輸規則第24条第1項、第2項	点呼の実施義務違反(注1) ①未実施率20%未満(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ②未実施率20%以上50%未満(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ③未実施率50%以上(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ④未実施率20%未満(※)(注2) (運行管理者による点呼1/3未満) ⑤未実施率20%以上50%未満(※) (運行管理者による点呼1/3未満) ⑥未実施率50%以上(※) (運行管理者による点呼1/3未満)	警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 30日車 (40日車)	20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 90日車 (120日車)
<p>(注1) 補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼は、実施していないものとみなす。 (注2) 点呼の未実施率0%(点呼実施率100%)の場合であって、運行管理者による点呼が1/3未満の場合については、初違反を「警告」、再違反を「20日車」とする。</p>			
運輸規則第24条第3項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注) (注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。	60日車	180日車
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注) (注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。	20日車	60日車
運輸規則第24条第4項	点呼の記録義務違反 記録(注1) ①記録なし率20%未満(※) ②記録なし率20%以上50%未満(※) ③記録なし率50%以上(※) 記録事項の不備 ①不備率50%未満(※) ②不備率50%以上(※) 記録の改ざん・不実記載 ①5件以下(※) ②6件以上(※) 記録の保存(注2) ①記録保存なし率20%未満(※) ②記録保存なし率20%以上50%未満(※) ③記録保存なし率50%以上(※)	警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 勸告 (警告) 10日車 (15日車) 10日車 (15日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車)
<p>(注1) 「記録なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。 (注2) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合及び点呼記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。</p>			

運輸規則第21条第4項	健康状態の把握義務違反 ①把握不適切20%未満 ②把握不適切20%以上50%未満 ③把握不適切50%以上 疾病、疲労等による乗務 酒酔い・酒気帯び乗務、薬物等使用乗務	警告 10日車 20日車 80日車 100日車	20日車 30日車 60日車 240日車 300日車
運輸規則第22条第1項	乗務距離の最高限度違反 ①未遵守率5%未満 (◎) ②未遵守率5%以上20%未満 (◎) ③未遵守率20%以上50%未満 (◎) ④未遵守率50%以上 (◎)	警告 10日車 20日車 30日車	20日車 30日車 60日車 90日車
運輸規則第23条	運賃等総額が一定基準以上になるような乗務の強制(◎)	30日車	90日車
運輸規則第24条第1項、第2項	点呼の実施義務違反(注1) ①未実施率20%未満(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ②未実施率20%以上50%未満(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ③未実施率50%以上(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ④未実施率20%未満(※)(注2) (運行管理者による点呼1/3未満) ⑤未実施率20%以上50%未満(※) (運行管理者による点呼1/3未満) ⑥未実施率50%以上(※) (運行管理者による点呼1/3未満)	警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 30日車 (40日車)	20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 90日車 (120日車)
<p>(注1) 補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼は、実施していないものとみなす。 (注2) 点呼の未実施率0%(点呼実施率100%)の場合であって、運行管理者による点呼が1/3未満の場合については、初違反を「警告」、再違反を「20日車」とする。</p>			
運輸規則第24条第3項	点呼の記録義務違反 記録(注1) ①記録なし率20%未満(※) ②記録なし率20%以上50%未満(※) ③記録なし率50%以上(※) 記録事項の不備 ①不備率50%未満(※) ②不備率50%以上(※) 記録の改ざん・不実記載 ①5件以下(※) ②6件以上(※) 記録の保存(注2) ①記録保存なし率20%未満(※) ②記録保存なし率20%以上50%未満(※) ③記録保存なし率50%以上(※)	警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 勸告 (警告) 10日車 (15日車) 10日車 (15日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車)
<p>(注1) 「記録なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。 (注2) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合及び点呼記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。</p>			

運輸規則第25条第3項、第4項	乗務等の記録義務違反 記録 ①記録なし率20%未満(※) ②記録なし率20%以上50%未満(※) ③記録なし率50%以上(※) 記録事項の不備 ①不備率50%未満(※) ②不備率50%以上(※) 記録の改ざん・不実記載 ①5件以下(※) ②6件以上(※) 記録の保存(注) ①記録保存なし率20%未満(※) ②記録保存なし率20%以上50%未満(※) ③記録保存なし率50%以上(※)	警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 勸告 (警告) 10日車 (15日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 20日車 (30日車) 20日車 (30日車) 60日車 (90日車)
(注) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、乗務記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。			
運輸規則第26条第2項	運行記録計による記録義務違反 記録(注) ①記録なし率20%未満(◎) ②記録なし率20%以上50%未満(◎) ③記録なし率50%以上(◎) 記録の改ざん・不実記載 ①5件以下(◎) ②6件以上(◎) 記録の保存(注) ①記録保存なし率20%未満(◎) ②記録保存なし率20%以上50%未満(◎) ③記録保存なし率50%以上(◎)	警告 10日車 20日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車
(注) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、運行記録計による記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。			
運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反 記録(注) ①記録なし2件以下 ②記録なし3件以上 記録事項の不備 ①2件以下 ②3件以上 記録の保存(注) ①記録保存なし2件以下 ②記録保存なし3件以上	警告 20日車 勸告 10日車 警告 20日車	20日車 60日車 10日車 30日車 20日車 60日車
(注) 「記録保存なし」の算出に当たっては、事故の記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。			
運輸規則第29条	地図の備え付け義務違反	警告	20日車
運輸規則第35条	運転者の選任に関する義務違反 ①常時選任運転者の不足が少数の場合(車両数の20%未満) ②それ以上の場合(車両数の20%以上)	警告 10日車	20日車 30日車
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反 ①選任5名以下(※) ②選任6名以上15名以下(※) ③選任16名以上(※)	警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車)
運輸規則第36条第2項	新任運転者に対する指導、監督義務違反(10日間の指導、監督の未実施) ①不適切5名以下 ②不適切6名以上15名以下 ③不適切16名以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反 作成 ①作成なし率20%未満 ②作成なし率20%以上50%未満 ③作成なし率50%以上 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車

運輸規則第25条第3項、第4項	乗務等の記録義務違反 記録 ①記録なし率20%未満(※) ②記録なし率20%以上50%未満(※) ③記録なし率50%以上(※) 記録事項の不備 ①不備率50%未満(※) ②不備率50%以上(※) 記録の改ざん・不実記載 ①5件以下(※) ②6件以上(※) 記録の保存(注) ①記録保存なし率20%未満(※) ②記録保存なし率20%以上50%未満(※) ③記録保存なし率50%以上(※)	警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 勸告 (警告) 10日車 (15日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 20日車 (30日車) 20日車 (30日車) 60日車 (90日車)
(注) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、乗務記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。			
運輸規則第26条第2項	運行記録計による記録義務違反 記録(注) ①記録なし率20%未満(◎) ②記録なし率20%以上50%未満(◎) ③記録なし率50%以上(◎) 記録の改ざん・不実記載 ①5件以下(◎) ②6件以上(◎) 記録の保存(注) ①記録保存なし率20%未満(◎) ②記録保存なし率20%以上50%未満(◎) ③記録保存なし率50%以上(◎)	警告 10日車 20日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車
(注) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、運行記録計による記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。			
運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反 記録(注) ①記録なし2件以下 ②記録なし3件以上 記録事項の不備 ①2件以下 ②3件以上 記録の保存(注) ①記録保存なし2件以下 ②記録保存なし3件以上	警告 20日車 勸告 10日車 警告 20日車	20日車 60日車 10日車 30日車 20日車 60日車
(注) 「記録保存なし」の算出に当たっては、事故の記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。			
運輸規則第29条	地図の備え付け義務違反	警告	20日車
運輸規則第35条	運転者の選任に関する義務違反 ①常時選任運転者の不足が少数の場合(車両数の20%未満) ②それ以上の場合(車両数の20%以上)	警告 10日車	20日車 30日車
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反 ①選任5名以下(※) ②選任6名以上15名以下(※) ③選任16名以上(※)	警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車)
運輸規則第36条第2項	新任運転者に対する指導、監督義務違反(10日間の指導、監督の未実施) ①不適切5名以下 ②不適切6名以上15名以下 ③不適切16名以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反 作成 ①作成なし率20%未満 ②作成なし率20%以上50%未満 ③作成なし率50%以上 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車

	①不備率50%未満 ②不備率50%以上	勧告 10日車	10日車 30日車
運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反 ①記録保存なし率20%未満 ②記録保存なし率20%以上50%未満 ③記録保存なし率50%以上	勧告 警告 10日車	10日車 20日車 30日車
運輸規則第37条第3項	乗務員証の記載、携行義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第37条第4項	乗務員証の保存義務違反 ①保存なし率20%未満 ②保存なし率20%以上50%未満 ③保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」「4」以外の違反(注1) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合の違反(注1)(注2) (1)事業用自動車の運転者が重大事故等(平成21年公示1.(6)①の重大事故等をいう。)を引き起こした場合 (2)事業用自動車の運転者が最高速度違反を引き起こした場合であって、事業者が当該違反を下命し、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等(平成21年公示1.(3)に規定する道路交通法通知等をいう。以下同じ。)があった場合 (3)事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は救護義務違反を引き起こしたとして、都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合 (4)事業用自動車の運転者について、乗務時間等告示の各事項の未遵守が計31件以上あった場合	警告 20日車	20日車 60日車
	①一部不適切		初回 20日車(注3)
	②大部分不適切		2回目以上 60日車
	3 最高速度違反行為に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(2(2)に係るものを除く。)に係るもの(注4)		初回 60日車
	4 駐停車違反、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2(2)及び(3)並びに3の違反を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注4)		2回目以上 180日車
	(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 (注2) 平成21年公示1.(6)の適用による。 (注3) 運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が3分の2以上である場合は警告とする。 ただし、事業者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転若しくは最高速度違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして、都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合を除く。		

	①不備率50%未満 ②不備率50%以上	勧告 10日車	10日車 30日車
運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反 ①記録保存なし率20%未満 ②記録保存なし率20%以上50%未満 ③記録保存なし率50%以上	勧告 警告 10日車	10日車 20日車 30日車
運輸規則第37条第3項	乗務員証の記載、携行義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第37条第4項	乗務員証の保存義務違反 ①保存なし率20%未満 ②保存なし率20%以上50%未満 ③保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」「4」以外の違反(注1) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合の違反(注1)(注2) (1)事業用自動車の運転者が重大事故等(平成21年公示1.(6)①の重大事故等をいう。)を引き起こした場合 (2)事業用自動車の運転者が最高速度違反を引き起こした場合であって、事業者が当該違反を下命し、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等(平成21年公示1.(3)に規定する道路交通法通知等をいう。以下同じ。)があった場合 (3)事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は救護義務違反を引き起こしたとして、都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合 (4)事業用自動車の運転者について、乗務時間等告示の各事項の未遵守が計31件以上あった場合	警告 20日車	20日車 60日車
	①一部不適切		初回 20日車(注3)
	②大部分不適切		2回目以上 60日車
	3 最高速度違反行為に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(2(2)に係るものを除く。)に係るもの(注4)		初回 60日車
	4 駐停車違反、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2(2)及び(3)並びに3の違反を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注4)		2回目以上 180日車
	(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 (注2) 平成21年公示1.(6)の適用による。 (注3) 運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が3分の2以上である場合は警告とする。 ただし、事業者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転若しくは最高速度違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして、都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合を除く。		

	<p>(注4) 平成21年公示3.(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。</p>		
	<p>運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録(注1) ①記録なし率実施回数に対して20%未満 ②記録なし率実施回数に対して20%以上50%未満 ③記録なし率実施回数に対して50%以上</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p>
	<p>2 記載事項等の不備 ①記載事項等不備率50%未満 ②記載事項等不備率50%以上</p>	<p>勧告 10日車</p>	<p>10日車 30日車</p>
	<p>3 記録の改ざん・不実記載 ①5件以下 ②6件以上</p>	<p>10日車 20日車</p>	<p>30日車 60日車</p>
	<p>4 記録の保存(注2) ①記録保存なし率20%未満 ②記録保存なし率20%以上50%未満 ③記録保存なし率50%以上</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p>
	<p>(注1) 「記録なし率」の算出に当たっては、指導及び監督未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。 (注2) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、指導及び監督未実施の場合並びに指導及び監督記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。</p>		
運輸規則第38条第2項	<p>運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 運転適性診断の受診状況 Ⅰ 死亡事故等惹起運転者 運転適性診断の未受診 Ⅱ 初任運転者 ①未受診率50%未満 ②未受診率50%以上 Ⅲ 高齢運転者 ①未受診率50%未満 ②未受診率50%以上</p>	<p>警告 20日車</p> <p>20日車</p> <p>警告 10日車</p> <p>警告 10日車</p>	<p>20日車 60日車</p> <p>60日車</p> <p>20日車 30日車</p> <p>20日車 30日車</p>
	<p>(注) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。</p>		
運輸規則第38条第7項	<p>非常用信号用具等取扱指導義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切</p>	<p>口頭注意 勧告</p>	<p>警告 10日車</p>
運輸規則第38条第8項	<p>「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第8項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。以下「従業員に対する指導監督告示」という。)による全従業員に対する指導監督義務違反(注) ①一部不適切 ②大部分不適切</p>	<p>警告 20日車</p>	<p>20日車 60日車</p>
	<p>(注) 「一部不適切」は、従業員に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。</p>		
運輸規則第39条	<p>運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反 ①一部不適切(☆) ②大部分不適切(☆)</p>	<p>10日車 (15日車) 20日車 (30日車)</p>	<p>30日車 (45日車) 60日車 (90日車)</p>
運輸規則第40条第1項	<p>指導要領制定義務違反 ①不適切項目数5件以下(☆) ②不適切項目数6件以上15件以下(☆) ③不適切項目数16件以上(☆) ④未制定(☆)</p>	<p>口頭注意(勧告) 勧告(警告) 警告(10日車) 警告(10日車)</p>	<p>警告(10日車) 10日車(20日車) 20日車(30日車) 20日車(30日車)</p>
運輸規則第40条第2項	<p>指導主任者選任義務違反(☆)</p>	<p>警告(10日車)</p>	<p>20日車(30日車)</p>

	<p>(注4) 平成21年公示3.(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。</p>		
	<p>運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録(注1) ①記録なし率実施回数に対して20%未満 ②記録なし率実施回数に対して20%以上50%未満 ③記録なし率実施回数に対して50%以上</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p>
	<p>2 記載事項等の不備 ①記載事項等不備率50%未満 ②記載事項等不備率50%以上</p>	<p>勧告 10日車</p>	<p>10日車 30日車</p>
	<p>3 記録の改ざん・不実記載 ①5件以下 ②6件以上</p>	<p>10日車 20日車</p>	<p>30日車 60日車</p>
	<p>4 記録の保存(注2) ①記録保存なし率20%未満 ②記録保存なし率20%以上50%未満 ③記録保存なし率50%以上</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p>
	<p>(注1) 「記録なし率」の算出に当たっては、指導及び監督未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。 (注2) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、指導及び監督未実施の場合並びに指導及び監督記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。</p>		
運輸規則第38条第2項	<p>運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 運転適性診断の受診状況 Ⅰ 死亡事故等惹起運転者 運転適性診断の未受診 Ⅱ 初任運転者 ①未受診率50%未満 ②未受診率50%以上 Ⅲ 高齢運転者 ①未受診率50%未満 ②未受診率50%以上</p>	<p>警告 20日車</p> <p>20日車</p> <p>警告 10日車</p> <p>警告 10日車</p>	<p>20日車 60日車</p> <p>60日車</p> <p>20日車 30日車</p> <p>20日車 30日車</p>
	<p>(注) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。</p>		
運輸規則第38条第7項	<p>非常用信号用具等取扱指導義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切</p>	<p>口頭注意 勧告</p>	<p>警告 10日車</p>
運輸規則第38条第8項	<p>「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第8項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。以下「従業員に対する指導監督告示」という。)による全従業員に対する指導監督義務違反(注) ①一部不適切 ②大部分不適切</p>	<p>警告 20日車</p>	<p>20日車 60日車</p>
	<p>(注) 「一部不適切」は、従業員に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。</p>		
運輸規則第39条	<p>運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反 ①一部不適切(☆) ②大部分不適切(☆)</p>	<p>10日車 (15日車) 20日車 (30日車)</p>	<p>30日車 (45日車) 60日車 (90日車)</p>
運輸規則第40条第1項	<p>指導要領制定義務違反 ①不適切項目数5件以下(☆) ②不適切項目数6件以上15件以下(☆) ③不適切項目数16件以上(☆) ④未制定(☆)</p>	<p>口頭注意(勧告) 勧告(警告) 警告(10日車) 警告(10日車)</p>	<p>警告(10日車) 10日車(20日車) 20日車(30日車) 20日車(30日車)</p>
運輸規則第40条第2項	<p>指導主任者選任義務違反(☆)</p>	<p>警告(10日車)</p>	<p>20日車(30日車)</p>

<p>運輸規則第40条第3項</p>	<p>地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反 記録 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上 記録の改ざん ①改ざん5件以下 ②改ざん6件以上 記録の保存 ①保存なし率20%未満 ②保存なし率20%以上50%未満 ③保存なし率50%以上</p>	<p>警告 10日車 20日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車</p>	<p>運輸規則第40条第3項</p>	<p>地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反 記録 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上 記録の改ざん ①改ざん5件以下 ②改ざん6件以上 記録の保存 ①保存なし率20%未満 ②保存なし率20%以上50%未満 ③保存なし率50%以上</p>	<p>警告 10日車 20日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車</p>																								
<p>運輸規則第41条</p>	<p>乗務員服務規律制定義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切 ③未制定</p>	<p>口頭注意 勧告 警告</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>	<p>運輸規則第41条</p>	<p>乗務員服務規律制定義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切 ③未制定</p>	<p>口頭注意 勧告 警告</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>																								
<p>運輸規則第42条第1項</p>	<p>事業用自動車内運転者氏名等掲示違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上</p>	<p>勧告 警告 10日車</p>	<p>10日車 20日車 30日車</p>	<p>運輸規則第42条第1項</p>	<p>事業用自動車内運転者氏名等掲示違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上</p>	<p>勧告 警告 10日車</p>	<p>10日車 20日車 30日車</p>																								
<p>運輸規則第43条第1項</p>	<p>応急用器具等の備付義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切</p>	<p>口頭注意 勧告</p>	<p>警告 10日車</p>	<p>運輸規則第43条第1項</p>	<p>応急用器具等の備付義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切</p>	<p>口頭注意 勧告</p>	<p>警告 10日車</p>																								
<p>運輸規則第43条第2項</p>	<p>非常用信号用具の備付義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切</p>	<p>口頭注意 勧告</p>	<p>警告 10日車</p>	<p>運輸規則第43条第2項</p>	<p>非常用信号用具の備付義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切</p>	<p>口頭注意 勧告</p>	<p>警告 10日車</p>																								
<p>運輸規則第44条</p>	<p>車両の清潔保持義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切</p>	<p>口頭注意 勧告</p>	<p>警告 10日車</p>	<p>運輸規則第44条</p>	<p>車両の清潔保持義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切</p>	<p>口頭注意 勧告</p>	<p>警告 10日車</p>																								
<p>運輸規則第45条各号列記以外の部分 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条)</p>	<p>点検整備関係義務違反 整備不良車両 ① 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) ② 不正改造のもの ③ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用 (車両法第47条の2) 日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上 (車両法第50条第1項) 整備管理者の選任違反 ①無資格選任 ②選任なし (車両法第50条第2項) 整備管理者に対する権限付与義務違反 (車両法第52条) 整備管理者選任(解任)の未届出、虚偽届出 ①未届出 ②虚偽届出 (車両法第53条) 整備管理者の解任命令違反 (車両法第58条第1項) 無車検運行 定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)</p>	<p>10日×違反車両数 20日×違反車両数 20日×違反車両数 警告 3日×違反車両数 9日×違反車両数 5日×違反車両数 40日車 40日車 10日車 40日車 40日車 60日×違反車両数</p>	<table border="1"> <tr> <td>再違反</td> <td>3回目以上</td> </tr> <tr> <td>30日×違反車両数</td> <td>60日×違反車両数</td> </tr> <tr> <td>再違反</td> <td>3回目以上</td> </tr> <tr> <td>60日×違反車両数</td> <td>120日×違反車両数</td> </tr> <tr> <td>再違反</td> <td>3回目以上</td> </tr> <tr> <td>60日×違反車両数</td> <td>120日×違反車両数</td> </tr> </table> <p>5日×違反車両数 9日×違反車両数 15日×違反車両数 120日車 120日車 30日車 120日車 120日車 180日×違反車両数</p>	再違反	3回目以上	30日×違反車両数	60日×違反車両数	再違反	3回目以上	60日×違反車両数	120日×違反車両数	再違反	3回目以上	60日×違反車両数	120日×違反車両数	<p>運輸規則第45条各号列記以外の部分 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条)</p>	<p>点検整備関係義務違反 整備不良車両 ① 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) ② 不正改造のもの ③ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用 (車両法第47条の2) 日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上 (車両法第50条第1項) 整備管理者の選任違反 ①無資格選任 ②選任なし (車両法第50条第2項) 整備管理者に対する権限付与義務違反 (車両法第52条) 整備管理者選任(解任)の未届出、虚偽届出 ①未届出 ②虚偽届出 (車両法第53条) 整備管理者の解任命令違反 (車両法第58条第1項) 無車検運行 定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)</p>	<p>10日×違反車両数 20日×違反車両数 20日×違反車両数 警告 3日×違反車両数 9日×違反車両数 5日×違反車両数 40日車 40日車 10日車 40日車 40日車 60日×違反車両数</p>	<table border="1"> <tr> <td>再違反</td> <td>3回目以上</td> </tr> <tr> <td>30日×違反車両数</td> <td>60日×違反車両数</td> </tr> <tr> <td>再違反</td> <td>3回目以上</td> </tr> <tr> <td>60日×違反車両数</td> <td>120日×違反車両数</td> </tr> <tr> <td>再違反</td> <td>3回目以上</td> </tr> <tr> <td>60日×違反車両数</td> <td>120日×違反車両数</td> </tr> </table> <p>5日×違反車両数 9日×違反車両数 15日×違反車両数 120日車 120日車 30日車 120日車 120日車 180日×違反車両数</p>	再違反	3回目以上	30日×違反車両数	60日×違反車両数	再違反	3回目以上	60日×違反車両数	120日×違反車両数	再違反	3回目以上	60日×違反車両数	120日×違反車両数
再違反	3回目以上																														
30日×違反車両数	60日×違反車両数																														
再違反	3回目以上																														
60日×違反車両数	120日×違反車両数																														
再違反	3回目以上																														
60日×違反車両数	120日×違反車両数																														
再違反	3回目以上																														
30日×違反車両数	60日×違反車両数																														
再違反	3回目以上																														
60日×違反車両数	120日×違反車両数																														
再違反	3回目以上																														
60日×違反車両数	120日×違反車両数																														

<p>(車両法第48条)</p>	<p>(1台の車両の1年間の未実施回数)</p> <p>①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上</p> <p>2 12月点検整備の未実施(注2)</p>	<p>警告 5日×違反車両数 10日×違反車両数</p> <p>10日×違反車両数</p>	<p>5日×違反車両数 15日×違反車両数 30日×違反車両数</p> <p>30日×違反車両数</p>	<p>(車両法第48条)</p>	<p>(1台の車両の1年間の未実施回数)</p> <p>①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上</p> <p>2 12月点検整備の未実施(注2)</p>	<p>警告 5日×違反車両数 10日×違反車両数</p> <p>10日×違反車両数</p>	<p>5日×違反車両数 15日×違反車両数 30日×違反車両数</p> <p>30日×違反車両数</p>
<p>(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。</p>				<p>(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。</p>			
<p>(注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。</p>				<p>(注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。</p>			
<p>運輸規則第45条各号列記以外の部分、第2号(車両法第49条)</p>	<p>点検整備記録簿等の記載義務違反等 記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿)</p> <p>①未記載・記載不適切3枚以下 ②未記載・記載不適切4枚記録の改ざん・不実記載</p> <p>①改ざん・不実記載2枚以下 ②改ざん・不実記載3枚以上記録の保存</p> <p>①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚</p>	<p>警告 3日×違反車両数</p> <p>5日×違反車両数 10日×違反車両数</p> <p>警告 3日×違反車両数</p>	<p>5日×違反車両数 9日×違反車両数</p> <p>15日×違反車両数 30日×違反車両数</p> <p>5日×違反車両数 9日×違反車両数</p>	<p>運輸規則第45条各号列記以外の部分、第2号(車両法第49条)</p>	<p>点検整備記録簿等の記載義務違反等 記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿)</p> <p>①未記載・記載不適切3枚以下 ②未記載・記載不適切4枚記録の改ざん・不実記載</p> <p>①改ざん・不実記載2枚以下 ②改ざん・不実記載3枚以上記録の保存</p> <p>①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚</p>	<p>警告 3日×違反車両数</p> <p>5日×違反車両数 10日×違反車両数</p> <p>警告 3日×違反車両数</p>	<p>5日×違反車両数 9日×違反車両数</p> <p>15日×違反車両数 30日×違反車両数</p> <p>5日×違反車両数 9日×違反車両数</p>
<p>運輸規則第46条</p>	<p>整備管理者の研修受講義務違反</p> <p>①1回未受講 ②2回以上未受講</p>	<p>10日車 20日車</p>	<p>30日車 60日車</p>	<p>運輸規則第46条</p>	<p>整備管理者の研修受講義務違反</p> <p>①1回未受講 ②2回以上未受講</p>	<p>10日車 20日車</p>	<p>30日車 60日車</p>
<p>運輸規則第47条</p>	<p>点検等のための施設の不備</p>	<p>警告</p>	<p>20日車</p>	<p>運輸規則第47条</p>	<p>点検等のための施設の不備</p>	<p>警告</p>	<p>20日車</p>
<p>運輸規則第47条の8</p>	<p>法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反</p>	<p>運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。</p>	<p>運輸規則第47条の8</p>	<p>法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反</p>	<p>運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。</p>		
<p>運輸規則第47条の9第2項</p>	<p>統括運行管理者の選任義務違反</p>	<p>20日車</p>	<p>60日車</p>	<p>運輸規則第47条の9第2項</p>	<p>統括運行管理者の選任義務違反</p>	<p>20日車</p>	<p>60日車</p>
<p>運輸規則第47条の9第3項</p>	<p>補助者の要件違反</p>	<p>警告</p>	<p>20日車</p>	<p>運輸規則第47条の9第3項</p>	<p>補助者の要件違反</p>	<p>警告</p>	<p>20日車</p>
<p>運輸規則第48条の2第1項</p>	<p>運行管理規程の制定義務違反</p> <p>①不適切項目数5件以下 ②不適切項目数6件以上15件以下 ③不適切項目数16件以上 ④未制定</p>	<p>警告 10日車 20日車 30日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車 90日車</p>	<p>運輸規則第48条の2第1項</p>	<p>運行管理規程の制定義務違反</p> <p>①不適切項目数5件以下 ②不適切項目数6件以上15件以下 ③不適切項目数16件以上 ④未制定</p>	<p>警告 10日車 20日車 30日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車 90日車</p>
<p>運輸規則第48条の3</p>	<p>運行管理者の指導監督義務違反</p> <p>①一部不適切 ②大部分不適切</p>	<p>10日車 20日車</p>	<p>30日車 60日車</p>	<p>運輸規則第48条の3</p>	<p>運行管理者の指導監督義務違反</p> <p>①一部不適切 ②大部分不適切</p>	<p>10日車 20日車</p>	<p>30日車 60日車</p>
<p>運輸規則第48条の4第1項</p>	<p>死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の研修受講義務違反</p> <p>①1回未受講 ②2回以上未受講</p> <p>運行管理者の研修</p> <p>①1回未受講 ②2回以上未受講</p>	<p>20日車 30日車</p> <p>10日車 20日車</p>	<p>60日車 90日車</p> <p>30日車 60日車</p>	<p>運輸規則第48条の4第1項</p>	<p>死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の研修受講義務違反</p> <p>①1回未受講 ②2回以上未受講</p> <p>運行管理者の研修</p> <p>①1回未受講 ②2回以上未受講</p>	<p>20日車 30日車</p> <p>10日車 20日車</p>	<p>60日車 90日車</p> <p>30日車 60日車</p>
<p>運輸規則第68条第1項第3号第4号</p>	<p>届出義務違反 指導主任者の選任届 指導主任者の転任、退任届</p>	<p>勧告 勧告</p>	<p>10日車 10日車</p>	<p>運輸規則第68条第1項第3号第4号</p>	<p>届出義務違反 指導主任者の選任届 指導主任者の転任、退任届</p>	<p>勧告 勧告</p>	<p>10日車 10日車</p>
<p>タクシー業務適正化特別措置法第3条</p>	<p>無登録運転者の乗務</p>	<p>60日車</p>	<p>180日車</p>	<p>タクシー業務適正化特別措置法第3条</p>	<p>無登録運転者の乗務</p>	<p>60日車</p>	<p>180日車</p>
<p>タクシー業務適正化特別措置法第13条</p>	<p>運転者証の表示義務違反</p>	<p>40日車</p>	<p>120日車</p>	<p>タクシー業務適正化特別措置法第13条</p>	<p>運転者証の表示義務違反</p>	<p>40日車</p>	<p>120日車</p>
<p>タクシー業務適正化特別措置法第15条</p>	<p>運転者証の記載事項の訂正義務違反</p> <p>①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p>	<p>タクシー業務適正化特別措置法第15条</p>	<p>運転者証の記載事項の訂正義務違反</p> <p>①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p>

タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項、第2項	運転者証の返納等義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車	タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項、第2項	運転者証の返納等義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
タクシー業務適正化特別措置法第18条	運転者証の譲渡等禁止違反	40日車	120日車	タクシー業務適正化特別措置法第18条	運転者証の譲渡等禁止違反	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法第18条の2	講習の受講命令違反	60日車	許可の取消し	タクシー業務適正化特別措置法第18条の2	講習の受講命令違反	60日車	許可の取消し
タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項	負担金納付命令違反	60日車	許可の取消し	タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項	負担金納付命令違反	60日車	許可の取消し
タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項	タクシー乗車禁止地区における乗車	40日車	120日車	タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項	タクシー乗車禁止地区における乗車	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法第44条	タクシー等に関する事前届出、変更の事前届出違反 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・継続的なものと認められるもの	警告 10日車	20日車 30日車	タクシー業務適正化特別措置法第44条	タクシー等に関する事前届出、変更の事前届出違反 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・継続的なものと認められるもの	警告 10日車	20日車 30日車
タクシー業務適正化特別措置法第45条第1項、第2項	タクシーである旨の表示等義務違反 ①表示なし率20%未満 ②表示なし率20%以上50%未満 ③表示なし率50%以上	勧告 警告 10日車	10日車 20日車 30日車	タクシー業務適正化特別措置法第45条第1項、第2項	タクシーである旨の表示等義務違反 ①表示なし率20%未満 ②表示なし率20%以上50%未満 ③表示なし率50%以上	勧告 警告 10日車	10日車 20日車 30日車
タクシー業務適正化特別措置法第46条第1項	個人タクシー事業者乗務証表示義務違反	40日車	120日車	タクシー業務適正化特別措置法第46条第1項	個人タクシー事業者乗務証表示義務違反	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法第47条	運転者証等類似不正表示禁止違反	40日車	120日車	タクシー業務適正化特別措置法第47条	運転者証等類似不正表示禁止違反	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法第51条第1項	報告義務違反、虚偽の報告 検査拒否、虚偽陳述	10日車 60日車	30日車 許可の取消し	タクシー業務適正化特別措置法第51条第1項	報告義務違反、虚偽の報告 検査拒否、虚偽陳述	10日車 60日車	30日車 許可の取消し
タクシー業務適正化特別措置法施行規則第31条	個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正義務違反	20日車	60日車	タクシー業務適正化特別措置法施行規則第31条	個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正義務違反	20日車	60日車
タクシー業務適正化特別措置法施行規則第34条	個人タクシー事業者乗務証の譲渡等の禁止	40日車	120日車	タクシー業務適正化特別措置法施行規則第34条	個人タクシー事業者乗務証の譲渡等の禁止	40日車	120日車
<p>1. 表中(※)が付されている違反事項について、運輸規則第22条第1項により最高乗務距離の限度を定める旨指定された地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かつこ書の基準を適用するものとする。</p> <p>2. 表中(☆)が付されている違反事項について、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かつこ書の基準を適用するものとする。</p> <p>3. この表中(※)、(☆)、(◎)が付されている違反事項は、平成21年公示1.(8)の「一定の違反」とする。</p>				<p>1. 表中(※)が付されている違反事項について、運輸規則第22条第1項により最高乗務距離の限度を定める旨指定された地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かつこ書の基準を適用するものとする。</p> <p>2. 表中(☆)が付されている違反事項について、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かつこ書の基準を適用するものとする。</p> <p>3. この表中(※)、(☆)、(◎)が付されている違反事項は、平成21年公示1.(8)の「一定の違反」とする。</p>			

別紙1

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者(当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。)を対象とする。

- (a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- (b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- (c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	再違反		
	2回目	3回目	4回目以上
警告	20日車	60日車	180日車

4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の協議又は2. (b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所において、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の協議及び2. (b)の意見聴取がなく、2. (c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2. (a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあっては、3. の再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、2. により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3. の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数次の回数の量定を適用して処分するものとする。

なお、違反件数の算定に当たっては、先の行政処分等の理由となった最高速度違反行為の件数は加算しないものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間に於いて5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)1. (2)の規定を準用する。

別紙1

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者(当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。)を対象とする。

- (a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- (b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- (c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	再違反		
	2回目	3回目	4回目以上
警告	20日車	60日車	180日車

4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の協議又は2. (b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所において、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の協議及び2. (b)の意見聴取がなく、2. (c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2. (a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあっては、3. の再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、2. により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3. の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数次の回数の量定を適用して処分するものとする。

なお、違反件数の算定に当たっては、先の行政処分等の理由となった最高速度違反行為の件数は加算しないものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間に於いて5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)1. (2)の規定を準用する。

別紙2

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

- (a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取
- (b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	20日車

4. 行政処分等の基準の適用

- ① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2.の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。
また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。
- ② 2.の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2.による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3.による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。
なお、違反件数の算定に当たっては、先の行政処分等の理由となった違反行為の最後のものの次の違反行為から起算する。
- ③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。
- ④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。
- ⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)1. (2)の規定を準用する。

別紙2

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

- (a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取
- (b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	20日車

4. 行政処分等の基準の適用

- ① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2.の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。
また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。
- ② 2.の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2.による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3.による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。
なお、違反件数の算定に当たっては、先の行政処分等の理由となった違反行為の最後のものの次の違反行為から起算する。
- ③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。
- ④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。
- ⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)1. (2)の規定を準用する。

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準(処分基準) 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為事項	基準日車等		適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項～第27条第2項(略)	事故の未届出、虚偽届出 1 自動車事故報告規則第2条第3号の事故を引き起こした ①1件 ②2件以上 2 自動車事故報告規則第2条第1号、第2号又は第4号から第15号までの事故を引き起こしたもの ①1件 ②2件以上	20日車 40日車	60日車 120日車	道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項～第27条第2項(略)	事故の未届出、虚偽届出 1 自動車事故報告規則第2条第2号の事故を引き起こした ①1件 ②2件以上 2 自動車事故報告規則第2条第1号、第3号～第7号の事故を引き起こしたもの ①1件 ②2件以上	20日車 40日車	60日車 120日車
運送法第29条				運送法第29条			
運送法第29条の3～(略)				運送法第29条の3～(略)			

1. ～3. (略)

別紙1～2(略)

1. ～3. (略)

別紙1～2(略)

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準(処分基準) 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為事項	基準日車等		適用条項	違反行為事項	基準	
		初違反	再違反			初違反	再違反
道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項	無許可経営	30日の事業の停止	許可の取消し	運送法第4条第1項	無許可経営	30日の事業の停止	許可の取消し
運送法第9条の3第1項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反	20日車	60日車	運送法第9条の3第1項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反	20日車	60日車
運送法第9条の3第3項	料金事前届出、料金変更事前届出違反	20日車	60日車	運送法第9条の3第3項	料金事前届出、料金変更事前届出違反	20日車	60日車
運送法第9条の3第4項(第9条第5項準用)	料金の変更命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第9条の3第4項(第9条第5項準用)	料金の変更命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	20日車	60日車	運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	20日車	60日車
運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	60日車	運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	60日車
運送法第13条	運送引受義務違反(※☆)	30日車 (40日車)	90日車 (120日車)	運送法第13条	運送引受義務違反(※☆)	30日車	90日車
運送法第14条	運送の順序違反	10日車	30日車	運送法第14条	運送の順序違反	10日車	30日車
運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反	20日車	60日車	運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反 ①営業区域の設定変更 ②車庫の位置変更、収容能力不足 ③営業所の位置(営業区域外設置)	20日車 20日車 20日車	60日車 60日車 60日車
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数等 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	10日車 20日車	30日車 60日車	運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数等 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	10日車 20日車	30日車 60日車
運送法第15条第4項	軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反 ①主たる事務所の名称及び位置、営業所の名称 ②営業所の位置(営業区域内新設、変更、営業区域内に他の営業所が有する場合の廃止)	警告 10日車	20日車 30日車	運送法第15条第4項	軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反 ①主たる事務所の名称及び位置、営業所の名称 ②営業所の位置(営業区域内新設、変更、営業区域内に他の営業所が有する場合の廃止)	警告 10日車	20日車 30日車
運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3項又は第4項の処分基準を適用する。		運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3～4項の処分基準を適用する。	
運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第20条	営業区域外旅客運送違反 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	10日車 20日車	30日車 60日車	運送法第20条	営業区域外旅客運送違反 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	10日車 20日車	30日車 60日車
運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	60日車	運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	60日車
運送法第22条の2第1項	安全管理規程の届出義務違反 ①未設定 ②届出に係るもの	40日車 20日車	120日車 60日車	運送法第22条の2第1項	安全管理規程の届出義務違反 ①未設定 ②届出に係るもの	40日車 20日車	120日車 60日車
運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	20日車 30日車	60日車 90日車	運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	20日車 30日車	60日車 90日車
運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	40日車	120日車	運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	40日車	120日車
運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 ①解任届に係るもの ②選任届に係るもの ③虚偽の届出に係るもの	20日車 20日車 40日車	60日車 60日車 120日車	運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 ①解任届に係るもの ②選任届に係るもの ③虚偽の届出に係るもの	20日車 20日車 40日車	60日車 60日車 120日車
運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	20日車	60日車	運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	20日車	60日車
運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	許可の取消し

運送法第23条第1項	運行管理者の選任、要件違反(注) ①運行管理者数の不足 ②運行管理者選任なし	20日車 40日車	60日車 120日車	運送法第23条第1項	運行管理者の選任、要件違反(注4) ①運行管理者数の不足 ②運行管理者選任なし	20日車 40日車	60日車 120日車
		(注) 選任している運行管理者が、1月の間、不在となっている場合を含む。					
運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 ①解任届に係るもの ②選任届に係るもの ③虚偽の届出に係るもの	10日車 10日車 40日車	30日車 30日車 120日車	運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 ①解任届に係るもの ②選任届に係るもの ③虚偽の届出に係るもの	10日車 10日車 40日車	30日車 30日車 120日車
運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	30日車	運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	30日車
運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重、指導への不服従	警告	20日車	運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重、指導への不服従	警告	20日車
運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	240日車	運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	240日車
運送法第27条第2項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第27条第2項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第29条	事故の未届出、虚偽届出 1.自動車事故報告規則第2条第2号の事故を引き起こしたもの ①1件 ②2件以上 2.自動車事故報告規則第2条第1号、第3号～第7号の事故を引き起こしたもの ①1件 ②2件以上	20日車 40日車	60日車 120日車	運送法第29条	事故の未届出、虚偽届出 1.自動車事故報告規則第2条第2号の事故を引き起こしたもの ①1件 ②2件以上 2.自動車事故報告規則第2条第1号、第3号～第7号の事故を引き起こしたもの ①1件 ②2件以上	20日車 40日車	60日車 120日車
運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(注) ①一部不適切 ②大部分不適切 ③未公表	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車	運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(注5) ①一部不適切 ②大部分不適切 ③未公表	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
		(注) 「一部不適切」は、公表の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。					
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	30日車	運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	30日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの 3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い 4 運賃料金の適正収受違反等その他	20日×違反車両数 40日×違反車両数	60日×違反車両数 120日×違反車両数	運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 ①営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 i 臨時・偶発的なものと認められるもの ii 反復・計画的なものと認められるもの ②運賃料金の適正収受違反等その他	20日×違反車両数 40日×違反車両数	60日×違反車両数 120日×違反車両数
		(注1) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金)をいう。					
運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	20日車	運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	20日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第33条第1項、第2項	名義貸し、事業の貸渡し ①臨時・偶発的なものと認められるもの	30日×違反車両数	90日×違反車両数	運送法第33条第1項、第2項	名義貸し、事業の貸渡し ①臨時・偶発的なものと認められるもの	30日×違反車両数	90日×違反車両数

	②反復・計画的なもの認められるもの	60日×違反車両数	許可の取消し
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	180日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	60日車
運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	30日車
運送法第38条第1項	事業の休廃止の無届、虚偽届	10日車	30日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の揭示義務違反	警告	20日車
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	30日車
運送法第43条第1項	無許可経営	30日の事業の停止	許可の取消し
運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ①一部未加入のもの ②全て未加入のもの 2 その他の条件又は期限違反	10日車 30日車 30日車	30日車 90日車 90日車
(注) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。			
運送法第94条第1項	報告義務違反、虚偽の報告	10日車	30日車
運送法第94条第3項	検査拒否、虚偽の陳述	60日車	許可の取消し
運送法第95条	自動車に関する表示義務違反 ①表示なし20%未満 ②表示なし20%以上50%未満 ③表示なし50%以上	勧告 警告 10日車	10日車 20日車 30日車
道路運送法施行規則第66条第1項	届出義務違反		
第1号	運輸開始の届出	勧告	10日車
第2号	事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出	勧告	10日車
第3号	死亡届出	勧告	—
第4号	休止事業の再開の届出	勧告	10日車
第5号	命令を実施した届出	警告	20日車
第6号	休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出	勧告	10日車
第7号	氏名若しくは名称又は住所の変更届出	勧告	10日車
第8号	法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	勧告	10日車
旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第2条第2項	一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	20日車
運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	20日車
運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	20日車
運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 記録 ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上15件以下 ③記録なし16件以上 記録の改ざん ①記録改ざん5件以内 ②記録改ざん6件以上 記録の保存 ①保存なし5件以下 ②保存なし6件以上15件以下 ③保存なし16件以上	警告 10日車 20日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車

	②反復・計画的なもの認められるもの	60日×違反車両数	許可の取消し
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	180日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	60日車
運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	30日車
運送法第38条第1項	事業の休廃止の無届、虚偽届	10日車	30日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の揭示義務違反	警告	20日車
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	30日車
運送法第43条第1項	無許可経営	30日の事業の停止	許可の取消し
運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反	30日車	90日車
運送法第94条第1項	報告義務違反、虚偽の報告	10日車	30日車
運送法第94条第3項	検査拒否、虚偽の陳述	60日車	許可の取消し
運送法第95条	自動車に関する表示義務違反 ①表示なし20%未満 ②表示なし20%以上50%未満 ③表示なし50%以上	勧告 警告 10日車	10日車 20日車 30日車
施行規則第66条第1項	届出義務違反		
第1号	運輸開始の届出	勧告	10日車
第2号	事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出	勧告	10日車
第3号	死亡届出	勧告	—
第4号	休止事業の再開の届出	勧告	10日車
第5号	命令を実施した届出	警告	20日車
第6号	休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出	勧告	10日車
第7号	氏名若しくは名称又は住所の変更届出	勧告	10日車
第8号	法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	勧告	10日車
運輸規則第2条第2項	一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	20日車
運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	20日車
運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	20日車
運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 記録 ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上15件以下 ③記録なし16件以上 記録の改ざん ①記録改ざん5件以内 ②記録改ざん6件以上 記録の保存 ①保存なし5件以下 ②保存なし6件以上15件以下 ③保存なし16件以上	警告 10日車 20日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車

運輸規則第4条第1項	運賃・料金、運送約款の公示義務違反	警告	20日車
運輸規則第4条第2項	運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反	10日車	30日車
運輸規則第4条第3項	運賃・料金の額の事業用自動車内への表示義務違反	10日車	30日車
運輸規則第7条第1項	事業の休廃止の揭示義務違反	警告	20日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の揭示義務違反	警告	20日車
運輸規則第10条	領収書の発行義務違反 ①未発行5件以下 ②未発行6件以上15件以下 ③未発行16件以上	口頭注意 勧告 警告	警告 10日車 20日車
運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反	10日車	30日車
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	20日車
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	180日車
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①未締結及び不適合車両数5両以下 ②未締結及び不適合車両数6両以上15両以下 ③未締結及び不適合車両数16両以上	10日車 20日車 30日車	30日車 60日車 90日車
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	20日車
運輸規則第21条第1項	「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。) に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切20%未満(※) ②設定不適切20%以上50%未満(※) ③設定不適切50%以上(※) 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上30件以下(※) ④各事項の未遵守計31件以上(※)(注1)(注2)	警告 20日車 30日車	20日車 (30日車) 60日車 (90日車) 90日車 (120日車) 初回【再違反】 2回目以上【累違反】 【40日車 (50日車)】 120日車(150日車) 240日車(300日車)
	(注1) 「平成21年公示」1.(6)の適用による。 (注2) 【 】は、運行管理者資格者証の返納命令としての基準である。		
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切	60日車 警告	180日車 20日車
運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保率20%未満 ②未整備・未確保率20%以上50%未満 ③未整備・未確保率50%以上 2 管理、保守不適切(注)	20日車 40日車 60日車 警告	60日車 120日車 180日車 20日車
	(注) 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを予約するなど別に存在する施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。		
運輸規則第21条第4項	健康状態の把握義務違反 ①把握不適切20%未満 ②把握不適切20%以上50%未満	警告 10日車	20日車 30日車

運輸規則第4条第1項	運賃・料金、運送約款の公示義務違反	警告	20日車
運輸規則第4条第2項	運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反	10日車	30日車
運輸規則第4条第3項	運賃・料金の額の事業用自動車内への表示義務違反	10日車	30日車
運輸規則第7条第1項	事業の休廃止の揭示義務違反	警告	20日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の揭示義務違反	警告	20日車
運輸規則第10条	領収書の発行義務違反 ①未発行5件以下 ②未発行6件以上15件以下 ③未発行16件以上	口頭注意 勧告 警告	警告 10日車 20日車
運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反	10日車	30日車
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	20日車
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	180日車
運輸規則第19条の2	国土交通省告示による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①未締結及び不適合車両数5両以下 ②未締結及び不適合車両数6両以上15両以下 ③未締結及び不適合車両数16両以上	10日車 20日車 30日車	30日車 60日車 90日車
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	20日車
運輸規則第21条第1項	事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1675号、以下「改善基準告示」という。)の設定違反 ①設定不適切20%未満(※) ②設定不適切20%以上50%未満(※) ③設定不適切50%以上(※) 改善基準告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上30件以下(※) ④各事項の未遵守計31件以上(※)	警告 20日車 30日車	20日車 60日車 90日車 20日車 60日車 90日車 120日車
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切	60日車 警告	180日車 20日車
運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保率20%未満 ②未整備・未確保率20%以上50%未満 ③未整備・未確保率50%以上 2 管理、保守不適切(注6)	20日車 40日車 60日車 警告	60日車 120日車 180日車 20日車
運輸規則第21条第4項	健康状態の把握義務違反 ①把握不適切20%未満 ②把握不適切20%以上50%未満	警告 10日車	20日車 30日車

	③把握不適切50%以上 疾病、疲労等による乗務 酒酔い・酒気帯び乗務、薬物等使用乗務	20日車 80日車 100日車	60日車 240日車 300日車
運輸規則第22条第1項	乗務距離の最高限度違反 ①未遵守率5%未満(◎) ②未遵守率5%以上20%未満(◎) ③未遵守率20%以上50%未満(◎) ④未遵守率50%以上(◎)	警告 10日車 20日車 30日車	20日車 30日車 60日車 90日車
運輸規則第23条	運賃等総額が一定基準以上になるような乗務の強制(◎)	30日車	90日車
運輸規則第24条 第1項、第2項	点呼の実施義務違反(注1) ①未実施率20%未満(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ②未実施率20%以上50%未満(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ③未実施率50%以上(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ④未実施率20%未満(※)(注2) (運行管理者による点呼1/3未満) ⑤未実施率20%以上50%未満(※) (運行管理者による点呼1/3未満) ⑥未実施率50%以上(※) (運行管理者による点呼1/3未満)	警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 30日車 (40日車)	20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 90日車 (120日車)
	(注1) 補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼は、実施していないものとみなす。 (注2) 点呼の未実施率0%(点呼実施率100%)の場合であって、運行管理者による点呼が1/3未満の場合については、初違反を「警告」、再違反を「20日車」とする。		
運輸規則第24条第3項	点呼の記録義務違反 記録(注1) ①記録なし率20%未満(※) ②記録なし率20%以上50%未満(※) ③記録なし率50%以上(※) 記録事項の不備 ①不備率50%未満(※) ②不備率50%以上(※) 記録の改ざん・不実記載 ①5件以下(※) ②6件以上(※) 記録の保存(注2) ①記録保存なし率20%未満(※) ②記録保存なし率20%以上50%未満(※) ③記録保存なし率50%以上(※)	警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 勸告 (警告) 10日車 (15日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車)
	(注1) 「記録なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。 (注2) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合及び点呼記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。		
運輸規則第25条第3項、 第4項	乗務等の記録義務違反 記録 ①記録なし率20%未満(※) ②記録なし率20%以上50%未満(※) ③記録なし率50%以上(※) 記録事項の不備 ①不備率50%未満(※) ②不備率50%以上(※) 記録の改ざん・不実記載 ①5件以下(※) ②6件以上(※) 記録の保存(注) ①記録保存なし率20%未満(※) ②記録保存なし率20%以上50%未満(※) ③記録保存なし率50%以上(※)	警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 勸告 (警告) 10日車 (15日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 警告 (10日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車)
	(注) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、乗務記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。		
運輸規則第26条第2項	運行記録計による記録義務違反 記録(注)		

	③把握不適切50%以上 疾病、疲労、飲酒等による乗務	20日車 80日車	60日車 240日車
運輸規則第22条第1項	乗務距離の最高限度違反 ①未遵守率5%未満(◎) ②未遵守率5%以上20%未満(◎) ③未遵守率20%以上50%未満(◎) ④未遵守率50%以上(◎)	警告 10日車 20日車 30日車	20日車 30日車 60日車 90日車
運輸規則第23条	運賃等総額が一定基準以上になるような乗務の強制(◎)	30日車	90日車
運輸規則第24条第1～2項	点呼の実施義務違反(注7)(注8)(注9) ①未実施率20%未満(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ②未実施率20%以上50%未満(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ③未実施率50%以上(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ④未実施率20%未満(※)(注10) (運行管理者による点呼1/3未満) ⑤未実施率20%以上50%未満(※) (運行管理者による点呼1/3未満) ⑥未実施率50%以上(※) (運行管理者による点呼1/3未満)	警告 10日車 20日車 10日車 20日車 30日車	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 90日車
運輸規則第24条第3項	点呼の記録義務違反 記録(注8)(注9) ①記録なし率20%未満(※) ②記録なし率20%以上50%未満(※) ③記録なし率50%以上(※) 記録事項の不備 ①不備率50%未満(※) ②不備率50%以上(※) 記録の改ざん ①5件以下(※) ②6件以上(※) 記録の保存(注9) ①記録保存なし率20%未満(※) ②記録保存なし率20%以上50%未満(※) ③記録保存なし率50%以上(※)	警告 10日車 20日車 勸告 10日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 10日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車
運輸規則第25条第3項、 第4項	乗務等の記録義務違反 記録(注11) ①記録なし率20%未満(※) ②記録なし率20%以上50%未満(※) ③記録なし率50%以上(※) 記録事項の不備 ①不備率50%未満(※) ②不備率50%以上(※) 記録の改ざん ①5件以下(※) ②6件以上(※) 記録の保存(注11) ①記録保存なし率20%未満(※) ②記録保存なし率20%以上50%未満(※) ③記録保存なし率50%以上(※)	警告 10日車 20日車 勸告 10日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 10日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車
運輸規則第26条第2項	運行記録計による記録義務違反 記録(注12)		

	①記録なし率20%未満(◎) ②記録なし率20%以上50%未満(◎) ③記録なし率50%以上(◎) 記録の改ざん・不実記載 ①5件以下(◎) ②6件以上(◎) 記録の保存(注) ①記録保存なし率20%未満(◎) ②記録保存なし率20%以上50%未満(◎) ③記録保存なし率50%以上(◎)	警告 10日車 20日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車
	(注) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、運行記録計による記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。		
運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反 記録(注) ①記録なし2件以下 ②記録なし3件以上 記録事項の不備 ①2件以下 ②3件以上 記録の保存(注) ①記録保存なし2件以下 ②記録保存なし3件以上	警告 20日車 警告 10日車 警告 20日車	20日車 60日車 10日車 30日車 20日車 60日車
	(注) 「記録保存なし」の算出に当たっては、事故の記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。		
運輸規則第29条	地図の備え付け義務違反	警告	20日車
運輸規則第35条	運転者の選任に関する義務違反 ①常時選任運転者の不足が少数の場合(車両数の20%未満) ②それ以上の場合(車両数の20%以上)	警告 10日車	20日車 30日車
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反 ①選任5名以下(※) ②選任6名以上15名以下(※) ③選任16名以上(※)	警告 10日車 20日車	20日車(30日車) 30日車(45日車) 60日車(90日車)
運輸規則第36条第2項	新任運転者に対する指導、監督義務違反(10日間の指導、監督の未実施) ①不適切5名以下 ②不適切6名以上15名以下 ③不適切16名以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反 作成 ①作成なし率20%未満 ②作成なし率20%以上50%未満 ③作成なし率50%以上 記載事項等の不備 ①不備率50%未満 ②不備率50%以上	警告 10日車 20日車 警告 10日車	20日車 30日車 60日車 10日車 30日車
運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反 ①記録保存なし率20%未満 ②記録保存なし率20%以上50%未満 ③記録保存なし率50%以上	警告 10日車	10日車 20日車 30日車
運輸規則第37条第3項	乗務員証の記載、携行義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第37条第4項	乗務員証の保存義務違反 ①保存なし率20%未満 ②保存なし率20%以上50%未満 ③保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土		

	①記録なし率20%未満(◎) ②記録なし率20%以上50%未満(◎) ③記録なし率50%以上(◎) 記録の改ざん ①5件以下(◎) ②6件以上(◎) 記録の保存(注12) ①記録保存なし率20%未満(◎) ②記録保存なし率20%以上50%未満(◎) ③記録保存なし率50%以上(◎)	警告 10日車 20日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車
	(注) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、運行記録計による記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。		
運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反 記録(注13) ①記録なし2件以下 ②記録なし3件以上 記録事項の不備 ①2件以下 ②3件以上 記録の保存(注13) ①記録保存なし2件以下 ②記録保存なし3件以上	警告 20日車 警告 10日車 警告 20日車	20日車 60日車 10日車 30日車 20日車 60日車
運輸規則第29条	地図の備え付け義務違反	警告	20日車
運輸規則第35条	運転者の選任に関する義務違反 ①常時選任運転者の不足が少数の場合(車両数の20%未満) ②それ以上の場合(車両数の20%以上)	警告 10日車	20日車 30日車
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反 ①選任5名以下(※) ②選任6名以上15名以下(※) ③選任16名以上(※)	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第36条第2項	新任運転者に対する指導、監督義務違反(10日間の指導、監督の未実施) ①不適切5名以下 ②不適切6名以上15名以下 ③不適切16名以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反 作成 ①作成なし率20%未満 ②作成なし率20%以上50%未満 ③作成なし率50%以上 記載事項等の不備 ①不備率50%未満 ②不備率50%以上	警告 10日車 20日車 警告 10日車	20日車 30日車 60日車 10日車 30日車
運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反 ①記録保存なし率20%未満 ②記録保存なし率20%以上50%未満 ③記録保存なし率50%以上	警告 10日車	10日車 20日車 30日車
運輸規則第37条第3項	乗務員証の記載、携行義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第37条第4項	乗務員証の保存義務違反 ①保存なし率20%未満 ②保存なし率20%以上50%未満 ③保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運輸規則第38条第1項	旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年国土交通省告示第1676号、以下「告示」という。)による運転者に対する指導監		

交通省告示第1676号。以下「 運転者に対する指導監督告示 」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」「4」以外の違反(注1) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合の違反(注1)(注2) (1)事業用自動車の運転者が重大事故等(平成21年1.(6)①の重大事故等をいう。)を引き起こした場合 (2)事業用自動車の運転者が最高速度違反を引き起こした場合であって、事業者が当該違反を下命し、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等(平成21年公示1.(3)に規定する交通法通知等をいう。以下同じ。)があった場合 (3)事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又は救護義務違反を引き起こしたとして、都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合 (4)事業用自動車の運転者について、乗務時間等告示の各事項の未遵守が計31件以上あった場合 ①一部不適切 ②大部分不適切 3 最高速度違反行為に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(2(2)に係るものを除く。)に係るもの(注4) 4 駐停車違反、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「 放置駐車違反 」という。)等運転者の道路交通法違反(2(2)及び(3)並びに3の違反を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注4)	警告 20日車	20日車 60日車	
		初回 20日車(注3)	2回目以上 60日車
		初回 60日車	2回目以上 180日車
		別紙1	
	別紙2		
(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 (注2) 平成21年公示1.(7)の適用による。 (注3) 運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が3分の2以上である場合は警告とする。ただし、事業者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転若しくは最高速度違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして、都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合を除く。 (注4) 平成21年公示3.(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。			
運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録(注1) ① 記録なし率実施回数に対して20%未満 ② 記録なし率実施回数に対して20%以上50%未満 ③ 記録なし率実施回数に対して50%以上 2 記載事項等の不備 ① 記載事項等不備率50%未満 ② 記載事項等不備率50%以上 3 記録の改ざん・不実記載 ① 5件以下 ② 6件以上 4 記録の保存(注2) ① 記録保存なし率20%未満 ② 記録保存なし率20%以上50%未満 ③ 記録保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車 勸告 10日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 10日車 30日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車	
(注1)			

監督義務違反 1 「2」「3」「4」以外の違反(注14) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 「自動車事故報告規則第2条第2号に規定する事故及びこれに準ずる事故(以下「 重大事故等 」という。)を引き起こした場合」、「運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反を引き起こした場合であって、一般乗用旅客自動車運送事業者が、当該行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知のあった場合」又は「運転者が過労運転(道路交通法第66条に規定する過労運転及び改善基準告示の未遵守が31件以上の場合に限る。)、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又はひき逃げを引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等のあった場合(改善基準告示の未遵守を除く。)」(注14)(注15) ①一部不適切 ②大部分不適切 3 最高速度違反行為に係る公安委員会からの通知等に係るもの[別紙1] 4 駐停車違反、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「 放置行為 」という。)等運転者の道路交通法違反(過労運転を除く。)に係る公安委員会からの通知等に係るもの[別紙2]	警告 20日車	20日車 60日車	
		初回 20日車	2回目以上 60日車
		初回 60日車	2回目以上 180日車
		警告	初回 2回目 3回目以上 20日車 60日車 180日車
	警告	初回・2回目以上 20日車	

<p>運輸規則第38条第2項</p>	<p>「記録なし率」の算出に当たっては、指導及び監督未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。 (注2) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、指導及び監督未実施の場合並びに指導及び監督記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。</p> <p>運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反</p> <p>1 特別な指導の実施状況(注)</p> <p>①一部不適切 警告 20日車 ②大部分不適切 20日車</p> <p>2 運転適性診断の受診状況</p> <p>I 死亡事故等惹起運転者 運転適性診断の未受診 20日車</p> <p>II 初任運転者 ①未受診率50%未満 警告 20日車 ②未受診率50%以上 10日車</p> <p>III 高齢運転者 ①未受診率50%未満 警告 20日車 ②未受診率50%以上 10日車</p> <p>(注) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。</p>	<p>運輸規則第38条第2項</p>	<p>告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反</p> <p>1 特別な指導の実施状況(注16)</p> <p>①一部不適切 警告 20日車 ②大部分不適切 20日車</p> <p>2 運転適性診断の受診状況</p> <p>I 死亡事故等惹起運転者 運転適性診断の未受診 20日車</p> <p>II 初任運転者 ①未受診率50%未満 警告 20日車 ②未受診率50%以上 10日車</p> <p>III 高齢運転者 ①未受診率50%未満 警告 20日車 ②未受診率50%以上 10日車</p>	<p>警告 20日車 20日車 20日車 10日車 警告 10日車 警告 10日車</p> <p>20日車 60日車 60日車 30日車 30日車</p>
<p>運輸規則第38条第7項</p>	<p>非常用信号用具等取扱指導義務違反</p> <p>①一部不適切 口頭注意 ②大部分不適切 警告 10日車</p>	<p>運輸規則第38条第7項</p>	<p>非常用信号用具等取扱指導義務違反</p> <p>①一部不適切 口頭注意 ②大部分不適切 警告 10日車</p>	<p>口頭注意 警告 警告 10日車</p>
<p>運輸規則第38条第8項</p>	<p>「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第8項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。以下「従業員に対する指導監督告示」という。)による全従業員に対する指導監督義務違反(注)</p> <p>①一部不適切 警告 20日車 ②大部分不適切 20日車</p> <p>(注) 「一部不適切」は、従業員に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。</p>	<p>運輸規則第38条第8項</p>	<p>旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置(平成18年国土交通省告示第1088号。以下「従業員に対する指導監督告示」という。)による全従業員に対する指導監督義務違反(注17)</p> <p>①一部不適切 警告 20日車 ②大部分不適切 20日車</p>	<p>警告 20日車 20日車</p> <p>20日車 60日車</p>
<p>運輸規則第39条</p>	<p>運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反</p> <p>①一部不適切(☆) 10日車 (15日車) ②大部分不適切(☆) 20日車 (30日車)</p>	<p>運輸規則第39条</p>	<p>運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反</p> <p>①一部不適切(☆) 10日車 ②大部分不適切(☆) 20日車</p>	<p>10日車 30日車 20日車 60日車</p>
<p>運輸規則第40条第1項</p>	<p>指導要領制定義務違反</p> <p>①不適切項目数5件以下(☆) 口頭注意(警告) 警告 (10日車) ②不適切項目数6件以上15件以下(☆) 警告 (警告) 10日車 (20日車) ③不適切項目数16件以上(☆) 警告 (10日車) 20日車 (30日車) ④未制定(☆) 警告 (10日車) 20日車 (30日車)</p>	<p>運輸規則第40条第1項</p>	<p>指導要領制定義務違反</p> <p>①不適切項目数5件以下(☆) 口頭注意 警告 ②不適切項目数6件以上15件以下(☆) 警告 10日車 ③不適切項目数16件以上(☆) 警告 20日車 ④未制定(☆) 警告 20日車</p>	<p>口頭注意 警告 警告 10日車 警告 20日車 警告 20日車</p>
<p>運輸規則第40条第2項</p>	<p>指導主任者選任義務違反(☆) 警告 (10日車) 20日車 (30日車)</p>	<p>運輸規則第40条第2項</p>	<p>指導主任者選任義務違反(☆) 警告 20日車</p>	<p>警告 20日車</p>
<p>運輸規則第40条第3項</p>	<p>地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反</p> <p>記録</p> <p>①未実施率20%未満 警告 20日車 ②未実施率20%以上50%未満 10日車 30日車 ③未実施率50%以上 20日車 60日車</p> <p>記録の改ざん</p> <p>①改ざん5件以下 10日車 30日車 ②改ざん6件以上 20日車 60日車</p> <p>記録の保存</p> <p>①保存なし率20%未満 警告 20日車 ②保存なし率20%以上50%未満 10日車 30日車 ③保存なし率50%以上 20日車 60日車</p>	<p>運輸規則第40条第3項</p>	<p>地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反</p> <p>記録</p> <p>①未実施率20%未満 警告 20日車 ②未実施率20%以上50%未満 10日車 30日車 ③未実施率50%以上 20日車 60日車</p> <p>記録の改ざん</p> <p>①改ざん5件以下 10日車 30日車 ②改ざん6件以上 20日車 60日車</p> <p>記録の保存</p> <p>①未実施率20%未満 警告 20日車 ②未実施率20%以上50%未満 10日車 30日車 ③未実施率50%以上 20日車 60日車</p>	<p>警告 20日車 10日車 30日車 20日車 60日車</p> <p>10日車 30日車 20日車 60日車</p> <p>警告 20日車 10日車 30日車 20日車 60日車</p>
<p>運輸規則第41条</p>	<p>乗務員服務規律制定義務違反</p> <p>①一部不適切 口頭注意 ②大部分不適切 警告 ③未制定 警告</p>	<p>運輸規則第41条</p>	<p>乗務員服務規律制定義務違反</p> <p>①一部不適切 口頭注意 ②大部分不適切 警告 ③未制定 警告</p>	<p>口頭注意 警告 警告 10日車 警告 20日車</p>
<p>運輸規則第42条第1項</p>	<p>事業用自動車内運転者氏名等掲示違反</p> <p>①未実施率20%未満 警告 10日車 ②未実施率20%以上50%未満 警告 20日車 ③未実施率50%以上 10日車 30日車</p>	<p>運輸規則第42条第1項</p>	<p>事業用自動車内運転者氏名等掲示違反</p> <p>①未実施率20%未満 警告 10日車 ②未実施率20%以上50%未満 警告 20日車 ③未実施率50%以上 10日車 30日車</p>	<p>警告 10日車 警告 20日車 10日車 30日車</p>

運輸規則第43条第1項	応急用具等の備付義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 警告 10日車	警告 10日車	運輸規則第43条第1項	応急用具等の備付義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 警告 10日車	警告 10日車
運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 警告 10日車	警告 10日車	運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 警告 10日車	警告 10日車
運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 警告 10日車	警告 10日車	運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 警告 10日車	警告 10日車
運輸規則第45条各号列記 以外の部分 (道路運送車両法(以下「車両法」という。))第40条 から第43条まで、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両 ① 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) ② 不正改造のもの ③ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	口頭注意 警告 10日車 20日車 20日車	警告 10日車 30日×違反車両数 60日×違反車両数 60日×違反車両数 120日×違反車両数 30日×違反車両数 60日×違反車両数 120日×違反車両数	運輸規則第45条各号列記 以外の部分 (車両法第40～43条、 第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両 ① 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) ② 不正改造のもの ③ NOx・PM法不適合車両を使用	口頭注意 警告 10日車 20日車 20日車	警告 10日車 30日×違反車両数 60日×違反車両数 60日×違反車両数 120日×違反車両数 30日×違反車両数 60日×違反車両数 120日×違反車両数
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	警告 3日×違反車両数 5日×違反車両数	5日×違反車両数 9日×違反車両数 15日×違反車両数	(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	警告 3日×違反車両数	3日×違反車両数 5日×違反車両数 9日×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任違反 ①無資格選任 ②選任なし	40日車 40日車	120日車 120日車	(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任違反 ①無資格選任 ②選任なし	40日車 40日車	120日車 120日車
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	30日車	(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	30日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(解任)の未届出、虚偽届出 ①未届出 ②虚偽届出	10日車 40日車	30日車 120日車	(車両法第52条)	整備管理者選任(解任)の未届出、虚偽届出 ①未届出 ②虚偽届出	10日車 40日車	30日車 120日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	120日車	(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	120日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日×違反車両数	180日×違反車両数	(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日×違反車両数	180日×違反車両数
運輸規則第45条各号列記 以外の部分、第1号 (車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)	警告 5日×違反車両数 10日×違反車両数 10日×違反車両数	5日×違反車両数 15日×違反車両数 30日×違反車両数 30日×違反車両数	運輸規則第45条各号列記 以外の部分、第1号 (車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等(注18)の未実施 (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注19)	警告 3日×違反車両数 5日×違反車両数 5日×違反車両数	5日×違反車両数 9日×違反車両数 15日×違反車両数 15日×違反車両数
(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。							
運輸規則第45条各号列記 以外の部分、第2号 (車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1の記録簿) ①未記載・記載不適切3枚以下 ②未記載・記載不適切4枚 記録の改ざん・不実記載 ①改ざん・不実記載2枚以下 ②改ざん・不実記載3枚以上 記録の保存 ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日×違反車両数 5日×違反車両数 10日×違反車両数 警告 3日×違反車両数	5日×違反車両数 9日×違反車両数 15日×違反車両数 30日×違反車両数 5日×違反車両数 9日×違反車両数	運輸規則第45条各号列記 以外の部分、第2号 (車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1の記録簿) ①未記載・記載不適切3枚以下 ②未記載・記載不適切4枚 記録の改ざん ①改ざん3枚以下 ②改ざん4枚 記録の保存 ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日×違反車両数 3日×違反車両数 5日×違反車両数 警告 3日×違反車両数	5日×違反車両数 9日×違反車両数 15日×違反車両数 5日×違反車両数 9日×違反車両数

運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反 ①1回未受講 ②2回以上未受講	10日車 20日車	30日車 60日車	運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反 ①1回未受講 ②2回以上未受講	警告 10日車	20日車 30日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	20日車	運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	20日車
運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条 第26条、第26条の2、第37条、第38条、 第43条第2項の処分基準を適用する。	運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条 第26条、第26条の2、第37条、第38条、 第43条第2項の処分基準を適用する。	運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条 第26条、第26条の2、第37条、第38条、 第43条第2項の処分基準を適用する。	運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条 第26条、第26条の2、第37条、第38条、 第43条第2項の処分基準を適用する。
運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任義務違反	20日車	60日車	運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任違反	20日車	60日車
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	20日車	運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	20日車
運輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反 ①不適切項目数5件以下 ②不適切項目数6件以上15件以下 ③不適切項目数16件以上 ④未制定	警告 10日車 20日車 30日車	20日車 30日車 60日車 90日車	運輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反 ①不適切項目数5件以下 ②不適切項目数6件以上15件以下 ③不適切項目数16件以上 ④未制定	警告 10日車 20日車 30日車	20日車 30日車 60日車 90日車
運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	10日車 20日車	30日車 60日車	運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	10日車 20日車	30日車 60日車
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の研修受講義務違反 ①1回未受講 ②2回以上未受講 運行管理者の研修 ①1回未受講 ②2回以上未受講	20日車 30日車	60日車 90日車	運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の研修受講義務違反 ①1回未受講 ②2回以上未受講 運行管理者の研修 ①1回未受講 ②2回以上未受講	20日車 30日車	60日車 90日車
運輸規則第68条第1項 第3号 第4号	届出義務違反 指導主任者の選任届 指導主任者の転任、退任届	勧告 勧告	10日車 10日車	運輸規則第68条第1項 第3号 第4号	届出義務違反 指導主任者の選任届 指導主任者の転任、退任届	勧告 勧告	10日車 10日車
タクシー業務適正化特別措置法 第3条	無登録運転者の乗務	60日車	180日車	タクシー業務適正化特別措置法 第3条	無登録運転者の乗務	60日車	180日車
タクシー業務適正化特別措置法 第13条	運転者証の表示義務違反	40日車	120日車	タクシー業務適正化特別措置法 第13条	運転者証の表示義務違反	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法 第15条	運転者証の記載事項の訂正義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車	タクシー業務適正化特別措置法 第15条	運転者証の記載事項の訂正義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
タクシー業務適正化特別措置法 第16条第1項、第2項	運転者証の返納等義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車	タクシー業務適正化特別措置法 第16条第1項、第2項	運転者証の返納等義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
タクシー業務適正化特別措置法 第18条	運転者証の譲渡等禁止違反	40日車	120日車	タクシー業務適正化特別措置法 第18条	運転者証の譲渡等禁止違反	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法 第18条の2	講習の受講命令違反	60日車	許可の取消し	タクシー業務適正化特別措置法 第18条の2	講習の受講命令違反	60日車	許可の取消し
タクシー業務適正化特別措置法 第37条第8項	負担金納付命令違反	60日車	許可の取消し	タクシー業務適正化特別措置法 第37条第8項	負担金納付命令違反	60日車	許可の取消し
タクシー業務適正化特別措置法 第43条第2項	タクシー乗車禁止地区における乗車	40日車	120日車	タクシー業務適正化特別措置法 第43条第2項	タクシー乗車禁止地区における乗車	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法 第44条	タクシー等に関する事前届出、変更の事前届出違反 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・継続的なものと認められるもの	警告 10日車	20日車 30日車	タクシー業務適正化特別措置法 第44条	タクシー等に関する事前届出、変更の事前届出違反 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・継続的なものと認められるもの	警告 10日車	20日車 30日車
タクシー業務適正化特別措置法 第45条第1項、第2項	タクシーである旨の表示等義務違反 ①表示なし率20%未満 ②表示なし率20%以上50%未満 ③表示なし率50%以上	勧告 警告 10日車	10日車 20日車 30日車	タクシー業務適正化特別措置法 第45条第1項、第2項	タクシーである旨の表示等義務違反 ①表示なし率20%未満 ②表示なし率20%以上50%未満 ③表示なし率50%以上	勧告 警告 10日車	10日車 20日車 30日車

タクシー業務適正化特別措置法第46条第1項	個人タクシー事業者乗務証表示義務違反	40日車	120日車	タクシー業務適正化特別措置法第46条第1項	個人タクシー事業者乗務証表示義務違反	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法第47条	運転者証等類似不正表示禁止違反	40日車	120日車	タクシー業務適正化特別措置法第47条	運転者証等類似不正表示禁止違反	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法第51条第1項	報告義務違反、虚偽の報告 検査拒否、虚偽陳述	10日車 60日車	30日車 許可の取消し	タクシー業務適正化特別措置法第51条第1項	報告義務違反、虚偽の報告 検査拒否、虚偽陳述	10日車 60日車	30日車 許可の取消し
タクシー業務適正化特別措置法施行規則第31条	個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正義務違反	20日車	60日車	施行規則第31条	個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正義務違反	20日車	60日車
タクシー業務適正化特別措置法施行規則第34条	個人タクシー事業者乗務証の譲渡等の禁止	40日車	120日車	施行規則第34条	個人タクシー事業者乗務証の譲渡等の禁止	40日車	120日車

1. 表中(※)が付されている違反事項について、運輸規則第22条第1項により最高乗務距離の限度を定める旨指定された地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かっこ書の基準を適用するものとする。
2. 表中(☆)が付されている違反事項について、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かっこ書の基準を適用するものとする。
3. この表中(※)、(☆)、(◎)が付されている違反事項は、平成21年公示1.(8)の「一定の違反」とする。

- (注) 1. 表中(※)が付されている違反事項について、運輸規則第22条第1項により最高乗務距離の限度を定める旨指定された地域内の事業者の停止日車数については、初違反40日車・再違反120日車の違反は初違反50日車・再違反150日車に、初違反30日車・再違反90日車の違反は初違反40日車・再違反120日車に、初違反20日車・再違反60日車の違反は初違反30日車・再違反90日車に、初違反10日車・再違反30日車の違反は初違反15日車・再違反45日車に、初違反警告・再違反20日車の違反は初違反10日車・再違反30日車に、初違反警告・再違反10日車は初違反警告・再違反15日車にそれぞれ加重を行うものとする。
2. 表中(☆)が付されている違反事項について、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域内の事業者については、初違反30日車・再違反90日車の違反は初違反40日車・再違反120日車に、初違反20日車・再違反60日車の違反は初違反30日車・再違反90日車に、初違反10日車・再違反30日車の違反は初違反15日車・再違反45日車に、初違反警告・再違反20日車の違反は初違反10日車・再違反30日車に、初違反警告・再違反10日車の違反は初違反警告・再違反20日車に、初違反口頭注意・再違反警告の違反は初違反警告・再違反10日車にそれぞれ加重を行うものとする。
3. 「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成14年1月31日付け関自旅2第6554号、閣整保第946号)1.(3)の「一定の違反」とは、この表で※、☆又は◎が付されている違反事項又は最高速度違反若しくは過労運転違反により事故惹起があった場合の当該違反に関連する違反事項に係る違反とする。
4. 選任している運行管理者が、1月の間、不在となっている場合を含む。
5. ①の一部不適切は、公表の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。
6. 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを予約するなど管理及び保守する者が別に存在する施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。
7. 補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼は、実施していないものとみなす。
8. 「記録なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。
9. 「記録保存なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合及び点呼記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。
10. 点呼の未実施率0%(点呼実施率100%)の場合であって、運行管理者による点呼が1/3未満の場合については、初違反を「警告」、再違反を「20日車」とする。
11. 「記録保存なし率」の算出に当たっては、乗務記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。
12. 「記録保存なし率」の算出に当たっては、運行記録計による記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。
13. 「記録保存なし」の算出に当たっては、事故の記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。
14. 「1」及び「2」の①の一部不適切は、告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。なお、「2」①の初回欄については、「運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反を引き起こした場合であって、一般乗用旅客自動車運送事業者が、当該行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知のあった場合」を除き、告示の実施状況が3分の2以上である場合は警告とする。
15. 「2」に関して、運転者が悪質な法令違反(過労運転(道路交通法第66条に規定する過労運転及び当該運転者について改善基準告示の未遵守が31件以上の場合に限る。)、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、ひき逃げ又は最高速度違反(30km/h以上(高速自動車道及び自動車専用道路においては40km/h以上)の超過に限る。))を伴う重大事故を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等のあった場合(改善基準告示の未遵守を除く。)であって、運送事業者に指導及び監督の義務があるにもかかわらず当該違反行為の指導及び監督を明らかに実施していなかった場合には3日の事業の停止を算算する。(ただし、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成14年1月31日付け関自旅2第6554号、閣整保第946号)4.(1)(ウ)による事業の停止を行う場合には、当該3日の事業の停止は加算しないものとする。また、処分対象営業所に当該3日の事業停止処分を行った場合であって、当該違反行為として「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」4.(1)(ウ)により処分対象営業所に事業停止期間を加算する場合には、当該7日の事業停止期間を4日とする。)
16. ①の一部不適切は、告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。
17. ①の一部不適切は、従業員に対する指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。
18. 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあつては、初回の12月点検整備を含める。
19. 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあつては、初回の12月点検整備を除く。

別紙1
最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

別紙1
道路交通法の規定に基づく最高速度違反行為に係る通知等に関する処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項
運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者(当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。)を対象とする。

- (a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- (b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- (c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	再違反		
	2回目	3回目	4回目以上
警告	20日車	60日車	180日車

4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の協議又は2. (b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所において、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の協議及び2. (b)の意見聴取がなく、2. (c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2. (a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあっては、3. の再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内、2. により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3. の「行政処分等の量定」により先の行政処分に当たり適用した回数の次の回数の量定を適用して処分するものとする。

なお、違反件数の算定に当たっては、先の行政処分等の理由となった最高速度違反行為の件数は加算しないものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間に於いて5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係運達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)1. (2)の規定を準用する。

別紙2

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項
運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

- (a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取

1. 違反適用条項
道路運送法第27条第1項の規定に基づく旅客自動車運送事業運輸規則第38条

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、次に掲げる公安委員会からの道路交通法の規定に基づく通知等があった事業者を対象とする。

- (a) 第22条の2第2項の規定により定められたところに基づく協議があった事業者
- (b) 第75条の2第2項の規定により意見聴取のあった事業者
- (c) 第108条の34の規定により通知があった事業者

3. 処分等の量定

初回	2回目	3回目以上
20日車	60日車	180日車

4. 処分等の基準の適用

① 公安委員会から2. の規定に基づく通知等があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、次の②の(ア)又は(イ)のいずれかによる最高速度違反行為を理由とした処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所において、文書による警告を行うものとする。また、2(a)の規定に基づく協議がない場合であって、2(c)の規定のみに基づく通知の場合にあっては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。)にあっては再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした文書による警告又は本基準の適用により車両停止処分を行った日の翌日から起算して3年以内に、2により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3による「処分等の量定」により処分するものとする。ただし、この場合、大型車両(乗車定員が30人以上のものをいう。)にあっては、1つの最高速度違反を1. 5件として計算するものとする。

なお、本基準の適用により処分等を行った後の違反行為件数の計算に当たっては、その処分等を行った以前に受理された通知等に係る違反件数は加算しないものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(予備車両の車両数を除く。(イ)において同じ。))が存在する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。)の件数の総和が、過去1年間に於いて5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

別紙2

旅客自動車運送事業用自動車の駐停車違反及び放置行為その他の道路交通法上の違反に係る行政処分等の基準について

1. 適用条項
道路運送法第27条第1項の規定に基づく旅客自動車運送事業運輸規則第38条

2. 行政処分等の対象

以下の(イ)、(ロ)を除く駐停車違反、放置行為その他の道路交通法上の違反について、公安委員会から次の(a)、(b)に掲げる道路交通法の規定に基づく通知等があった事業者を対象とする。

- (イ) 無免許運転、過労等運転、飲酒運転、ひき逃げ
- (ロ) 最高速度違反
- (a) 第75条第3項の規定により意見聴取があった事業者

(b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	20日重

4. 行政処分等の基準の適用

- ① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。
- また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。
- ② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。
- なお、違反件数の算定に当たっては、先の行政処分等の理由となった違反行為の最後のものの次の違反行為から起算する。
- ③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。
- ④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。
- ⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)1. (2)の規定を準用する。

(b) 第108条の34の規定により通知があった事業者

3. 処分の量定

20日車の自動車等の使用停止処分とする。

4. 処分等の基準の適用

- ① 公安委員会から2. の規定に基づく通知等があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による道路交通法違反を理由とした処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。また、2. (a)の規定に基づく意見聴取がない場合であって、2. (b)の規定のみに基づく通知の場合にあっては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。以下同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置行為」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。
- ② 2. を理由とした文書による警告又は本基準の適用により自動車等の使用停止処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置行為」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による処分を行うものとする。ただし、当該営業所に100台以上の旅客運送事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業における予備車両を除く。)が存在する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。
- なお、本基準の適用により処分等を行った日以前に係る違反は加算しないものとする。
- ③ 放置行為で道路交通法の車両の使用制限処分の意見聴取があった場合、道路運送法の放置行為による車両停止処分の基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分は道路運送法の車両停止処分とみなすものとする。
- ④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準(処分基準) 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	初違反	再違反	適用条項	違反行為	初違反	再違反
運送法第4条第1項	無許可経営	30日の事業の停止	許可の取消し	運送法第4条第1項	無許可経営	30日の事業の停止	許可の取消し
運送法第9条の3第1項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反	20日車	60日車	運送法第9条の3第1項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反	20日車	60日車
運送法第9条の3第3項	料金事前届出、料金変更事前届出違反	20日車	60日車	運送法第9条の3第3項	料金事前届出、料金変更事前届出違反	20日車	60日車
運送法第9条の3第4項(第9条第5項準用)	料金の変更命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第9条の3第4項(第9条第5項準用)	料金の変更命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	20日車	60日車	運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	20日車	60日車
運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	60日車	運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	60日車
運送法第13条	運送引受義務違反(※☆)	30日車	90日車	運送法第13条	運送引受義務違反(※☆)	30日車	90日車
運送法第14条	運送の順序違反	10日車	30日車	運送法第14条	運送の順序違反	10日車	30日車
運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反 ①営業区域の設定変更 ②車庫の位置変更、収容能力不足 ③営業所の位置(営業区域外設置)	20日車 20日車 20日車	60日車 60日車 60日車	運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反 ①営業区域の設定変更 ②車庫の位置変更、収容能力不足 ③営業所の位置(営業区域外設置)	20日車 20日車 20日車	60日車 60日車 60日車
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数等 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	10日車 20日車	30日車 60日車	運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数等 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	10日車 20日車	30日車 60日車
運送法第15条第4項	軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反 ①主たる事務所の名称及び位置、営業所の名称 ②営業所の位置(営業区域内新設、変更、営業区域内に他の営業所が有する場合の廃止)	警告 10日車	20日車 30日車	運送法第15条第4項	軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反 ①主たる事務所の名称及び位置、営業所の名称 ②営業所の位置(営業区域内新設、変更、営業区域内に他の営業所が有する場合の廃止)	警告 10日車	20日車 30日車
運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3～4項の処分基準を適用する。		運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3～4項の処分基準を適用する。	
運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第20条	営業区域外旅客運送違反 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	10日車 20日車	30日車 60日車	運送法第20条	営業区域外旅客運送違反 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	10日車 20日車	30日車 60日車
運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	60日車	運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	60日車
運送法第22条の2第1項	安全管理規程の届出義務違反 ①未設定 ②届出に係るもの	40日車 20日車	120日車 60日車	運送法第22条の2第1項	安全管理規程の届出義務違反 ①未設定 ②届出に係るもの	40日車 20日車	120日車 60日車
運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	20日車 30日車	60日車 90日車	運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	20日車 30日車	60日車 90日車
運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	40日車	120日車	運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	40日車	120日車
運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 ①解任届に係るもの ②選任届に係るもの ③虚偽の届出に係るもの	20日車 20日車 40日車	60日車 60日車 120日車	運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 ①解任届に係るもの ②選任届に係るもの ③虚偽の届出に係るもの	20日車 20日車 40日車	60日車 60日車 120日車
運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	20日車	60日車	運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	20日車	60日車
運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第23条第1項	運行管理者の選任、要件違反(注4) ①運行管理者数の不足	20日車	60日車	運送法第23条第1項	運行管理者の選任、要件違反(注4) ①運行管理者数の不足	20日車	60日車

	②運行管理者選任なし	40日車	120日車		②運行管理者選任なし	40日車	120日車
運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 ①解任届に係るもの ②選任届に係るもの ③虚偽の届出に係るもの	10日車 10日車 40日車	30日車 30日車 120日車	運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 ①解任届に係るもの ②選任届に係るもの ③虚偽の届出に係るもの	10日車 10日車 40日車	30日車 30日車 120日車
運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	30日車	運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	30日車
運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重、指導への不服従	警告	20日車	運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重、指導への不服従	警告	20日車
運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	240日車	運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	240日車
運送法第27条第2項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第27条第2項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第29条	事故の未届出、虚偽届出 1.自動車事故報告規則第2条第2号の事故を引き起こしたものの ①1件 ②2件以上 2.自動車事故報告規則第2条第1号、第3号～第7号の事故を引き起こしたものの ①1件 ②2件以上	20日車 40日車	60日車 120日車	運送法第29条	事故の未届出、虚偽届出 1.自動車事故報告規則第2条第2号の事故を引き起こしたものの ①1件 ②2件以上 2.自動車事故報告規則第2条第1号、第3号～第7号の事故を引き起こしたものの ①1件 ②2件以上	20日車 40日車	60日車 120日車
運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(注5) ①一部不適切 ②大部分不適切 ③未公表	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車	運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(注5) ①一部不適切 ②大部分不適切 ③未公表	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	30日車	運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	30日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 ①営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 i 臨時・偶発的なものと認められるもの ii 反復・計画的なものと認められるもの ②運賃料金の適正収受違反等その他	20日×違反車両数 40日×違反車両数 警告	60日×違反車両数 120日×違反車両数 20日車	運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 ①営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 i 臨時・偶発的なものと認められるもの ii 反復・計画的なものと認められるもの ②運賃料金の適正収受違反等その他	20日×違反車両数 40日×違反車両数 警告	60日×違反車両数 120日×違反車両数 20日車
運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	20日車	運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	20日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第33条第1項、第2項	名義貸し、事業の貸渡し ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	30日×違反車両数 60日×違反車両数	90日×違反車両数 許可の取消し	運送法第33条第1項、第2項	名義貸し、事業の貸渡し ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	30日×違反車両数 60日×違反車両数	90日×違反車両数 許可の取消し
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	180日車	運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	180日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	60日車	運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	60日車
運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	30日車	運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	30日車
運送法第38条第1項	事業の休廃止の無届、虚偽届	10日車	30日車	運送法第38条第1項	事業の休廃止の無届、虚偽届	10日車	30日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の揭示義務違反	警告	20日車	運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の揭示義務違反	警告	20日車
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	30日車	運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	30日車
運送法第43条第1項	無許可経営	30日の事業の停止	許可の取消し	運送法第43条第1項	無許可経営	30日の事業の停止	許可の取消し
運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	許可の取消し	運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	許可の取消し
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反	30日車	90日車	運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反	30日車	90日車
運送法第94条第1項	報告義務違反、虚偽の報告	10日車	30日車	運送法第94条第1項	報告義務違反、虚偽の報告	10日車	30日車
運送法第94条第3項	検査拒否、虚偽の陳述	60日車	許可の取消し	運送法第94条第3項	検査拒否、虚偽の陳述	60日車	許可の取消し
運送法第95条	自動車に関する表示義務違反 ①表示なし20%未満 ②表示なし20%以上50%未満	勧告 警告	10日車 20日車	運送法第95条	自動車に関する表示義務違反 ①表示なし20%未満 ②表示なし20%以上50%未満	勧告 警告	10日車 20日車

	③表示なし50%以上	10日車	30日車		③表示なし50%以上	10日車	30日車
施行規則第66条第1項	届出義務違反			施行規則第66条第1項	届出義務違反		
第1号	運輸開始の届出	勧告	10日車	第1号	運輸開始の届出	勧告	10日車
第2号	事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出	勧告	10日車	第2号	事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出	勧告	10日車
第3号	死亡届出	一	一	第3号	死亡届出	一	一
第4号	休止事業の再開の届出	勧告	10日車	第4号	休止事業の再開の届出	勧告	10日車
第5号	命令を実施した届出	警告	20日車	第5号	命令を実施した届出	警告	20日車
第6号	休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出	警告	10日車	第6号	休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出	警告	10日車
第7号	氏名若しくは名称又は住所の変更届出	警告	10日車	第7号	氏名若しくは名称又は住所の変更届出	警告	10日車
第8号	法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	警告	10日車	第8号	法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	警告	10日車
運輸規則第2条第2項	一般準則(公平かつ適切な取扱い)違反	警告	20日車	運輸規則第2条第2項	一般準則(公平かつ適切な取扱い)違反	警告	20日車
運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	20日車	運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	20日車
運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	20日車	運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	20日車
運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反			運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反		
	記録				記録		
	①記録なし5件以下	警告	20日車		①記録なし5件以下	警告	20日車
	②記録なし6件以上15件以下	10日車	30日車		②記録なし6件以上15件以下	10日車	30日車
	③記録なし16件以上	20日車	60日車		③記録なし16件以上	20日車	60日車
	記録の改ざん				記録の改ざん		
	①記録改ざん5件以内	10日車	30日車		①記録改ざん5件以内	10日車	30日車
	②記録改ざん6件以上	20日車	60日車		②記録改ざん6件以上	20日車	60日車
	記録の保存				記録の保存		
	①保存なし5件以下	警告	20日車		①保存なし5件以下	警告	20日車
	②保存なし6件以上15件以下	10日車	30日車		②保存なし6件以上15件以下	10日車	30日車
	③保存なし16件以上	20日車	60日車		③保存なし16件以上	20日車	60日車
運輸規則第4条第1項	運賃・料金、運送約款の公示義務違反	警告	20日車	運輸規則第4条第1項	運賃・料金、運送約款の公示義務違反	警告	20日車
運輸規則第4条第2項	運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反	10日車	30日車	運輸規則第4条第2項	運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反	10日車	30日車
運輸規則第4条第3項	運賃・料金の額の事業用自動車内への表示義務違反	10日車	30日車	運輸規則第4条第3項	運賃・料金の額の事業用自動車内への表示義務違反	10日車	30日車
運輸規則第7条第1項	事業の休廃止の揭示義務違反	警告	20日車	運輸規則第7条第1項	事業の休廃止の揭示義務違反	警告	20日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の揭示義務違反	警告	20日車	運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の揭示義務違反	警告	20日車
運輸規則第10条	領収書の発行義務違反			運輸規則第10条	領収書の発行義務違反		
	①未発行5件以下	口頭注意	警告		①未発行5件以下	口頭注意	警告
	②未発行6件以上15件以下	勧告	10日車		②未発行6件以上15件以下	勧告	10日車
	③未発行16件以上	警告	20日車		③未発行16件以上	警告	20日車
運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反	10日車	30日車	運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反	10日車	30日車
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	20日車	運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	20日車
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	180日車	運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	180日車
運輸規則第19条の2	国土交通省告示による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反			運輸規則第19条の2	国土交通省告示による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反		
	①未締結及び不適合車両数5両以下	10日車	30日車		①未締結及び不適合車両数5両以下	10日車	30日車
	②未締結及び不適合車両数6両以上15両以下	20日車	60日車		②未締結及び不適合車両数6両以上15両以下	20日車	60日車
	③未締結及び不適合車両数16両以上	30日車	90日車		③未締結及び不適合車両数16両以上	30日車	90日車
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	20日車	運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	20日車
運輸規則第21条第1項	事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1675号、以下「改善基準告示」という。)の設定違反			運輸規則第21条第1項	事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1675号、以下「改善基準告示」という。)の設定違反		
	①設定不適切20%未満(※)	警告	20日車		①設定不適切20%未満(※)	警告	20日車
	②設定不適切20%以上50%未満(※)	20日車	60日車		②設定不適切20%以上50%未満(※)	20日車	60日車
	③設定不適切50%以上(※)	30日車	90日車		③設定不適切50%以上(※)	30日車	90日車
	改善基準告示の遵守違反				改善基準告示の遵守違反		
	①各事項の未遵守計5件以下(※)	警告	20日車		①各事項の未遵守計5件以下(※)	警告	20日車
	②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※)	20日車	60日車		②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※)	20日車	60日車
	③各事項の未遵守計16件以上30件以下(※)	30日車	90日車		③各事項の未遵守計16件以上30件以下(※)	30日車	90日車
	④各事項の未遵守計31件以上(※)	40日車	120日車		④各事項の未遵守計31件以上(※)	40日車	120日車

運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切	60日車 警告	180日車 20日車	運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切	60日車 警告	180日車 20日車
運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保率20%未満 ②未整備・未確保率20%以上50%未満 ③未整備・未確保率50%以上 2 管理、保守不適切(注6)	20日車 40日車 60日車 警告	60日車 120日車 180日車 20日車	運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保率20%未満 ②未整備・未確保率20%以上50%未満 ③未整備・未確保率50%以上 2 管理、保守不適切(注6)	20日車 40日車 60日車 警告	60日車 120日車 180日車 20日車
運輸規則第21条第4項	健康状態の把握義務違反 ①把握不適切20%未満 ②把握不適切20%以上50%未満 ③把握不適切50%以上 疾病、疲労、飲酒等による乗務	警告 10日車 20日車 80日車	20日車 30日車 60日車 240日車	運輸規則第21条第4項	健康状態の把握義務違反 ①把握不適切20%未満 ②把握不適切20%以上50%未満 ③把握不適切50%以上 疾病、疲労、飲酒等による乗務	警告 10日車 20日車 80日車	20日車 30日車 60日車 240日車
運輸規則第22条第1項	乗務距離の最高限度違反 ①未遵守率5%未満(◎) ②未遵守率5%以上20%未満(◎) ③未遵守率20%以上50%未満(◎) ④未遵守率50%以上(◎)	警告 10日車 20日車 30日車	20日車 30日車 60日車 90日車	運輸規則第22条第1項	乗務距離の最高限度違反 ①未遵守率5%未満(◎) ②未遵守率5%以上20%未満(◎) ③未遵守率20%以上50%未満(◎) ④未遵守率50%以上(◎)	警告 10日車 20日車 30日車	20日車 30日車 60日車 90日車
運輸規則第23条	運賃等総額が一定基準以上になるような乗務の強制(◎)	30日車	90日車	運輸規則第23条	運賃等総額が一定基準以上になるような乗務の強制(◎)	30日車	90日車
運輸規則第24条第1～2項	点呼の実施義務違反(注7)(注8)(注9) ①未実施率20%未満(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ②未実施率20%以上50%未満(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ③未実施率50%以上(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ④未実施率20%未満(※)(注10) (運行管理者による点呼1/3未満) ⑤未実施率20%以上50%未満(※) (運行管理者による点呼1/3未満) ⑥未実施率50%以上(※) (運行管理者による点呼1/3未満)	警告 10日車 20日車 10日車 20日車 30日車	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 90日車	運輸規則第24条第1～2項	点呼の実施義務違反(注7)(注8)(注9) ①未実施率20%未満(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ②未実施率20%以上50%未満(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ③未実施率50%以上(※) (運行管理者による点呼1/3以上) ④未実施率20%未満(※)(注10) (運行管理者による点呼1/3未満) ⑤未実施率20%以上50%未満(※) (運行管理者による点呼1/3未満) ⑥未実施率50%以上(※) (運行管理者による点呼1/3未満)	警告 10日車 20日車 10日車 20日車 30日車	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 90日車
運輸規則第24条第3項	点呼の記録義務違反 記録(注8)(注9) ①記録なし率20%未満(※) ②記録なし率20%以上50%未満(※) ③記録なし率50%以上(※) 記録事項の不備 ①不備率50%未満(※) ②不備率50%以上(※) 記録の改ざん ①5件以下(※) ②6件以上(※) 記録の保存(注9) ①記録保存なし率20%未満(※) ②記録保存なし率20%以上50%未満(※) ③記録保存なし率50%以上(※)	警告 10日車 20日車 警告 10日車 10日車 10日車 20日車 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 10日車 30日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車	運輸規則第24条第3項	点呼の記録義務違反 記録(注8)(注9) ①記録なし率20%未満(※) ②記録なし率20%以上50%未満(※) ③記録なし率50%以上(※) 記録事項の不備 ①不備率50%未満(※) ②不備率50%以上(※) 記録の改ざん ①5件以下(※) ②6件以上(※) 記録の保存(注9) ①記録保存なし率20%未満(※) ②記録保存なし率20%以上50%未満(※) ③記録保存なし率50%以上(※)	警告 10日車 20日車 警告 10日車 10日車 10日車 20日車 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 10日車 30日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車
運輸規則第25条第3項、第4項	乗務等の記録義務違反 記録(注11) ①記録なし率20%未満(※) ②記録なし率20%以上50%未満(※) ③記録なし率50%以上(※) 記録事項の不備 ①不備率50%未満(※) ②不備率50%以上(※) 記録の改ざん ①5件以下(※) ②6件以上(※) 記録の保存(注11) ①記録保存なし率20%未満(※) ②記録保存なし率20%以上50%未満(※) ③記録保存なし率50%以上(※)	警告 10日車 20日車 警告 10日車 10日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 10日車 30日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車	運輸規則第25条第3項、第4項	乗務等の記録義務違反 記録(注11) ①記録なし率20%未満(※) ②記録なし率20%以上50%未満(※) ③記録なし率50%以上(※) 記録事項の不備 ①不備率50%未満(※) ②不備率50%以上(※) 記録の改ざん ①5件以下(※) ②6件以上(※) 記録の保存(注11) ①記録保存なし率20%未満(※) ②記録保存なし率20%以上50%未満(※) ③記録保存なし率50%以上(※)	警告 10日車 20日車 警告 10日車 10日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 10日車 30日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車

運輸規則第26条第2項	<p>運行記録計による記録義務違反記録(注12)</p> <p>①記録なし率20%未満(◎) ②記録なし率20%以上50%未満(◎) ③記録なし率50%以上(◎)</p> <p>記録の改ざん</p> <p>①5件以下(◎) ②6件以上(◎)</p> <p>記録の保存(注12)</p> <p>①記録保存なし率20%未満(◎) ②記録保存なし率20%以上50%未満(◎) ③記録保存なし率50%以上(◎)</p>	<p>警告 10日車 20日車</p> <p>10日車 20日車</p> <p>警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p> <p>30日車 60日車</p> <p>20日車 30日車 60日車</p>	運輸規則第26条第2項	<p>運行記録計による記録義務違反記録(注12)</p> <p>①記録なし率20%未満(◎) ②記録なし率20%以上50%未満(◎) ③記録なし率50%以上(◎)</p> <p>記録の改ざん</p> <p>①5件以下(◎) ②6件以上(◎)</p> <p>記録の保存(注12)</p> <p>①記録保存なし率20%未満(◎) ②記録保存なし率20%以上50%未満(◎) ③記録保存なし率50%以上(◎)</p>	<p>警告 10日車 20日車</p> <p>10日車 20日車</p> <p>警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p> <p>30日車 60日車</p> <p>20日車 30日車 60日車</p>
運輸規則第26条の2	<p>事故の記録義務違反記録(注13)</p> <p>①記録なし2件以下 ②記録なし3件以上</p> <p>記録事項の不備</p> <p>①2件以下 ②3件以上</p> <p>記録の保存(注13)</p> <p>①記録保存なし2件以下 ②記録保存なし3件以上</p>	<p>警告 20日車</p> <p>警告 10日車</p> <p>警告 20日車</p>	<p>20日車 60日車</p> <p>10日車 30日車</p> <p>20日車 60日車</p>	運輸規則第26条の2	<p>事故の記録義務違反記録(注13)</p> <p>①記録なし2件以下 ②記録なし3件以上</p> <p>記録事項の不備</p> <p>①2件以下 ②3件以上</p> <p>記録の保存(注13)</p> <p>①記録保存なし2件以下 ②記録保存なし3件以上</p>	<p>警告 20日車</p> <p>警告 10日車</p> <p>警告 20日車</p>	<p>20日車 60日車</p> <p>10日車 30日車</p> <p>20日車 60日車</p>
運輸規則第29条	地図の備え付け義務違反	警告	20日車	運輸規則第29条	地図の備え付け義務違反	警告	20日車
運輸規則第35条	<p>運転者の選任に関する義務違反</p> <p>①常時選任運転者の不足が少数の場合(車両数の20%未満) ②それ以上の場合(車両数の20%以上)</p>	<p>警告 10日車</p>	<p>20日車 30日車</p>	運輸規則第35条	<p>運転者の選任に関する義務違反</p> <p>①常時選任運転者の不足が少数の場合(車両数の20%未満) ②それ以上の場合(車両数の20%以上)</p>	<p>警告 10日車</p>	<p>20日車 30日車</p>
運輸規則第36条第1項	<p>日雇い運転者等の選任禁止違反</p> <p>①選任5名以下(※) ②選任6名以上15名以下(※) ③選任16名以上(※)</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p>	運輸規則第36条第1項	<p>日雇い運転者等の選任禁止違反</p> <p>①選任5名以下(※) ②選任6名以上15名以下(※) ③選任16名以上(※)</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p>
運輸規則第36条第2項	<p>新任運転者に対する指導、監督義務違反(10日間の指導、監督の未実施)</p> <p>①不適切5名以下 ②不適切6名以上15名以下 ③不適切16名以上</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p>	運輸規則第36条第2項	<p>新任運転者に対する指導、監督義務違反(10日間の指導、監督の未実施)</p> <p>①不適切5名以下 ②不適切6名以上15名以下 ③不適切16名以上</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p>
運輸規則第37条第1項	<p>乗務員台帳の作成、備付け義務違反作成</p> <p>①作成なし率20%未満 ②作成なし率20%以上50%未満 ③作成なし率50%以上</p> <p>記載事項等の不備</p> <p>①不備率50%未満 ②不備率50%以上</p>	<p>警告 10日車 20日車</p> <p>警告 10日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p> <p>10日車 30日車</p>	運輸規則第37条第1項	<p>乗務員台帳の作成、備付け義務違反作成</p> <p>①作成なし率20%未満 ②作成なし率20%以上50%未満 ③作成なし率50%以上</p> <p>記載事項等の不備</p> <p>①不備率50%未満 ②不備率50%以上</p>	<p>警告 10日車 20日車</p> <p>警告 10日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p> <p>10日車 30日車</p>
運輸規則第37条第2項	<p>乗務員台帳の保存義務違反</p> <p>①記録保存なし率20%未満 ②記録保存なし率20%以上50%未満 ③記録保存なし率50%以上</p>	<p>警告 10日車</p>	<p>10日車 20日車 30日車</p>	運輸規則第37条第2項	<p>乗務員台帳の保存義務違反</p> <p>①記録保存なし率20%未満 ②記録保存なし率20%以上50%未満 ③記録保存なし率50%以上</p>	<p>警告 10日車</p>	<p>10日車 20日車 30日車</p>
運輸規則第37条第3項	<p>乗務員証の記載、携行義務違反</p> <p>①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p>	運輸規則第37条第3項	<p>乗務員証の記載、携行義務違反</p> <p>①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p>
運輸規則第37条第4項	<p>乗務員証の保存義務違反</p> <p>①保存なし率20%未満 ②保存なし率20%以上50%未満 ③保存なし率50%以上</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p>	運輸規則第37条第4項	<p>乗務員証の保存義務違反</p> <p>①保存なし率20%未満 ②保存なし率20%以上50%未満 ③保存なし率50%以上</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>	<p>20日車 30日車 60日車</p>
運輸規則第38条第1項	<p>旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年国土交通省告示第1676号、以下「告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反</p> <p>1 「2」「3」「4」以外の違反(注14)</p> <p>①一部不適切</p>	<p>警告</p>	<p>20日車</p>	運輸規則第38条第1項	<p>旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年国土交通省告示第1676号、以下「告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反</p> <p>1 「2」「3」「4」以外の違反(注14)</p> <p>①一部不適切</p>	<p>警告</p>	<p>20日車</p>

	②大部分不適切	20日車	60日車		②大部分不適切	20日車	60日車
	2 「自動車事故報告規則第2条第2号に規定する事故及びこれに準ずる事故(以下「重大事故等」という。)を引き起こした場合」、「運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反を引き起こした場合であって、一般乗用旅客自動車運送事業者が、当該行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知のあった場合」又は「運転者が過労運転(道路交通法第66条に規定する過労運転及び改善基準告示の未遵守が31件以上の場合に限る。)、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又はひき逃げを引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等のあった場合(改善基準告示の未遵守を除く。)」(注14)(注15)				2 「自動車事故報告規則第2条第2号に規定する事故及びこれに準ずる事故(以下「重大事故等」という。)を引き起こした場合」、「運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反を引き起こした場合であって、一般乗用旅客自動車運送事業者が、当該行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知のあった場合」又は「運転者が過労運転(道路交通法第66条に規定する過労運転及び改善基準告示の未遵守が31件以上の場合に限る。)、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又はひき逃げを引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等のあった場合(改善基準告示の未遵守を除く。)」(注14)(注15)		
	①一部不適切		初回 20日車 2回目以上 60日車		①一部不適切		初回 20日車 2回目以上 60日車
	②大部分不適切		初回 60日車 2回目以上 180日車		②大部分不適切		初回 60日車 2回目以上 180日車
	3 最高速度違反行為に係る公安委員会からの通知等に 等に係るもの[別紙1]	警告	初回 20日車 2回目 60日車 3回目以上 180日車		3 最高速度違反行為に係る公安委員会からの通知等に 等に係るもの[別紙1]	警告	初回 20日車 2回目 60日車 3回目以上 180日車
	4 駐停車違反、自動車を離れて直ちに運転することが できない状態にする行為(以下「放置行為」という。)等運 転者の道路交通法違反(過労運転を除く。)に係る公安 委員会からの通知等に係るもの[別紙2]	警告	初回・2回目以上 20日車		4 駐停車違反、自動車を離れて直ちに運転することが できない状態にする行為(以下「放置行為」という。)等運 転者の道路交通法違反(過労運転を除く。)に係る公安 委員会からの通知等に係るもの[別紙2]	警告	初回・2回目以上 20日車
運輸規則第38条第2項	告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断 診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注16) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 運転適性診断の受診状況 I 死亡事故等惹起運転者 運転適性診断の未受診 II 初任運転者 ①未受診率50%未満 ②未受診率50%以上 III 高齢運転者 ①未受診率50%未満 ②未受診率50%以上	警告 20日車	20日車 60日車	運輸規則第38条第2項	告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断 診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注16) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 運転適性診断の受診状況 I 死亡事故等惹起運転者 運転適性診断の未受診 II 初任運転者 ①未受診率50%未満 ②未受診率50%以上 III 高齢運転者 ①未受診率50%未満 ②未受診率50%以上	警告 20日車	20日車 60日車
運輸規則第38条第7項	非常用信号用具等取扱指導義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 勧告	警告 10日車	運輸規則第38条第7項	非常用信号用具等取扱指導義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 勧告	警告 10日車
運輸規則第38条第8項	旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を 行うために講じるべき措置(平成18年国土交通省告示第1 088号。以下「従業員に対する指導監督告示」という。)によ る全従業員に対する指導監督義務違反(注17) ①一部不適切 ②大部分不適切	警告 20日車	20日車 60日車	運輸規則第38条第8項	旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を 行うために講じるべき措置(平成18年国土交通省告示第1 088号。以下「従業員に対する指導監督告示」という。)によ る全従業員に対する指導監督義務違反(注17) ①一部不適切 ②大部分不適切	警告 20日車	20日車 60日車
運輸規則第39条	運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反 ①一部不適切(☆) ②大部分不適切(☆)	10日車 20日車	30日車 60日車	運輸規則第39条	運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反 ①一部不適切(☆) ②大部分不適切(☆)	10日車 20日車	30日車 60日車
運輸規則第40条第1項	指導要領制定義務違反 ①不適切項目数5件以下(☆) ②不適切項目数6件以上15件以下(☆) ③不適切項目数16件以上(☆) ④未制定(☆)	口頭注意 勧告 警告 警告	警告 10日車 20日車 20日車	運輸規則第40条第1項	指導要領制定義務違反 ①不適切項目数5件以下(☆) ②不適切項目数6件以上15件以下(☆) ③不適切項目数16件以上(☆) ④未制定(☆)	口頭注意 勧告 警告 警告	警告 10日車 20日車 20日車
運輸規則第40条第2項	指導主任者選任義務違反(☆)	警告	20日車	運輸規則第40条第2項	指導主任者選任義務違反(☆)	警告	20日車

運輸規則第40条第3項	地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反 記録 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上 記録の改ざん ①改ざん5件以下 ②改ざん6件以上 記録の保存 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車	運輸規則第40条第3項	地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反 記録 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上 記録の改ざん ①改ざん5件以下 ②改ざん6件以上 記録の保存 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車
運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切 ③未制定	口頭注意 勧告 警告	警告 10日車 20日車	運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切 ③未制定	口頭注意 勧告 警告	警告 10日車 20日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内運転者氏名等掲示違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	勧告 警告 10日車	10日車 20日車 30日車	運輸規則第42条第1項	事業用自動車内運転者氏名等掲示違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	勧告 警告 10日車	10日車 20日車 30日車
運輸規則第43条第1項	応急用器具等の備付義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 勧告	警告 10日車	運輸規則第43条第1項	応急用器具等の備付義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 勧告	警告 10日車
運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 勧告	警告 10日車	運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 勧告	警告 10日車
運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 勧告	警告 10日車	運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	口頭注意 勧告	警告 10日車
運輸規則第45条各号列記 以外の部分 (車両法第40～43条、 第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両 ① 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良 になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) ② 不正改造のもの ③ NOx・PM法不適合車両を使用	10日×違反車両数 20日×違反車両数 20日×違反車両数	再違反 3回目以上 30日×違反車両数 60日×違反車両数 再違反 3回目以上 60日×違反車両数 120日×違反車両数 再違反 3回目以上 60日×違反車両数 120日×違反車両数	運輸規則第45条各号列記 以外の部分 (車両法第40～43条、 第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両 ① 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良 になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) ② 不正改造のもの ③ NOx・PM法不適合車両を使用	10日×違反車両数 20日×違反車両数 20日×違反車両数	再違反 3回目以上 30日×違反車両数 60日×違反車両数 再違反 3回目以上 60日×違反車両数 120日×違反車両数 再違反 3回目以上 60日×違反車両数 120日×違反車両数
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	勧告 警告 3日×違反車両数	3日×違反車両数 5日×違反車両数 9日×違反車両数	(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	勧告 警告 3日×違反車両数	3日×違反車両数 5日×違反車両数 9日×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任違反 ①無資格選任 ②選任なし	40日車 40日車	120日車 120日車	(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任違反 ①無資格選任 ②選任なし	40日車 40日車	120日車 120日車
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	30日車	(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	30日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(解任)の未届出、虚偽届出 ①未届出 ②虚偽届出	10日車 40日車	30日車 120日車	(車両法第52条)	整備管理者選任(解任)の未届出、虚偽届出 ①未届出 ②虚偽届出	10日車 40日車	30日車 120日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	120日車	(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	120日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日×違反車両数	180日×違反車両数	(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日×違反車両数	180日×違反車両数
運輸規則第45条各号列記 以外の部分、第1号 (車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等(注18)の未実施 (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注19)	警告 3日×違反車両数 5日×違反車両数 5日×違反車両数	5日×違反車両数 9日×違反車両数 15日×違反車両数	運輸規則第45条各号列記 以外の部分、第1号 (車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等(注18)の未実施 (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注19)	警告 3日×違反車両数 5日×違反車両数 5日×違反車両数	5日×違反車両数 9日×違反車両数 15日×違反車両数

H20.6/13一部改正

運輸規則第45条各号列記以外の部分、第2号(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1の記載簿) ①未記載・記載不適切3枚以下 ②未記載・記載不適切4枚 記録の改ざん ①改ざん3枚以下 ②改ざん4枚 記録の保存 ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日×違反車両数 3日×違反車両数 5日×違反車両数 警告 3日×違反車両数	5日×違反車両数 9日×違反車両数 9日×違反車両数 15日×違反車両数 5日×違反車両数 9日×違反車両数	運輸規則第45条各号列記以外の部分、第2号(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1の記載簿) ①未記載・記載不適切3枚以下 ②未記載・記載不適切4枚 記録の改ざん ①改ざん3枚以下 ②改ざん4枚 記録の保存 ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日×違反車両数 3日×違反車両数 5日×違反車両数 警告 3日×違反車両数	5日×違反車両数 9日×違反車両数 9日×違反車両数 15日×違反車両数 5日×違反車両数 9日×違反車両数
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反 ①1回未受講 ②2回以上未受講	警告 10日車	20日車 30日車	運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反 ①1回未受講 ②2回以上未受講	警告 10日車	20日車 30日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	20日車	運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	20日車
運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。		運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。	
運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任違反	20日車	60日車	運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任違反	20日車	60日車
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	20日車	運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	20日車
運輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反 ①不適切項目数5件以下 ②不適切項目数6件以上15件以下 ③不適切項目数16件以上 ④未制定	警告 10日車 20日車 30日車	20日車 30日車 60日車 90日車	運輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反 ①不適切項目数5件以下 ②不適切項目数6件以上15件以下 ③不適切項目数16件以上 ④未制定	警告 10日車 20日車 30日車	20日車 30日車 60日車 90日車
運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	10日車 20日車	30日車 60日車	運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反 ①一部不適切 ②大部分不適切	10日車 20日車	30日車 60日車
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の研修受講義務違反 ①1回未受講 ②2回以上未受講 運行管理者の研修 ①1回未受講 ②2回以上未受講	20日車 30日車 警告 10日車	60日車 90日車 20日車 30日車	運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の研修受講義務違反 ①1回未受講 ②2回以上未受講 運行管理者の研修 ①1回未受講 ②2回以上未受講	20日車 30日車 警告 10日車	60日車 90日車 20日車 30日車
運輸規則第68条第1項第3号第4号	届出義務違反 指導主任者の選任届 指導主任者の転任、退任届	勧告 勧告	10日車 10日車	運輸規則第68条第1項第3号第4号	届出義務違反 指導主任者の選任届 指導主任者の転任、退任届	勧告 勧告	10日車 10日車
タクシー業務適正化特別措置法第3条	無登録運転者の乗務	60日車	180日車	タクシー業務適正化特別措置法第3条	無登録運転者の乗務	60日車	180日車
タクシー業務適正化特別措置法第13条	運転者証の表示義務違反	40日車	120日車	タクシー業務適正化特別措置法第13条	運転者証の表示義務違反	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法第15条	運転者証の記載事項の訂正義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車	タクシー業務適正化特別措置法第15条	運転者証の記載事項の訂正義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項、第2項	運転者証の返納等義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車	タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項、第2項	運転者証の返納等義務違反 ①未実施率20%未満 ②未実施率20%以上50%未満 ③未実施率50%以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車
タクシー業務適正化特別措置法第18条	運転者証の譲渡等禁止違反	40日車	120日車	タクシー業務適正化特別措置法第18条	運転者証の譲渡等禁止違反	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法第18条の2	講習の受講命令違反	60日車	許可の取消し	タクシー業務適正化特別措置法第18条の2	講習の受講命令違反	60日車	許可の取消し
タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項	負担金納付命令違反	60日車	許可の取消し	タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項	負担金納付命令違反	60日車	許可の取消し

H20.6/13一部改正

タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項	タクシー乗車禁止地区における乗車	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法第44条	タクシー等に関する事前届出、変更の事前届出違反 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・継続的なものと認められるもの	警告 10日車	20日車 30日車
タクシー業務適正化特別措置法第45条第1項、第2項	タクシーである旨の表示等義務違反 ①表示なし率20%未満 ②表示なし率20%以上50%未満 ③表示なし率50%以上	勧告 警告 10日車	10日車 20日車 30日車
タクシー業務適正化特別措置法第46条第1項	個人タクシー事業者乗務証表示義務違反	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法第47条	運転者証等類似不正表示禁止違反	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法第51条第1項	報告義務違反、虚偽の報告 検査拒否、虚偽陳述	10日車 60日車	30日車 許可の取消し
施行規則第31条	個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正義務違反	20日車	60日車
施行規則第34条	個人タクシー事業者乗務証の譲渡等の禁止	40日車	120日車

- (注)1. 表中(※)が付されている違反事項について、運輸規則第22条第1項により最高乗務距離の限度を定める旨指定された地域内の事業者の停止日車数については、初違反40日車・再違反120日車の違反は初違反50日車・再違反150日車に、初違反30日車・再違反90日車の違反は初違反40日車・再違反120日車に、初違反20日車・再違反60日車の違反は初違反30日車・再違反90日車に、初違反10日車・再違反30日車の違反は初違反15日車・再違反45日車に、初違反警告・再違反20日車の違反は初違反10日車・再違反30日車に、初違反勧告・再違反10日車は初違反15日車・再違反15日車にそれぞれ加重を行うものとする。
2. 表中(☆)が付されている違反事項について、タクシー業務適正化特別措置法の**特定**指定地域内の事業者については、初違反30日車・再違反90日車の違反は初違反40日車・再違反120日車に、初違反20日車・再違反60日車の違反は初違反30日車・再違反90日車に、初違反10日車・再違反30日車の違反は初違反15日車・再違反45日車に、初違反警告・再違反20日車の違反は初違反10日車・再違反30日車に、初違反勧告・再違反10日車の違反は初違反15日車・再違反15日車に、初違反口頭注意・再違反警告の違反は初違反勧告・再違反10日車にそれぞれ加重を行うものとする。
3. 「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成14年1月31日付け関自旅2第6554号、関整保第946号)1.(3)の「一定の違反」とは、この表で※、☆又は◎が付されている違反事項又は最高速度違反若しくは過労運転違反により事故惹起があった場合の当該違反に関連する違反事項に係る違反とする。
4. 選任している運行管理者が、1月の間、不在となっている場合を含む。
5. ①の一部不適切は、公表の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。
6. 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを予約するなど管理及び保守する者が別に存在する施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。
7. 補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼は、実施していないものとみなす。
8. 「記録なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。
9. 「記録保存なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合及び点呼記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。
10. 点呼の未実施率0%(点呼実施率100%)の場合であって、運行管理者による点呼が1/3未満の場合については、初違反を「警告」、再違反を「20日車」とする。
11. 「記録保存なし率」の算出に当たっては、乗務記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。
12. 「記録保存なし率」の算出に当たっては、運行記録計による記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。
13. 「記録保存なし」の算出に当たっては、事故の記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。
14. 「1」及び「2」の①の一部不適切は、告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。なお、「2」①の初回欄については、「運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反を引き起こした場合であって、一般乗用旅客自動車運送事業者が、当該行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知のあった場合」を除き、告示の実施状況が3分の2以上である場合は警告とする。
15. 「2」に関して、運転者が悪質な法令違反(過労運転(道路交通法第66条に規定する過労運転及び当該運転者について改善基準告示の未遵守が31件以上の場合に限る。)、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、ひき逃げ又は最高速度違反(30km/h以上(高速自動車道及び自動車専用道路においては40km/h以上)の超過に限る。))を伴う重大事故を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等のあった場合(改善基準告示の未遵守を除く。)であって、運送事業者に指導及び監督の義務があるにもかかわらず当該違反行為の指導及び監督を明らかに実施していなかった場合には3日の事業の停止を加算する。(ただし、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成14年1月31日付け関自旅2第6554号、関整保第946号)4.(1)(オ)による事業の停止を行う場合には、当該3日の事業の停止は加算しないものとする。また、処分対象営業所に当該3日の事業停止処分を行った場合であって、当該違反行為として「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」4.(1)(オ)により処分対象営業所に事業停止期間を加算する場合には、当該7日の事業停止期間を4日とする。)
16. ①の一部不適切は、告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。
17. ①の一部不適切は、従業員に対する指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。
18. 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあつては、初回の12月点検整備を含める。
19. 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあつては、初回の12月点検整備を除く。

タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項	タクシー乗車禁止地区における乗車	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法第44条	タクシー等に関する事前届出、変更の事前届出違反 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・継続的なものと認められるもの	警告 10日車	20日車 30日車
タクシー業務適正化特別措置法第45条第1項、第2項	タクシーである旨の表示等義務違反 ①表示なし率20%未満 ②表示なし率20%以上50%未満 ③表示なし率50%以上	勧告 警告 10日車	10日車 20日車 30日車
タクシー業務適正化特別措置法第46条第1項	個人タクシー事業者乗務証表示義務違反	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法第47条	運転者証等類似不正表示禁止違反	40日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法第51条第1項	報告義務違反、虚偽の報告 検査拒否、虚偽陳述	10日車 60日車	30日車 許可の取消し
施行規則第31条	個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正義務違反	20日車	60日車
施行規則第34条	個人タクシー事業者乗務証の譲渡等の禁止	40日車	120日車

- (注)1. 表中(※)が付されている違反事項について、運輸規則第22条第1項により最高乗務距離の限度を定める旨指定された地域内の事業者の停止日車数については、初違反40日車・再違反120日車の違反は初違反50日車・再違反150日車に、初違反30日車・再違反90日車の違反は初違反40日車・再違反120日車に、初違反20日車・再違反60日車の違反は初違反30日車・再違反90日車に、初違反10日車・再違反30日車の違反は初違反15日車・再違反45日車に、初違反警告・再違反20日車の違反は初違反10日車・再違反30日車に、初違反勧告・再違反10日車は初違反15日車・再違反15日車にそれぞれ加重を行うものとする。
2. 表中(☆)が付されている違反事項について、タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の事業者については、初違反30日車・再違反90日車の違反は初違反40日車・再違反120日車に、初違反20日車・再違反60日車の違反は初違反30日車・再違反90日車に、初違反10日車・再違反30日車の違反は初違反15日車・再違反45日車に、初違反警告・再違反20日車の違反は初違反10日車・再違反30日車に、初違反勧告・再違反10日車の違反は初違反15日車・再違反15日車に、初違反口頭注意・再違反警告の違反は初違反勧告・再違反10日車にそれぞれ加重を行うものとする。
3. 「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成14年1月31日付け関自旅2第6554号、関整保第946号)1.(3)の「一定の違反」とは、この表で※、☆又は◎が付されている違反事項又は最高速度違反若しくは過労運転違反により事故惹起があった場合の当該違反に関連する違反事項に係る違反とする。
4. 選任している運行管理者が、1月の間、不在となっている場合を含む。
5. ①の一部不適切は、公表の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。
6. 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを予約するなど管理及び保守する者が別に存在する施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。
7. 補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼は、実施していないものとみなす。
8. 「記録なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。
9. 「記録保存なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合及び点呼記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。
10. 点呼の未実施率0%(点呼実施率100%)の場合であって、運行管理者による点呼が1/3未満の場合については、初違反を「警告」、再違反を「20日車」とする。
11. 「記録保存なし率」の算出に当たっては、乗務記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。
12. 「記録保存なし率」の算出に当たっては、運行記録計による記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。
13. 「記録保存なし」の算出に当たっては、事故の記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。
14. 「1」及び「2」の①の一部不適切は、告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。なお、「2」①の初回欄については、「運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反を引き起こした場合であって、一般乗用旅客自動車運送事業者が、当該行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知のあった場合」を除き、告示の実施状況が3分の2以上である場合は警告とする。
15. 「2」に関して、運転者が悪質な法令違反(過労運転(道路交通法第66条に規定する過労運転及び当該運転者について改善基準告示の未遵守が31件以上の場合に限る。)、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、ひき逃げ又は最高速度違反(30km/h以上(高速自動車道及び自動車専用道路においては40km/h以上)の超過に限る。))を伴う重大事故を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等のあった場合(改善基準告示の未遵守を除く。)であって、運送事業者に指導及び監督の義務があるにもかかわらず当該違反行為の指導及び監督を明らかに実施していなかった場合には3日の事業の停止を加算する。(ただし、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成14年1月31日付け関自旅2第6554号、関整保第946号)4.(1)(オ)による事業の停止を行う場合には、当該3日の事業の停止は加算しないものとする。また、処分対象営業所に当該3日の事業停止処分を行った場合であって、当該違反行為として「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」4.(1)(オ)により処分対象営業所に事業停止期間を加算する場合には、当該7日の事業停止期間を4日とする。)
16. ①の一部不適切は、告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。
17. ①の一部不適切は、従業員に対する指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。
18. 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあつては、初回の12月点検整備を含める。
19. 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあつては、初回の12月点検整備を除く。

別紙1

道路交通法の規定に基づく最高速度違反行為に係る通知等に関する処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項

道路運送法第27条第1項の規定に基づく旅客自動車運送事業運輸規則第38条

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、次に掲げる公安委員会からの道路交通法の規定に基づく通知等があった事業者を対象とする。

- (a) 第22条の2第2項の規定により定められたところに基づく協議があった事業者
- (b) 第75条の2第2項の規定により意見聴取のあった事業者
- (c) 第108条の34の規定により通知があった事業者

3. 処分の量定

初 回	2回目	3回目以上
20日車	60日車	180日車

4. 処分等の基準の適用

- ① 公安委員会から2.の規定に基づく通知等があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、次の②の(ア)又は(イ)のいずれかによる最高速度違反行為を理由とした処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所にあつては、文書による警告を行うものとする。また、2(a)の規定に基づく協議がない場合であつて、2(c)の規定のみに基づく通知の場合にあつては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。)にあつては再違反の基準を適用するものとする。
- ② 最高速度違反行為を理由とした文書による警告又は本基準の適用により車両停止処分を行った日の翌日から起算して3年以内に、2により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3による「処分の量定」により処分するものとする。ただし、この場合、大型車両(乗車定員が30人以上のものをいう。)にあつては、1つの最高速度違反を1.5件として計算するものとする。
なお、本基準の適用により処分等を行った後の違反行為件数の計算に当たっては、その処分等を行った以前に受理された通知等に係る違反件数は加算しないものとする。
- (ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(予備車両の車両数を除く。(イ)において同じ。))が存する場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)
- (イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。)の件数の総和が、過去1年間に於いて5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(予備車両の車両数を除く。(イ)において同じ。))が存する場合にあつては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

別紙1

道路交通法の規定に基づく最高速度違反行為に係る通知等に関する処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項

道路運送法第27条第1項の規定に基づく旅客自動車運送事業運輸規則第38条

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、次に掲げる公安委員会からの道路交通法の規定に基づく通知等があった事業者を対象とする。

- (a) 第22条の2第2項の規定により定められたところに基づく協議があった事業者
- (b) 第75条の2第2項の規定により意見聴取のあった事業者
- (c) 第108条の34の規定により通知があった事業者

3. 処分の量定

初 回	2回目	3回目以上
20日車	60日車	180日車

4. 処分等の基準の適用

- ① 公安委員会から2.の規定に基づく通知等があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、次の②の(ア)又は(イ)のいずれかによる最高速度違反行為を理由とした処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所にあつては、文書による警告を行うものとする。また、2(a)の規定に基づく協議がない場合であつて、2(c)の規定のみに基づく通知の場合にあつては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。)にあつては再違反の基準を適用するものとする。
- ② 最高速度違反行為を理由とした文書による警告又は本基準の適用により車両停止処分を行った日の翌日から起算して3年以内に、2により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3による「処分の量定」により処分するものとする。ただし、この場合、大型車両(乗車定員が30人以上のものをいう。)にあつては、1つの最高速度違反を1.5件として計算するものとする。
なお、本基準の適用により処分等を行った後の違反行為件数の計算に当たっては、その処分等を行った以前に受理された通知等に係る違反件数は加算しないものとする。
- (ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(予備車両の車両数を除く。(イ)において同じ。))が存する場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)
- (イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。)の件数の総和が、過去1年間に於いて5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(予備車両の車両数を除く。(イ)において同じ。))が存する場合にあつては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

別紙2

旅客自動車運送事業用自動車の駐停車違反及び放置行為その他の道路交通法上の違反に係る行政処分等の基準について

1. 適用条項

道路運送法第27条第1項の規定に基づく旅客自動車運送事業運輸規則第38条

2. 行政処分等の対象

以下の(イ)、(ロ)を除く駐停車違反、放置行為その他の道路交通法上の違反について、公安委員会から次の(a)、(b)に掲げる道路交通法の規定に基づく通知等があった事業者を対象とする。

- (イ) 無免許運転、過労等運転、飲酒運転、ひき逃げ

別紙2

旅客自動車運送事業用自動車の駐停車違反及び放置行為その他の道路交通法上の違反に係る行政処分等の基準について

1. 適用条項

道路運送法第27条第1項の規定に基づく旅客自動車運送事業運輸規則第38条

2. 行政処分等の対象

以下の(イ)、(ロ)を除く駐停車違反、放置行為その他の道路交通法上の違反について、公安委員会から次の(a)、(b)に掲げる道路交通法の規定に基づく通知等があった事業者を対象とする。

- (イ) 無免許運転、過労等運転、飲酒運転、ひき逃げ

- (ロ) 最高速度違反
- (a) 第75条第3項の規定により意見聴取があった事業者
- (b) 第108条の34の規定により通知があった事業者

3. 処分の量定
20日車の自動車等の使用停止処分とする。

4. 処分等の基準の適用

- ① 公安委員会から2.の規定に基づく通知等があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による道路交通法違反を理由とした処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあつては、文書による警告を行うものとする。また、2.(a)の規定に基づく意見聴取がない場合であつて、2.(b)の規定のみに基づく通知の場合にあつては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。以下同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置行為」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。
- ② 2.を理由とした文書による警告又は本基準の適用により自動車等の使用停止処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2.による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置行為」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3.による処分を行うものとする。ただし、当該営業所に100台以上の旅客運送事業用自動車(一般乗合旅客自動車運送事業における予備車両を除く。)が存する場合にあつては、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。
なお、本基準の適用により処分等を行った日以前に係る違反は加算しないものとする。
- ③ 放置行為で道路交通法上の車両の使用制限処分の意見聴取があつた場合、道路運送法の放置行為による車両停止処分の基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分は道路運送法の車両停止処分とみなすものとする。
- ④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。

- (ロ) 最高速度違反
- (a) 第75条第3項の規定により意見聴取があった事業者
- (b) 第108条の34の規定により通知があった事業者

3. 処分の量定
20日車の自動車等の使用停止処分とする。

4. 処分等の基準の適用

- ① 公安委員会から2.の規定に基づく通知等があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による道路交通法違反を理由とした処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあつては、文書による警告を行うものとする。また、2.(a)の規定に基づく意見聴取がない場合であつて、2.(b)の規定のみに基づく通知の場合にあつては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。以下同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置行為」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。
- ② 2.を理由とした文書による警告又は本基準の適用により自動車等の使用停止処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2.による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置行為」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3.による処分を行うものとする。ただし、当該営業所に100台以上の旅客運送事業用自動車(一般乗合旅客自動車運送事業における予備車両を除く。)が存する場合にあつては、違反件数とその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。
なお、本基準の適用により処分等を行った日以前に係る違反は加算しないものとする。
- ③ 放置行為で道路交通法上の車両の使用制限処分の意見聴取があつた場合、道路運送法の放置行為による車両停止処分の基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分は道路運送法の車両停止処分とみなすものとする。
- ④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。